

豊かな水と緑あふれる秋田

～ みんなで持続可能な社会を目指して ～

第3次秋田県環境基本計画

令和3年3月

秋 田 県

豊かな水と緑あふれる秋田 ～みんなで持続可能な社会を目指して～

秋田県は、米代川、雄物川、子吉川をはじめとする多くの河川、白神山地を始めとする緑あふれる森林、それらの間に広がる水田など豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然の恵みのもとで日々の生活を営み、経済活動を行い、豊かな伝統や文化をはぐくんできました。

一方で、近年多発する豪雨や大型台風等、地球温暖化が要因と考えられる気候変動などへの対応が課題となっており、政府では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボン・ニュートラルを宣言しました。

地球温暖化をはじめ環境・経済・社会の諸課題は、密接に関連し、複雑化しており、それらを統合的に解決することが求められている中で、本県が有する豊かな自然環境を、今後も適切に保全していくためには、これまでの取組に加え、国際社会の共通目標であるSDGsや、国が掲げる地域循環共生圏の考え方を取り入れた施策を推進していくことが必要であることから、その道標となる「第3次秋田県環境基本計画」を策定しました。

本計画では、「豊かな水と緑あふれる秋田」を次世代へ継承するため、県民、事業者、民間団体、行政など各主体のパートナーシップによる環境施策の推進を通じて、持続可能な社会の実現を目指すことにしております。

今後も、本計画に基づいて各種の環境保全施策を総合的に推進してまいりたいと考えておりますので、県民・事業者、民間団体の皆様方におかれましては、それぞれの役割に応じた環境保全の取組を積極的に進められるようご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月



秋田県知事

佐 竹 敬 久

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の役割・位置付け.....	15
第3節 計画の期間.....	15
第2章 秋田県のすがた.....	16
第1節 自然特性.....	16
第2節 社会特性.....	18
第3章 目指すべき環境像と実現に向けての基本方針.....	23
第4章 環境保全に関する施策の展開.....	27
第1節 自然と人との共生可能な社会の構築.....	28
第2節 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成.....	40
第3節 地球環境保全への積極的な取組.....	59
第4節 環境保全に向けての全ての主体の参加.....	67
第5節 共通的・基盤的施策の推進.....	72
第5章 計画の推進.....	75
第1節 主体別行動指針.....	75
第2節 計画の進行管理.....	81

付属資料 用語解説

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 第3次環境基本計画策定の趣旨

本県の豊かな環境を保全し次世代へ継承していくため1997年（平成9年）12月に「秋田県環境基本条例*」を制定しました。その基本理念の実現に向け、環境保全*に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「秋田県環境基本計画*」（以下「第1次計画」という。）を1998年（平成10年）3月に策定しました。2011年（平成23年）3月には、第1次計画の期間満了に伴い「第2次秋田県環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し環境保全施策を展開してきましたが、2020年度（令和2年度）をもって計画期間が満了しました。

その間、国外に目を向けると、地球規模の環境の危機を反映し、2015年（平成27年）の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、すべての国が2030年（令和12年）までに達成する国際社会の共通の目標として持続可能な開発目標（SDGs）*が設定されました。また、同年には2020年（令和2年）以降の気候変動*問題に関する新たな取組である「パリ協定」*が採択されており、第2次計画の策定以降、環境に関し最も大きな動きがあった年といえます。近年では、海洋に流出したプラスチックごみによる汚染が世界的な課題となっており、国際的な取組が進められています。

国では、国際的な環境の動向に的確に対応すべく、2018年（平成30年）に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、SDGsや「地域循環共生圏」*の考え方を活用し、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指した取組を示しています。また、同年には気候変動適応法*に基づき、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策を推進するため「気候変動適応計画」*が閣議決定されました。2019年（令和元年）には、「プラスチック資源循環戦略」*が策定され、3R*+Renewable（持続可能な資源）を基本原則として、プラスチックごみをはじめとする廃棄物*の発生抑制、資源循環の取組が強く求められています。また、2020年（令和2年）10月には、首相の所信表明において「2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボン・ニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、この挑戦を産業構造や経済社会の発展につなげ、経済と環境の好循環を生み出していきたいとしています。

本県においては、2018年（平成30年）に県政運営方針として「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」*が策定され、全国のすう勢を上回るペースで進む人口減少、少子高齢化などの課題を克服し、実効性あるプランを推進することで、「時代の変化を捉え力強く未来を切り開く秋田」を創り上げていくことを目指しています。

環境施策においても、人口減少、少子高齢化などの課題を踏まえ、環境・社会・経済の課題と相互に関連し複雑化する環境問題への対応が必要となっています。また、急速に世界中に拡大した新型コロナウイルスの感染拡大の脅威は、私たちのライフスタイルや経済・社会システムにも大きく影響を及ぼしています。

こうした社会情勢の変化や環境を取り巻く課題に対応し、本県の豊かな環境を保全し次世代へ継承していくため、今後の環境施策の道標となる新たな「第3次秋田県環境基本計画」（以下「第3次計画」という。）を策定することとします。

【文中の*印が付いている語句については、付属資料の「用語解説」に掲載していますので、ご参照ください。】

2 環境に関する主な状況の変化

(1) 世界的情勢

今日における世界的な環境問題としては、気候変動、海洋プラスチックごみ*汚染をはじめとした資源の不適正な管理、生物多様性*の損失があげられます。海洋プラスチックごみ、生物多様性の損失は地球規模の課題であり、国際的な連携の下で、取組を進めていくことが重要です。

① 気候変動

気候変動に関する科学的、技術的及び社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とし、1988年(昭和63年)に国連環境計画(UNEP*)と世界気象機関(WMO*)により設立された国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC*)は、気候システムの温暖化は疑う余地がなく、人間による影響が近年の温暖化の支配的要因であった可能性が極めて高いこと(95%以上)などを示したIPCC第5次評価報告書を2014年(平成26年)に公表しました。

気候変動に対する危機感是世界中に広がり、2015年(平成27年)に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、その中核をなすものとして持続可能な開発目標(SDGs)を提示しています。SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含むすべての国が2030年(令和12年)までに取り組む国際目標として、環境、経済、社会の向上にかかる17のゴール及び169のターゲットから構成されています。

また、同年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書以来の法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。2020年(令和2年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなど世界共通の長期目標としています。

一方、世界の温室効果ガス*排出量はパリ協定採択後においても十分な削減がみられておらず、2019年(令和元年)の二酸化炭素の排出量は、国際エネルギー機関(IEA*)より過去最多の排出量を記録した2018年(平成30年)と同程度の約330億トンであったと報告されています。2019年(令和元年)には地球温暖化*の影響と考えられる欧州での記録的な熱波などが起きており、日本でも記録的な豪雨による洪水や土砂災害が起きています。

2019年(令和元年)の国連気候行動サミット2019では、65カ国およびカリフォルニアなど自治体レベルの主要な経済圏が、2050年(令和32年)までに温室効果ガス排出量を正味ゼロにすることを誓う一方で、70カ国は、2020年(令和2年)までに自国の行動計画を強化する予定であるか、すでに強化を開始していることを発表しました。

パリ協定

パリ協定とは、2015年(平成27年)にフランスのパリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された、2020年(令和2年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。パリ協定では、次のような世界共通の長期目標を掲げています。

『世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続する。』

SDGs(持続可能な開発目標)

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年(平成27年)9月の国連サミットで決定した国際社会共通の目標です。

このサミットでは、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中核を成すSDGsは、17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成されています。

この17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における効果を生み出すマルチベネフィット*を目指すこと、という特徴があります。

SDGsの達成には、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、目指すべき未来を考えて現在すべきことを考えるという「バックカスティング」の考え方が重要とされています。さらに、あらゆる主体が参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進が掲げられています。

【SDGs 17のゴール】

※環境省では、17ゴールのうち、13ゴール(赤字)は直接的に環境に関連しているとしています。

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 貧困の撲滅 | 10. 国内と国家間の不平等の是正 |
| 2. 飢餓撲滅、食料安全保障 | 11. 持続可能な都市 |
| 3. 健康・福祉 | 12. 持続可能な消費と生産 |
| 4. 万人への質の高い教育、生涯学習 | 13. 気候変動への対処 |
| 5. ジェンダー平等 | 14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用 |
| 6. 水・衛生の利用可能性 | 15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性 |
| 7. エネルギーへのアクセス | 16. 平和で包摂的な社会の促進 |
| 8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用 | 17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化 |
| 9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション | |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《参考》17のゴールと169のターゲットはこちらをご参照ください。
外務省ウェブページ「JAPAN SDGs Action Platform」

(出典: 国連広報センター)

② 海洋プラスチック汚染

海洋プラスチックごみは、不適正な管理等により海洋に流出し、生態系*を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、海洋プラスチックごみの量は極めて膨大で、世界全体で毎年約 800 万トンのプラスチックごみが海洋に流出しており、このままでは 2050 年（令和 32 年）には海洋中のプラスチックごみの重量が海洋中の魚の重量を超えるとの試算もされています。また、近年はマイクロプラスチック*（一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響も懸念されています。

2018 年（平成 30 年）6 月にカナダで開催された G7 シャルルボワ・サミットでは、海洋プラスチック問題等に対応するため世界各国に具体的な対策を促す「健康な海洋、海、レジリエントな沿岸地域社会のためのシャルルボワ・ブループリント」が採択されました。

その翌年の 2019 年（令和元年）6 月に長野県で開催された「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」では、資源効率化・海洋プラスチックごみなどについて議論され、議論の内容をまとめたコミュニケ及びその付属文書が 20 か国・地域の同意により採択されています。同年 6 月に開催された G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみに関して 2050 年（令和 32 年）までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を G20 首脳間で共有し、軽井沢で行われた閣僚会合で策定した「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が承認されました。「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」は、G20 以外の国にも参加を促し、2020 年（令和 2 年）3 月末時点で 59 か国がビジョンに賛同しています。

また、廃棄物の管理能力の低い途上国では、プラスチックごみが不適正に処理されるおそれがあり、その結果海洋への流出へつながることもあるため、2019 年（令和元年）にジュネーブで開催されたバーゼル条約の締約国会議では、リサイクル*に適さない汚れたプラスチックごみを規制対象とすることが決定されるとともに、海洋プラスチックごみに関するパートナーシップの設立が決定しました。

③ 生物多様性の損失

地球上には様々な自然の中に、多様な環境に適応して進化した様々な生き物が約 3,000 万種も存在し、相互につながり支えあって生きています。私たちの生活はこうした生物多様性がもたらす恩恵（生態系サービス*）を基盤に成り立っています。

例えば、私たちが生きるために必要な呼吸は、植物が光合成*によって作りあげた酸素を取り込み、二酸化炭素を放出します。放出した二酸化炭素は、植物が吸収してくれます。また、雲の生成や雨による水の循環、それに伴う気温・湿度の調整も森林や湿原の水を貯える働きが関係しています。私たちが暮らしの中で利用している食料、木材、繊維、医薬品なども様々な生物を活用することで成り立っています。

それに加え、豊かな森林は、地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収するほか、山地の災害の防止や土壌の流出防止にもつながっており、生物多様性が私たちの暮らしにもたらす恩恵は安全・安心の基礎にもなっています。

2019 年（令和元年）5 月に開催された I P B E S（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学—政策プラットフォーム）第 7 回総会で承認・公表された報告書においては、自然とその人々への重要な寄与は世界的に悪化しているとし、人為的な複数の要因によって地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されていると評価されています。世界の陸地の 75%以上が著しく改変され、海洋の 66%では累積的な影響が悪化傾向にあり、湿地*の 85%以上が消失したとしています。また、報告書で評価した動物と植物群のうち平均約 25%が絶滅危惧種*であり、推計 100 万種がすでに絶滅の危機に瀕しているとされ、これらの種の多くは、生物多様性への脅威を取り除かなければ、今後十数年で絶滅するおそれがあるとされています。

生物多様性の問題は、世界全体で取り組むべき重要なことであるため、1992 年（平成 4 年）5 月に生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的とした「生物多様性条約」が採択されました。2010 年（平成 22 年）に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、2020 年（令和 2 年）までの世界目標として「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。愛知目標では、2050 年（令和 32 年）までの長期目標（ビジョン）として、「自然と共生する」世界の実現が掲げられています。また、2020 年（令和 2 年）までの短期目標（ミッション）として、「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げ、目標達成のため 5 つの戦略目標と 20 の個別目標が設定されています。各国では、目標の達成に向け取組を進めてきましたが、2020 年（令和 2 年）9 月に I P B E S が公表した地球規模生物多様性概況第 5 版（GB05）では、愛知目標（20 項目）について、「一部が達成または達成見込みのものが 6 項目あったが、全ての目標で完全に達成できたものはなかった。」と結論付け、森林減少や種の絶滅の進行に歯止めがかかっていないとして各国に対策の強化を求めています。

なお、現行の生物多様性戦略計画の計画期間は 2020 年（令和 2 年）までとなっており、ポスト 2020 となる新たな生物多様性の世界目標は、COP15（2021 年（令和 3 年））において採択される予定になっています。

(2) 国内の動向

① 第五次環境基本計画の策定

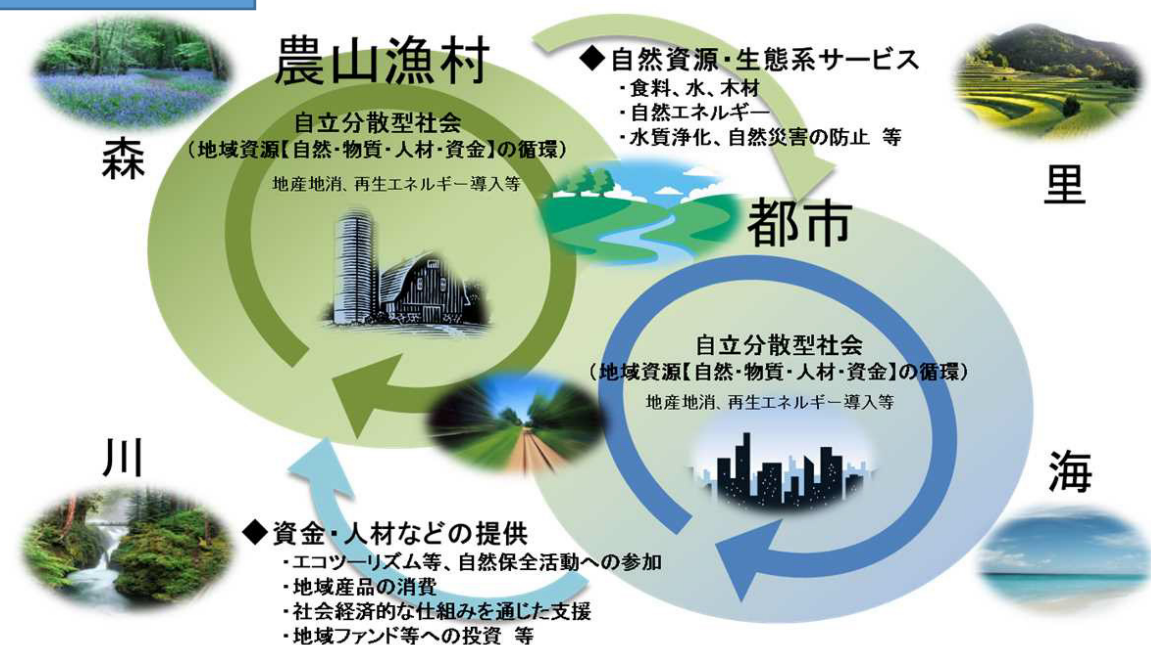
国では、2018年（平成30年）4月に「第五次環境基本計画」を策定しています。

SDGsやパリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画として、SDGsの考え方を活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化することを目指しています。

環境・経済・社会の統合的向上の具体化のカギの一つとなるのが、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支え合う考え方である「地域循環共生圏」としています。

「地域循環共生圏」は、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域資源を活かし自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合いながら、農山漁村も都市も活かすという地域づくりの考え方で、地域でのSDGsの実践を目指すものです。

地域循環共生圏



(出典：第五次環境基本計画の概要 環境省)

自立分散	相互連携	循環・共生
各地域が自然環境への負荷を極力低減しながら、地域資源(自然・物資・人材・資金)の自立循環を促す。 ・地産地消、再生エネルギー導入等	不足分を補い合い、近隣地域と連携・共生関係を構築。 【農山漁村】 ↑↓ 自然資源・生態系サービス 【都市】 市場(資金・人材提供等)	エネルギーなどの資源の循環および自然との共生により持続可能な社会を構築する。 ・再生可能エネルギー、 ・廃プラスチックの再生等

② 気候変動への対応

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づく地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」を2016年（平成28年）に閣議決定し、温室効果ガスの排出削減及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について示されています。

「地球温暖化対策計画」では、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比26.0%減の水準にするとの中期目標の達成に向けて着実に取り組むこと、長期的目標として2050年（令和32年）までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す方向として掲げています。

また、2018年（平成30年）には気候変動適応法が施行されました。

気候変動適応法とは、地球温暖化その他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、気候変動適応を推進することを目的として、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動への適応の推進のために担うべき役割を明確化し、適応策の法的仕組みを定めた法律です。適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際的展開等が定められ、国は「気候変動適応計画」を策定し、都道府県及び市町村は「地域気候変動適応計画」の策定及び「地域気候変動適応センター*」の設置が努力義務とされました。

さらに、同年には気候変動適応法第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

「気候変動適応計画」では、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

気候変動適応計画 7つの基本戦略

- ①あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
（農業・防災等の各施策に適応を組み込み効果的に施策を推進）
- ②科学的知見に基づく気候変動適応を推進
（観測・監視・予測・評価、調査研究、技術開発の推進）
- ③研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
（国立環境研究所・国の研究機関・地域適応センターの連携）
- ④地域の実情に応じた気候変動適応を推進する
（地域計画の策定支援、広域協議会の活用）
- ⑤国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応計画を促進する
（国民参加の影響モニタリング、適応ビジネスの国際展開）
- ⑥開発途上国の適応能力の向上に貢献する
（アジア太平洋地域での情報基盤作りによる途上国支援）
- ⑦関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する
（気候変動適応推進会議（議長：環境大臣）の下での省庁連携）

③ 循環型社会の形成に向けて

循環型社会*の形成に向けて、第四次循環型社会形成推進基本計画が2018年（平成30年）に閣議決定されました。第四次計画では、環境側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げたいと、
「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、
「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」及び「循環分野における基盤整備」を将来像と示しています。

2019年（令和元年）には第四次計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（持続可能な資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として策定しています。重点戦略として、「プラスチック資源循環」、「海洋プラスチック対策」、「国際展開」、「基盤整備」について取組を示しています。

また、海洋プラスチックごみによる環境汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題であり、具体的な取組について、海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議において、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定しました。プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、5つの取組を徹底していくことを示しています。

さらに、食品ロス*の削減の推進に関する法律が2019年（令和元年）に施行され、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を消費し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示しています。2020年（令和2年）には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定め、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、事業者、消費者等の取組の指針を示しています。

④ 海岸漂着物等対策

日本の海岸には、国内及び周辺の国や地域から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じています。

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」制定以降も、海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼしており、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっています。2018年（平成30年）6月には「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行され、法律名が「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物*等の処理等の推進に関する法律」に改正されました。また、2019年（令和元年5月）には、同法の改正を踏まえた海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更が閣議決定されています。この変更では、「海岸漂着物等の円滑な処理」、「海岸漂着物等の効果的な発生抑制」、「多様な主体の適切な役割分担と連携の確保」、「国際連携の確保及び国際協力の推進」等の項目が追加されたことと、都道府県が積極的に地域計画の作成又は変更を検討することで、海岸における

良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理を推進することとしています。

⑤ 生物多様性の保全

2010 年度（平成 22 年度）の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された、愛知目標の達成に向けたロードマップを示すとともに、2011 年（平成 23 年）3 月に発生した東日本大震災を踏まえた、今後の自然共生社会*のあり方を示す「生物多様性国家戦略*2012-2020」が、2012 年（平成 24 年）に閣議決定されました。

生物多様性国家戦略では、2020 年（令和 2 年）までの重点施策として、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつけるの 5 つの基本戦略が設定されています。

2020 年（令和 2 年）からは、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われています。

（３）本県の動向

① 気候変動への取組

本県では、地球温暖化対策推進法が施行されたことを受け、1999 年（平成 11 年）に「温暖化対策 美の国あきた計画（秋田県地球温暖化対策推進計画*）」を策定し、地球温暖化対策についての全県的な取組を開始しました。

2007 年（平成 19 年）3 月には、同計画を改訂し、温室効果ガス排出量を 2010 年度（平成 22 年度）までに、基準年度の 1999 年度（平成 11 年度）比で 9.5%削減を目標とし、引き続き温暖化対策に取り組んできました。

しかし、2007 年度（平成 19 年度）における本県の温室効果ガス排出量は、1999 年度（平成 11 年度）を約 27%上回り、県民総参加で地球温暖化対策を一層推進していくことが必要となったことから、県、事業者、県民等の責務を明らかにするなど、地球温暖化対策に関し必要な事項を定めた「秋田県地球温暖化対策推進条例」を 2011 年（平成 23 年）3 月に制定するとともに、同条例に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス排出量を 2020 年度（令和 2 年度）までに、1990 年度（平成 11 年度）比で 11%削減（森林吸収量は含まない。）することを目標とした「秋田県地球温暖化対策推進計画」を 2011 年（平成 23 年）4 月に策定しました。

2016 年（平成 28 年）5 月に国が地球温暖化対策計画を策定したことを踏まえ、2017 年（平成 29 年）3 月に「第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定しております。

第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画に基づき、2030 年度（令和 12 年度）の温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 26%削減することを目標とし、「省エネルギー対策」、「省エネ以外の排出抑制等対策」、「再生可能エネルギー*等の導入」、「森林吸収量の確保」に重点的に取り組むほか、環境教育や普及啓発活動による県民運動を展開しています。

② 循環型社会の形成への取組

本県では、循環型社会の形成に向けて、2007年（平成19年）3月に「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、2011年（平成23年）6月には廃棄物の適正処理と循環型社会形成を一体的に推進するために秋田県廃棄物処理計画を取り入れた「第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

2016年（平成28年）3月には大規模災害発生時における廃棄物処理や人口減少社会への対応などの新たな取組を加えた「第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。第3次計画では、「県民、地域団体、NPO等、事業者、市町村などすべての主体が参加し、共通認識の下に、相互に連携協力しながら全員で取り組むことにより、環境と経済が好循環し、次世代に継承できる循環型社会を目指す」とし、本県が目指す循環型社会の姿を明確にするとともに、「3Rの推進と地域循環圏*の形成」、「循環型社会ビジネスの進行」、「廃棄物の適正処理の推進」を施策の方向性として掲げ、循環型社会の形成に向けて取り組んできました。

2021年（令和3年）3月には、3Rの推進のほか、SDGsや海洋プラスチックごみ等の新たな視点を踏まえ、「全員参加で環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築」を目指す「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、引き続き循環型社会の形成に向けて取り組んでいきます。

③ 海岸漂着物等対策への取組

本県では、2009年（平成21年）7月に施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に係る法律」を受け、2011年（平成23年）に「秋田県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定しました。2016年（平成28年）には「第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、各関係機関等と連携しながら、海岸漂着物対策に取り組んできたところですが、依然として海岸には年間を通じて大量のごみ等が漂着し続けており、海岸の景観や環境、地域住民の生活や地域の経済活動に影響をもたらす深刻な問題となっています。

2021年（令和3年）3月には、海岸漂着物等の現状を踏まえ、さらには国際的な問題となっている海洋プラスチックごみ問題など国内外の動向を踏まえたうえで、「海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全」を目指し、海岸漂着物等対策を総合的かつ効率的に推進することを目的とした「第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、引き続き海岸漂着物対策に取り組んでいきます。

④ 生物多様性の保全への取組

本県は、山岳地等の変化に富んだ地形や湿潤な気候風土を有する自然環境に恵まれ、森林、里地里山*、河川・湖沼、沿岸域などの多様な生態系を形成し、多様な野生動植物が生息、生育しています。

また、私たちの生活は、本県の豊かな生物多様性がもたらす恩恵（生態系サービス）のうえに成り立っています。

県では、豊かな生物多様性を将来世代に引き継いでいくため、様々な取組を進めてきました。1999年度（平成11年度）に本県の生物多様性を保全するための指針をまとめた「秋田県生物多様性保全

構想」を策定しました。また、2002年（平成14年）に発行した秋田県版レッドデータブック*動物編・植物編が発行から10年以上経過したため、2012年（平成24年）から改定作業に着手し、2020年（令和2年）3月に秋田県版レッドデータブック 2020 動物Ⅱ（哺乳類・昆虫類）の発刊をもって一連の改訂作業が終了しました。この改訂作業により得られた新たな知見やデータを活用しつつ、関連する事業との整合性を図りながら、2021年（令和3年）に「秋田県生物多様性地域戦略」を策定しています。

今後は、私たちが暮らすうえで欠かすことのできない本県の生物多様性の保全・確保をするため、本地域戦略に基づく様々な取組を進めてまいります。

環境をめぐる国と県の動き

(2011年(平成23年)3月～2020年(令和2年)3月)

国	県
・環境教育等促進法改正 (平成23年3月) ・環境影響評価法改正 (平成23年4月) ・第四次環境基本計画策定 (平成24年4月) ・生物多様性国家戦略2012～2020策定 (平成24年9月) ・第三次循環型社会形成推進基本計画策定 ・フロン排出抑制法改正 (平成25年6月) ・水循環基本法制定 (平成26年4月) ・鳥獣保護管理法改正 (平成26年5月) ・気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)での「パリ協定」採択 (平成27年12月) ・地球温暖化対策計画策定 (平成28年5月) ・第五次環境基本計画策定 (平成30年4月) ・第四次循環型社会形成推進基本計画策定 (平成30年6月) ・気候変動適応法制定 (平成30年6月) ・気候変動適応計画策定 (平成30年11月) ・食品ロスの削減の推進に関する法律制定 (平成31年5月) ・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン策定 (令和元年5月) ・プラスチック資源循環戦略策定 (令和元年5月)	・秋田県地球温暖化対策推進条例制定 (平成23年3月) ・秋田県海岸漂着物対策推進地域計画策定 (平成23年3月) ・秋田県地球温暖化対策推進計画策定 (平成23年4月) ・第2次秋田県環境基本計画策定 (平成23年6月) ・第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 (平成23年6月) ・八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)策定 (平成23年6月) ・秋田県環境教育等に関する行動計画策定 (平成23年6月) ・第2期ふるさと秋田元気創造プラン策定 (平成23年6月) ・十和田湖水質・生態系改善行動指針改定 (平成27年3月) ・第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 (平成28年3月) ・第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画策定 (平成28年3月) ・第2次秋田県地球温暖化対策推進計画策定 (平成29年3月) ・第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画策定 (平成29年3月) ・秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定 (平成29年8月) ・秋田県災害廃棄物処理計画策定 (平成30年3月) ・第3期ふるさと秋田元気創造プラン策定 (平成30年3月) ・八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)策定 (令和2年3月)

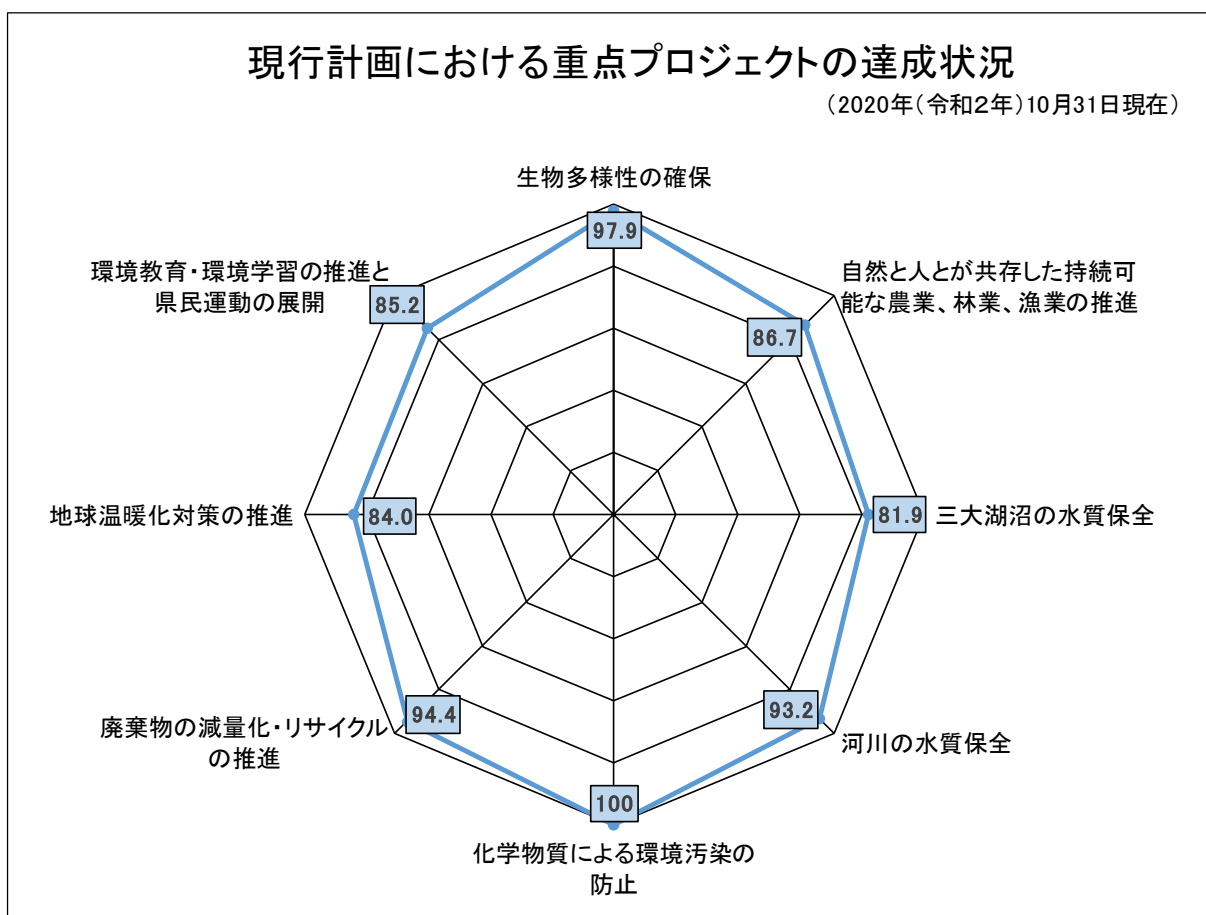
3 第2次計画の状況

第2次計画では、目指すべき環境像の実現に向けた4つの基本方針【①自然と人との共存可能な社会の構築、②環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成、③地球環境保全への積極的な取組、④環境保全に向けての全ての主体の参加】を踏まえ、特に重点的に取り組んでいかなければいけないものを「重点プロジェクト（8項目）」として位置付け、施策目標（数値目標）を掲げ、その達成に向けて取り組んでいます。

重点プロジェクトとの達成状況は、全ての項目で達成率が80%を超えており、本県の良い環境は概ね維持されています。

また、県民を対象に実施した環境に関するアンケート調査の結果では、本県の環境の変化に関する実感として、半数以上の51%が「どちらともいえない（現状維持）」と回答し、次いで、約30%が「良くなっている」、「やや良くなっている」と回答しています。アンケート調査においても、本県の良好な環境は概ね維持されているといえる結果が得られています。

今後も本県の良好な環境を維持していくためには、これまでの取組を推進させるほか、新たな保全施策を策定し、環境保全を図る必要があります。



※項目毎の達成率は13～14 ページに記載

第2次環境基本計画に掲げる重点プロジェクトの進捗状況

項 目				単位	現 状 (年度)	目標値 (年度)	達成率 (%)	
1 生物多様性の確保								
1-1	県自然環境保全地域等の指定数			地域	22 (R1)	23 (R2)	95.7	97.9 ^{※6}
1-2	レッドリスト見直し対象分類群数			群	8 (R1)	8 (R2)	100	
2 自然と人とが共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進								
2-1	農地等の保全活動取組面積			ha	107,045 (R1)	111,000 (R3)	96.4	86.7 ^{※6}
2-2	保安林の累積整備面積 (平成13年度からの累積面積)			ha	40,234 (R1)	62,736 (R2)	64.1	
2-3	スギ人工林間伐面積			ha	4,761 (R1)	6,400 (R2)	74.4	
2-4	木質バイオマス燃料の利用量			t	489,386 (R1)	157,000 (R2)	100	
2-5	農山村と都市住民等の交流参加者数			千人	10,859 (R1)	11,000 (R2)	98.8	
3 三大湖沼の水質保全								
3-1	十和田湖	湖心	COD ^{※1}	mg/L	1.5 (R1)	1以下 (R2)	66.7	81.9 ^{※6}
3-2	田沢湖	湖心	pH ^{※1}	—	5.0 (R1)	6以上 (R2)	83.3	
3-3			COD ^{※1}	mg/L	0.5未満 (R1)	1以下 (R2)	100	
3-4	八郎湖	湖心 (調整池)	COD ^{※1}	mg/L	9.0 (R1)	7.3 (H30)	81.1	
3-5			全窒素 ^{※1}	mg/L	0.97 (R1)	0.77 (H30)	79.4	
3-6			全りん ^{※1}	mg/L	0.075 (R1)	0.083 (H30)	100	
3-7		大湊橋 (東部承水路)	COD ^{※1}	mg/L	12.0 (R1)	7.8 (H30)	65.0	
3-8			全窒素 ^{※1}	mg/L	1.2 (R1)	0.77 (H30)	64.2	
3-9			全りん ^{※1}	mg/L	0.081 (R1)	0.080 (H30)	98.8	
3-10		野石橋 (西部承水路)	COD ^{※1}	mg/L	14 (R1)	9.3 (H30)	66.4	
3-11			全窒素 ^{※1}	mg/L	1.4 (R1)	1.2 (H30)	85.7	
3-12			全りん ^{※1}	mg/L	0.075 (R1)	0.069 (H30)	92.0	

※1 CODは75%値、pH、全窒素、全りんは平均値である。

第2次環境基本計画に掲げる重点プロジェクトの進捗状況

項 目		単位	現 状 (年度)	目標値 (年度)	達成率 (%)	
4 河川の水質保全						
4－1	公共用水域環境基準適合率 (BOD・COD)	%	89.0 (R1)	95 (R2)	93.7	93.2 ^{※6}
4－2	生活排水処理施設普及率	%	88.0 (R1)	95 (R17) ^{※2}	92.6	
5 化学物質による環境汚染の防止						
5－1	ダイオキシン類環境基準達成率	%	100 (R1)	100 (R2)	100	100 ^{※6}
6 廃棄物の減量化・リサイクルの推進						
【基本目標】循環利用率 ^{※3}		%	10.5 (H30)	13.0 (R2)	80.7	94.4 ^{※6}
6－1	県民1人1日当りのごみ排出量	g	989 (H30)	940 (R2)	95.0	
6－2	一般廃棄物最終処分量	千t	32 (H30)	33 (R2)	100	
6－3	産業廃棄物排出量	千t	2,485 (H30)	2,260 (R2)	90.9	
6－4	産業廃棄物最終処分量	千t	271 (H30)	295 (R2)	100	
6－5	県認定リサイクル製品の認定数(累計)	製品	423 (R1)	389 (R2)	100	
7 地球温暖化対策の推進						
7－1	県内の温室効果ガス排出量 ^{※4} 基準年度(H25)比	%	94.7 (H28)	90 (R2)	95.0	84.0 ^{※6}
7－2	新エネルギー導入量(原油換算量) ^{※5}	千kL	1,027 (H30)	1,406 (R2)	73.0	
8 環境教育・環境学習の推進と県民運動の展開						
8－1	こどもエコクラブ会員数(累計)	人	27,804 (R1)	32,000 (R2)	86.9	85.2 ^{※6}
8－2	環境あきた県民塾受講者数(累計)	人	1,186 (R1)	1,150 (R2)	100	
8－3	あきたビューティフル・サンデー参加者数 (あきたクリーン強調月間参加者数を含む)	千人	103 (R1)	150 (R2)	68.7	

※2 生活排水処理施設*普及の目標値は、平成28年度策定の「秋田県生活排水処理整備構想（第4期構想）」で定めている。

※3 循環利用率は5年毎に調査しているため、平成30年度値が最新である。

※4 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画で設定した令和12年度の目標値を令和2年度に達成すべき数値に換算したものである。

※5 第2期秋田県新エネルギー産業戦略の令和2年度に達成すべき数値に換算したものである。

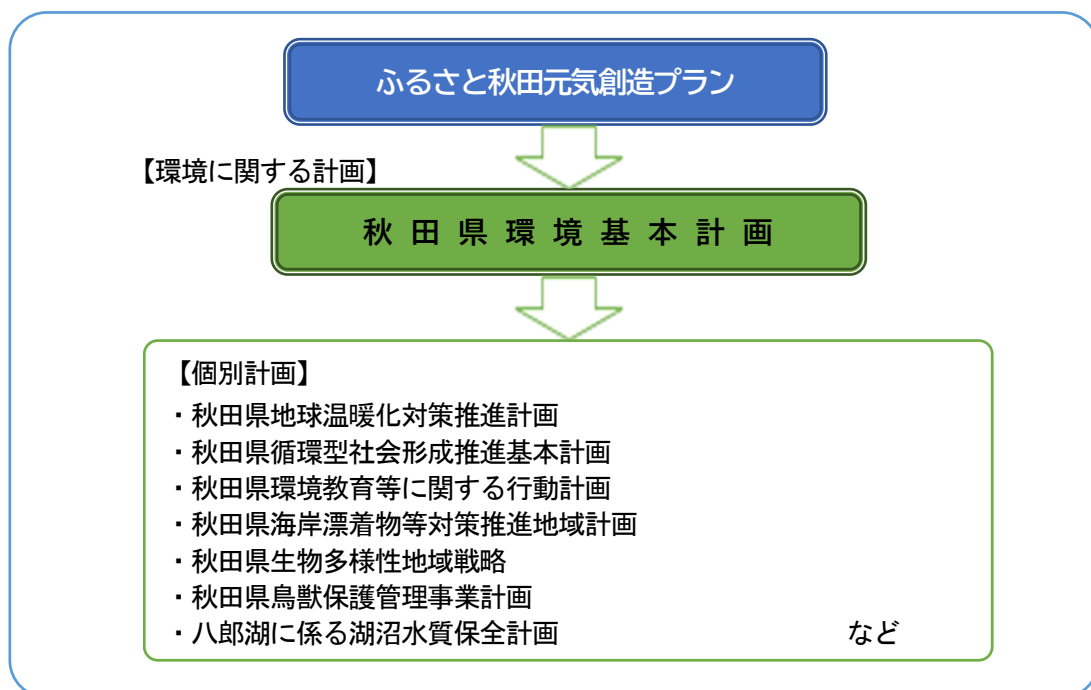
※6 各項目の達成率の平均値である。

第2節 計画の役割・位置付け

「第3次計画」は、本県の総合的な計画である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の基本政策の一つである“環境保全対策の推進”の実現を目指し、秋田県環境基本条例第9条の規定に基づき策定したものであり、環境の保全に関する施策の方向性を示すための計画です。

県が環境に関する各施策を推進するにあたっては、本計画との整合を図ることにより環境への配慮がなされるとともに、本計画に掲げる施策を着実に実施することにより、本県の豊かで快適な環境が確保されるものです。

また、環境・経済・社会の課題は相互に関連し、複雑化してきているため、県民、事業者、民間団体、行政などの各主体のパートナーシップ及び積極的な参画なくして解決が図れないことから、それぞれの主体が果たすべき役割や環境保全に向けた取組の指針を示すものです。



第3節 計画の期間

第3次計画の期間は、2021年度（令和3年度）から、2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

なお、本計画は、環境に関する国の動向などに関する方針等も踏まえつつ総合的に検討し、推進していく必要があることから、県政運営の指針との整合性を図りつつ、適宜見直しを図ることとします。

第2章 秋田県のすがた

第1節 自然特性

1 位置・地形

本県は、東北地方の北西部に位置し、総面積約 11,638 k m²、全国第6位の広さを有しています。

県土には米代川、雄物川、子吉川の三大河川をはじめ 352 の河川が走り、各地に水の恵みを与えています。

田沢湖は全国一の水深を誇り、十和田湖は2重のカルデラ湖として有名です。また、八郎湖は、国営八郎潟干拓事業により残存した淡水湖です。

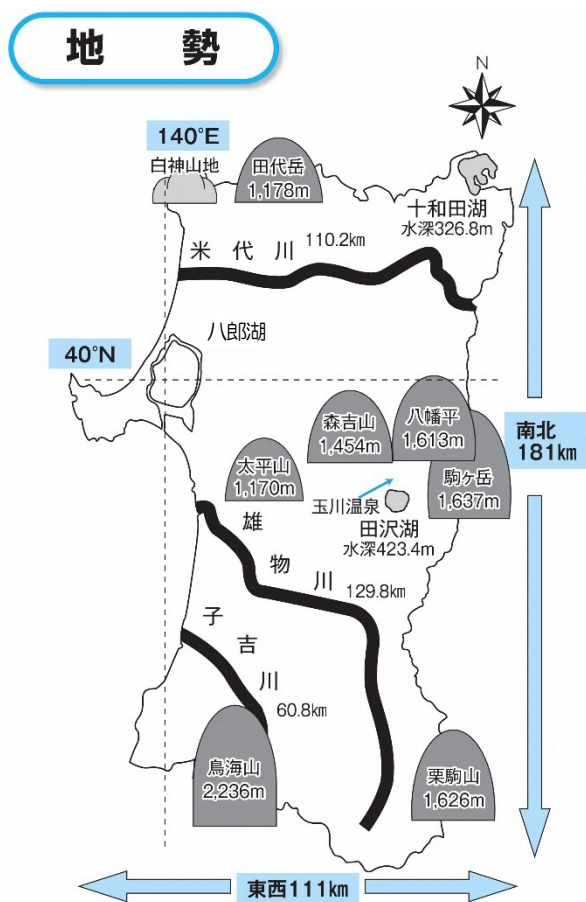
沿岸部の中央には寒風山などの火山を擁する男鹿半島が雄大な造形美を誇り、その南北は長大な海浜が緩やかな海岸線を形成しています。

青森、秋田両県にまたがる白神山地は、広大な原生的ブナ林を擁し、世界遺産*に登録されています。

2 気候・気象

本県の大部分は、日本海型の冷温帯気候に属し、全域が積雪寒冷地域及び豪雪地帯に指定されている日本有数の多雪地帯となっています。特に、森吉山周辺及び平鹿・雄勝地方が降雪の多い地域として知られており、地形等の影響で県北部の積雪量が少なく、県南部で多くなっています。

また、沿岸部と内陸部で気候の顕著な違いが見られます。対馬暖流の影響を強く受ける八森海岸（八峰町）、男鹿半島、由利本荘地域は冬季でも比較的温暖ですが、内陸部では奥羽山脈沿いほど気温が低く寒暖差が大きいのが特徴です。本県の年平均気温は 11℃、年平均降水量は 1,800mm前後で、山沿いでは平地より雨量が多く、特に白神山地、森吉山、鳥海山、丁岳山地などが降水量の多い地域となっています。



資料：あきた県概況 2020

3 環境特性

本県は、山岳地等の変化に富んだ地形や湿潤な気候風土を有する豊かな自然環境に恵まれています。

青森、秋田の県境にまたがる白神山地は、1993年（平成5年）に世界遺産に登録され、そのブナ林は純度の高さや優れた原生状態が保存され、動植物の多様性がみられる世界的にも特異な森林となっています。

秋田県の東部県境には奥羽山脈と那須火山脈が縦走し、八幡平、駒ヶ岳、栗駒山の諸火山と、田沢湖、十和田湖の両カルデラ湖が形成されています。この西側、日本海岸に沿って出羽山地があり、その上を鳥海火山脈が重走し、主峰鳥海山の山容は出羽富士と呼ばれ、美しい裾をひいています。また鳥海山を源とする湧水は、多様な動植物の生態系の基盤を形成しているほか、サケが遡上する河川や森林の栄養を豊富に含んだ湧水は海でとれる岩ガキなど地域の漁業を支えています。

森林は県土の70%を占めており、そのうち50%が針葉樹林を中心とした人工林で、その大半がスギ人工林となっています。

河川は、県北に米代川、中央に雄物川があり、ともに源を奥羽山脈に発して西に流れ、出羽山地を横断して日本海に注いでいます。途中多くの支流を合せて、米代川は鹿角盆地、大館盆地と能代平野を開き、雄物川は横手盆地、秋田平野を開き、県南の鳥海山に発する子吉川はその下流に本荘平野を開いています。

また、各河川の肥沃な盆地や平野部には、多くの都市が発展しています。

湖沼は、三大湖沼である十和田湖、田沢湖、八郎湖のほか、大小さまざまな沼やため池があります。平鹿・仙北地域等の扇状地に多く分布する湧水地帯には、希少なトミヨ属雄物型*や水生植物が生息・生育する貴重な生態系が形成されています。

本県の西側は日本海に面しており、沿岸には暖流の対馬海流が北上しているため、緯度のわりには温暖な気候となっています。そのため、南方系の生物が由利地域や男鹿半島、岩館海岸に線状に分布しています。

日本海に突出している男鹿半島西側一帯及び北部の岩館海岸、南部の象潟海岸には自然性の高い岩礁海岸が発達し、海岸岩礁性の様々な生物群が分布しています。

県内の海岸線にはサンゴ礁や干潟は存在しませんが、男鹿、八森、象潟の岩礁海岸の地先には様々なタイプの藻場*が分布し、特にホンダワラ類を主体とするガラモ場はハタハタの産卵場として不可欠な存在となっています。

第2節 社会特性

1 人口

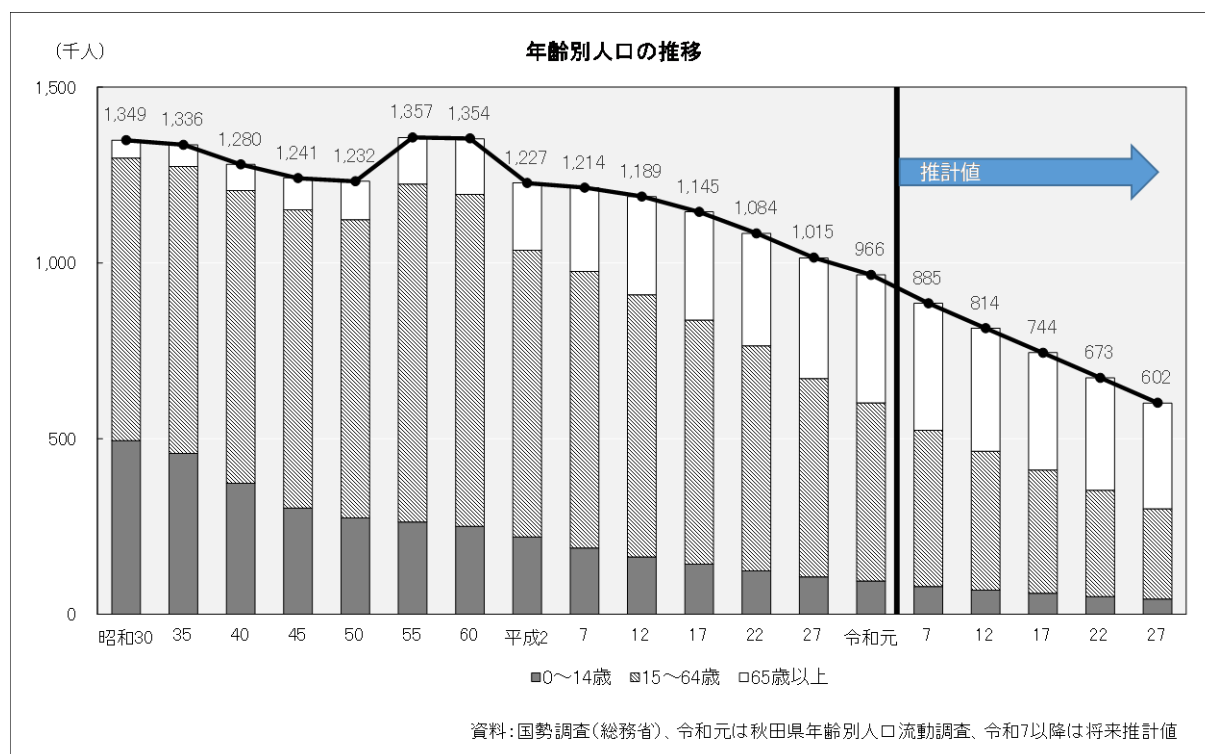
2019年（令和元年）10月現在での秋田県の人口は96.6万人となっており、1956年（昭和31年）の135万人をピークに減少に転じ、2017年（平成29年）には100万人を割り込みました。出生数の減少と高齢化に伴う死亡数の増加による自然減が年々増加していることに加え、進学や就職などによる県外への転出者数が県内への転入者数を上回る社会減が続いている状況で、本県の人口は減少に歯止めがかからない状況にあります。

また、総人口を年齢3区分別の割合でみると、0～14歳の年少人口は9.8%、15～64歳の生産年齢人口は52.5%、65歳以上の老年人口は37.7%となっており、生産年齢人口が減少し、高齢化が進行する状況で、将来的な労働力不足が生じるおそれが懸念されます。

「日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年推計）—2015（平成27）～2045（令和27）年—」（平成30年 国立社会保障・人口問題研究所）によると、2045年（令和27年）の本県の総人口は60.2万人と現在よりも約36万人減少すると推計されています。この減少率は全国で最も大きいものとなっています。

2045年（令和27年）の総人口を年齢3区分別の割合でみると、0～14歳の年少人口は7.4%、15～64歳の生産年齢人口は42.5%となり、これは全国で最も少ない割合となっています。一方、65歳以上の老年人口は50.1%と全国で最も高い割合となっています。このうち、75歳以上の人口が31.9%を占め、これも全国で最も高い割合となっています。

本県の人口は、全国のすう勢を上回るペースで人口減少、少子高齢化が進み、長期的には労働人口の減少と労働力不足による経済への影響が懸念されます。また、人口減少による過疎化地域の拡大や農林水産漁業の担い手不足による耕作放棄地の増加並びに森林及び沿岸域が適正管理がなされない状況などが生じ環境への悪影響も懸念されます。



2 土地利用

2016 年（平成 28 年）の土地利用状況は、森林が 72.4%、次いで農用地が 12.8%などとなっています。1995 年（平成 7 年）以降、利用区分の構成に大きな変化はありませんが、農用地が減少している状況です。

土地利用状況の推移

	平成7年		平成17年		平成21年		平成25年		平成28年	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	1,624	14.0	1,562	13.5	1,550	13.3	1,497	12.9	1,490	12.8
農地	1,580	13.6	1,521	13.1	1,509	13.0	1,497	12.9	1,490	12.8
採草放牧地	44	0.4	41	0.4	41	0.4	—	—	—	—
森林	8,399	72.3	8,383	72.2	8,440	72.5	8,371	71.9	8,421	72.4
原野	140	1.2	137	1.2	137	1.2	156	1.3	153	1.3
水面・河川・水路	396	3.4	403	3.5	405	3.5	410	3.5	418	3.6
道路	294	2.5	330	2.8	342	2.9	342	2.9	345	3.0
宅地	262	2.3	287	2.5	295	2.5	297	2.6	295	2.5
住宅地	166	1.4	178	1.5	181	1.6	181	1.6	180	1.5
工業用地	17	0.1	15	0.1	16	0.1	15	0.1	15	0.1
その他宅地	79	0.7	94	0.8	98	0.8	101	0.9	100	0.9
その他	497	4.3	510	4.4	467	4.0	563	4.8	515	4.4
総面積	11,612	100.0	11,612	100.0	11,636	100.0	11,636	100.0	11,637	100.0

※構成比（％）は、端数処理の関係で各項目の和とは一致しない場合がある。

資料：土地利用現況把握調査 秋田県建設部

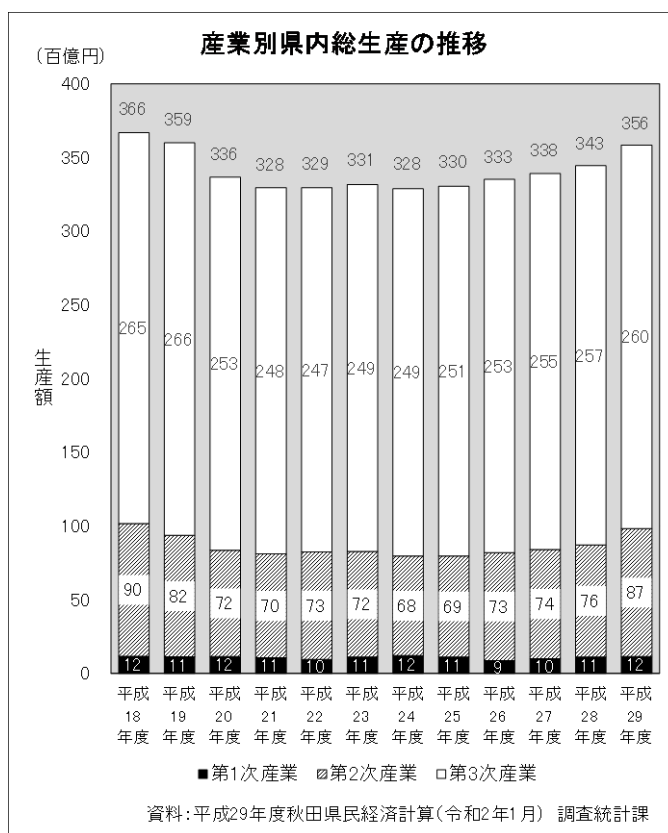
3 経済・産業

（１）産業構造

2017 年度（平成 29 年度）の県内総生産は 356 百億円となっています。また、産業別内訳は、第 1 次産業が 3.2%、第 2 次産業が 24.2%、第 3 次産業が 72.4%となっています。

第 1 次産業は、ほぼ横ばいとなっています。

第 2 次産業及び第 3 次産業は、2008 年度（平成 20 年度）以降リーマンショックの影響もあり、生産額は減少傾向にありましたが、2013 年度（平成 25 年度）からは回復傾向がみられています。



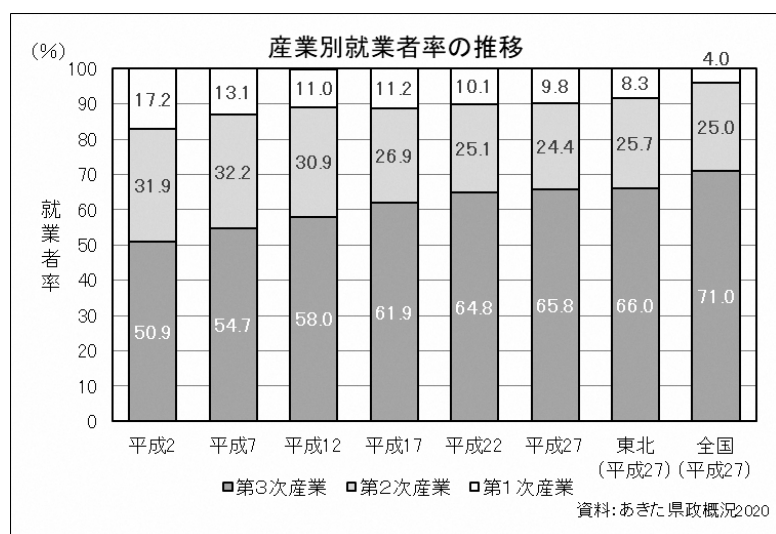
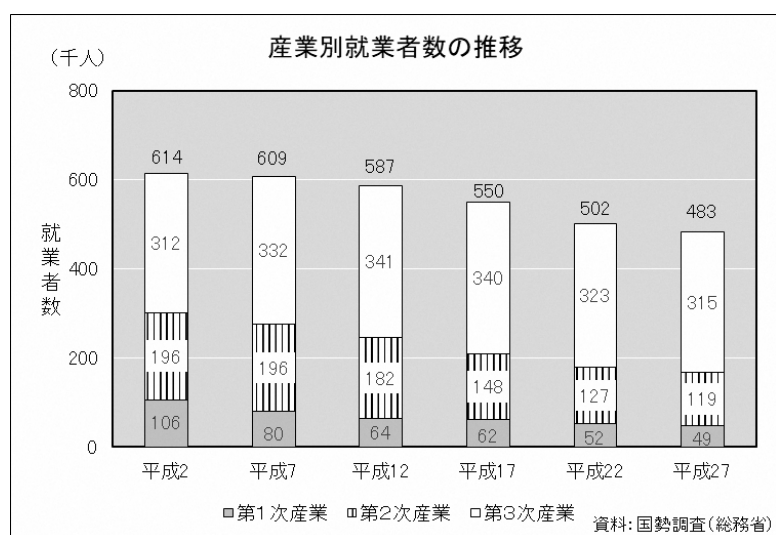
※県内総生産額は端数処理の関係で各項目の和とは一致しない場合がある。

(2) 就業者数

2015 年（平成 27 年）の就業者数は、483 千人と県内総人口の 47.6%となっています。

また、就業者数の推移は減少傾向にあり、2000 年（平成 12 年）からは全ての産業で減少しています。

産業別就業者数の割合は、農業人口が大部分を占める第一次産業が 9.8%と全国（4.0%）に比べ大きな割合を占めています。



4 水利用

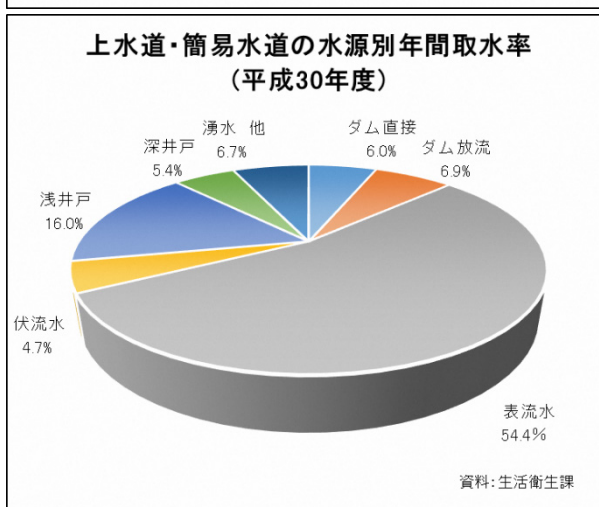
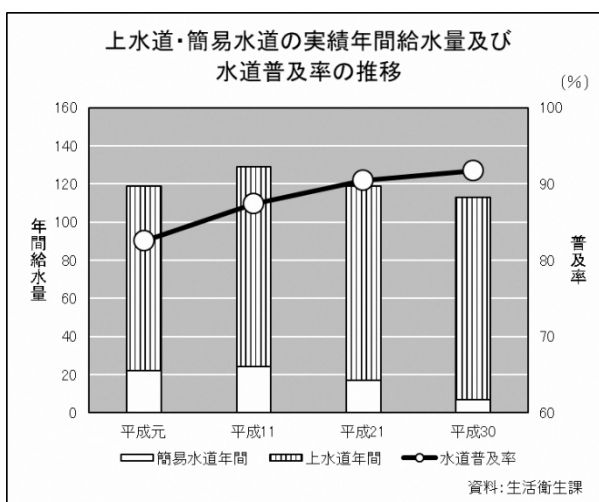
県内の水利用として、2018 年度（平成 30 年度）の上水道・簡易水道の実績年間給水量は 105,942 千 m^3 となっており、1999 年（平成 11 年）頃をピークに減少傾向となっています。

水道普及率は 91.7%と年々上昇傾向にありますが、全国（98.0%）に比べて低くなっています。普及率が低い地域では、地下水や湧水に恵まれ、井戸等への依存傾向が強く見受けられます。

上水道・簡易水道の年間取水量は 129,658 千 m^3 であり、水源別では表流水が 54.4%、次いで浅井戸 16.0%、ダム放流 6.9%、湧水他 6.7% などとなっています。

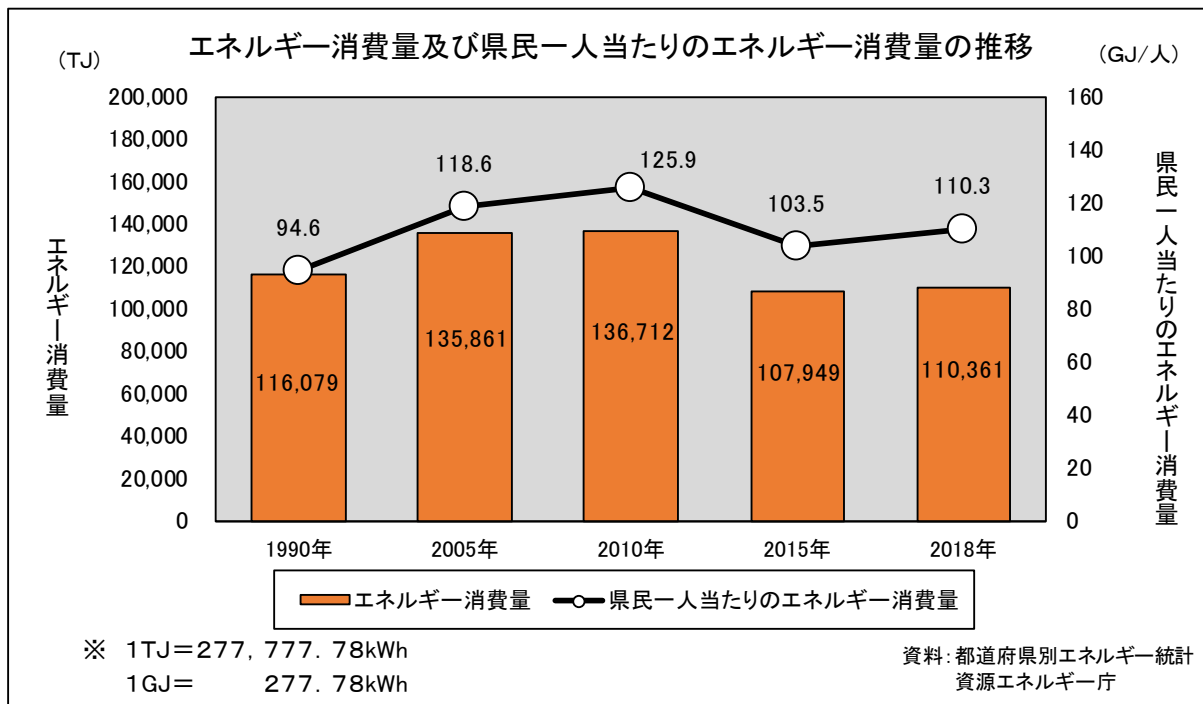
上水道の年間給水量（有収水量）は 87,340 千 m^3 であり、用途別では生活用が多くなっており、次いで業務用・営業用、工場用などで、日常生活における利用が大部分を占めています。

また、秋田工業用水事業では、2018 年度（平成 30 年度）に 1 日当り 157 千 m^3 の工業用水を秋田市の秋田湾区域（飯島・向浜地区）、御所野地区へ供給しています。

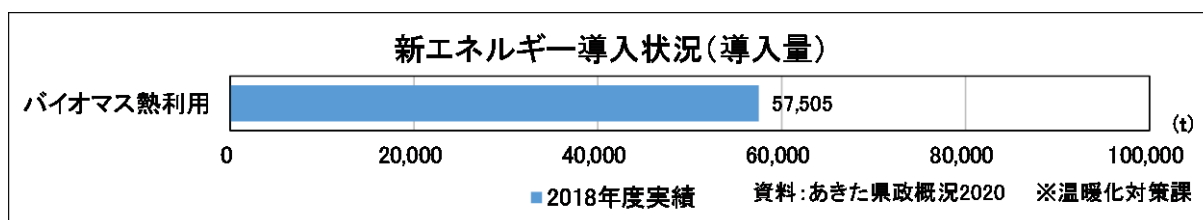
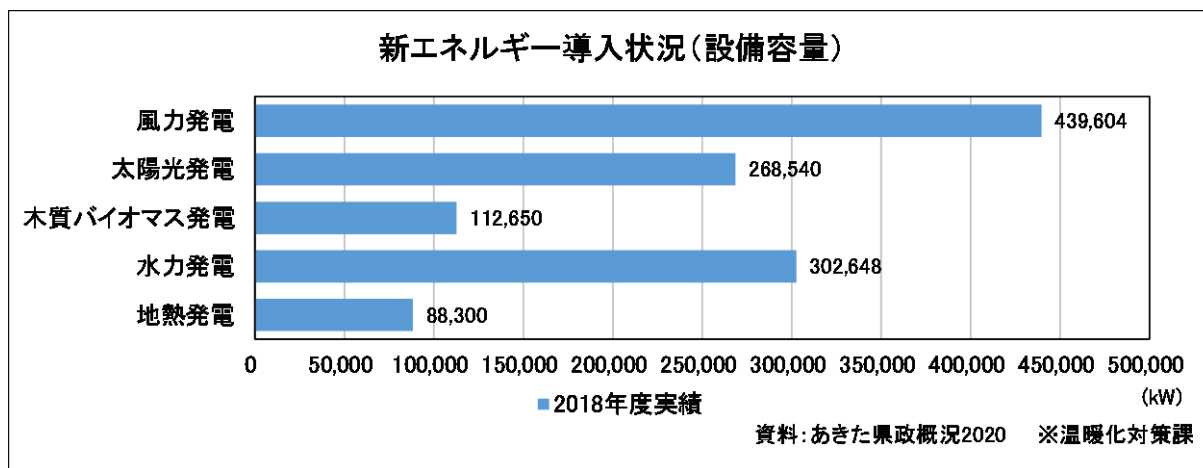


5 エネルギー

2018年度（平成30年度）の県内のエネルギー消費量は、110,361 テラジュール（TJ）であり、県民一人当たりのエネルギー消費量は110.3 ギガジュール（GJ）であり、2015年度（平成27年度）と比較して、県内のエネルギー消費量及び県民一人当たりのエネルギー消費量ともに増加傾向にあります。



2018年（平成30年）に策定した「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」に基づき進めている新エネルギー*の導入状況をみると、設備容量では風力発電が最も多く、次いで水力発電、太陽光発電が多く導入されています。また、バイオマス熱利用も進められています。



第3章 目指すべき環境像と実現に向けての基本方針

本県の広大な県土と豊かな自然に恵まれた環境特性と、人口減少、少子高齢化を克服しなければならない本県の課題を踏まえ、豊かな水と緑あふれる秋田を将来に継承していくため、「将来（令和12年度）の秋田県のすがた」をイメージして、目指すべき環境像を掲げ、県民、事業者、民間団体、行政など、全ての主体のパートナーシップにより、その実現を目指します。

1 将来の秋田の環境

環境に配慮する意識の醸成が図られ、県民総参加による地球温暖化対策や循環型社会の形成を着実に推進させ、引き続き良好な大気や水環境が維持され、豊かな自然環境と生物の多様性が保全されるなど、「豊かな水と緑あふれる秋田」を将来に継承していきます。

なお、県民及び事業者を対象に実施した環境に関するアンケート調査では、本県の環境の将来像として、「良好な大気や水環境が維持され、豊かな自然環境と多様な生物が保全された“豊かな水と緑あふれる秋田”が継承されている」が最も多く望まれている結果となっています。

2030年度(令和12年度)の秋田県の環境のすがた

○本県の豊かな自然に恵まれた環境が保全されており、農林水産資源や観光資源、エネルギー資源など豊富で多彩な自然資源の循環・活用が進んだ持続可能な社会が形成されています。

- ・森林、河川・湖沼、海岸などの多彩な自然環境、そこに息づく多様な動植物と共に暮らし、自然に負担をかけない行動を心がけ、自然からもたらされる恩恵を受け取りながら、心豊かに日々の暮らしをおくっています。
- ・自然公園*や都市公園*など、緑が身近に感じられる場で自然とふれあいながら、自然と調和した活動を行う県民意識が育まれています。
- ・地域住民の協働による農地等の保全、県民参加型の森づくりや沿岸域の保全が図られ、農山漁村の多面的機能が維持されるとともに、地域の農林水産資源やエネルギー資源を最大限に活用した自立・分散型の持続可能な地域づくりが進められています。
- ・エシカル消費*が定着し、食品ロスを減らす取組が実践され、プラスチックの資源循環、廃棄物の3Rや適正処理が進められています。
- ・環境問題を意識し、これまでの暮らしをどのように変えられるかを考え、こまめに省エネを行う、再生可能エネルギーを導入するなど、天然資源の消費の抑制、温室効果ガスの削減が積極的に取り組まれています。
- ・県民、事業者、民間団体、行政などの全ての主体が積極的に環境保全活動に参画し、パートナーシップによる取組が推進されています。

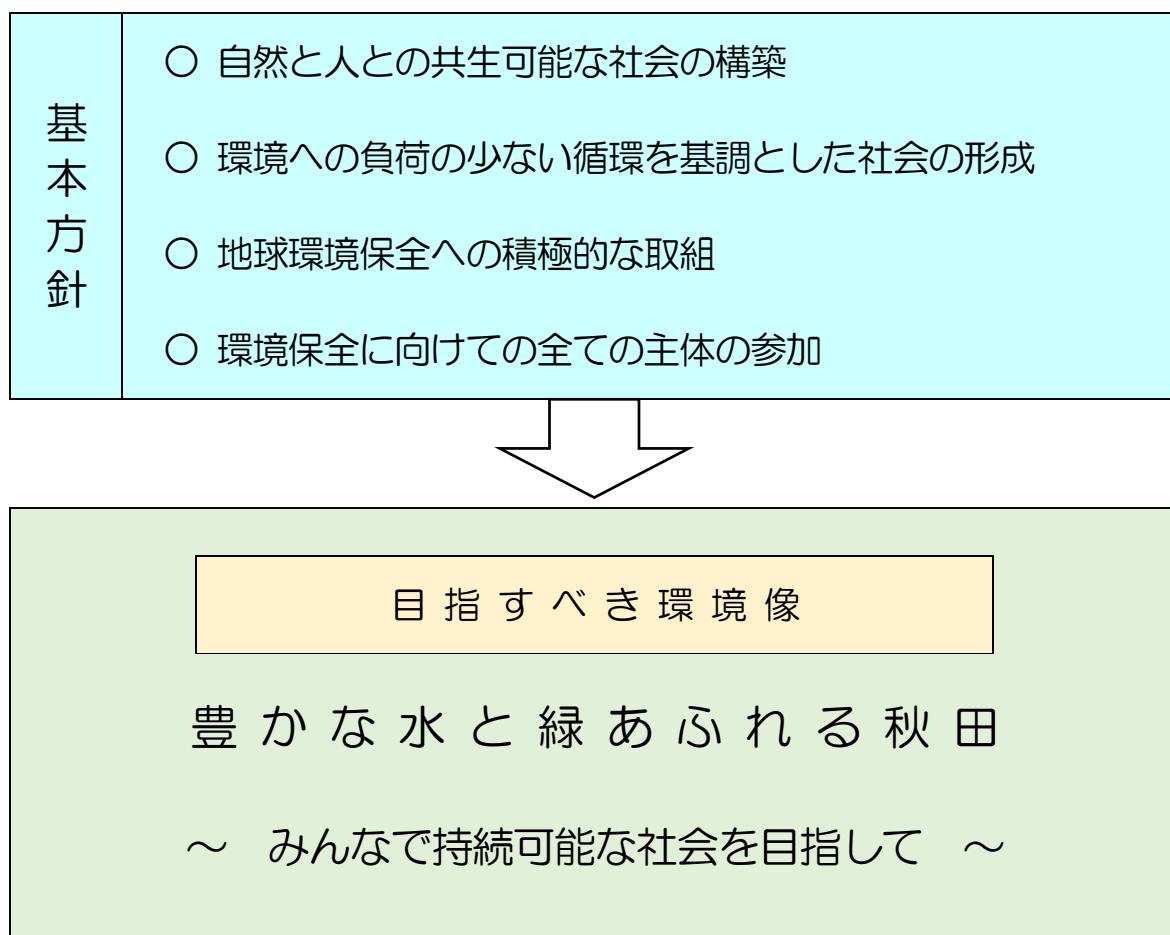
2 基本方針及び目標

これまでの取組により、本県の環境の現状は、自然環境並びに大気、水質をはじめとした生活環境ともに、概ね良好に維持されているといえます。しかしながら、国内外の動向に目を向けると、気候変動、プラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の損失など、地球規模の環境問題が顕在しています。

これらの地球規模の環境の危機を反映し、国連でのSDGs（持続可能な開発目標）やパリ協定の採択など、脱炭素化社会*、持続可能な社会*の実現に向けた動きがあり、国の「第五次環境基本計画」では持続可能な地域づくり「地域循環共生圏」の考え方が示されています。

これからの本県における環境施策は、これまでの取組を推進することに加え、SDGsや地域循環共生圏の考え方をとり入れること、また、本県が抱える人口減少、高齢化社会にも対応した環境施策を計画することで、環境・経済・社会の統合的な向上を目指す必要があります。そのためには、県民、事業者、民間団体、行政の各主体のパートナーシップによる環境施策の推進が重要になります。

秋田県の目指す将来の環境像を実現するための基本方針については、第2次計画で掲げた重要プロジェクトの進捗状況や県民・事業者を対象とした環境に関するアンケート調査の結果を踏まえ、次のとおり定めます。



(1) 自然と人との共生可能な社会の構築

全ての県民が豊かな自然環境を享受するとともに、環境の保全と改善に協力し、これを良好な状態で将来に受け継いでいく責任があります。そのため、本県の豊かな自然環境が、生物多様性の保全や私たちの暮らしに大きな役割を果たしていることを認識し、多様な自然環境と野生動植物の生息・生育環境を確保するとともに、野生鳥獣の適切な保護・管理を行い、自然と人との共生可能な社会を構築する必要があります。

【関連するSDGsゴール】



○ブナ林などの原生的な自然や里地里山などの身近な自然から形成される多様な生態系を保全するとともに、豊かな自然に恵まれた自然景観の保全、並びに都市やその周辺における身近な自然の保全・創出に努めます。

○絶滅のおそれのある種の保護、野生鳥獣の保護・管理、並びに外来種*に対する移入防止対策とその普及啓発に努め、本県に生息・生育する野生動植物の保護を図ります。

○自然とのふれあいを進めるとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性の普及に努め、生物多様性の主流化の浸透を図ります。

○人口減少、少子高齢化に対応した適正な森林や耕作地などの管理を進めるとともに、自然環境と調和した農林水産業を推進し、農地、森林、沿岸域の環境保全機能*の維持・向上に努め、農地、森林、沿岸域の再生可能エネルギーに利用可能な資源を最大限に活用する取組を推進します。

(2) 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成

大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境の保全と物質循環を阻害する側面を持ち、今日の複雑化した環境問題と密接に関係しています。複雑化した環境問題を解決するためには、私たちの日常の生活様式を見直し、3Rを取り入れた環境に優しいライフスタイルへ転換を図り、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会を形成する必要があります。

【関連するSDGsゴール】



○廃棄物の発生抑制に務め、循環利用を行うとともに、循環資源として利用できなかった廃棄物については、適正処理の推進を図ります。また、食品ロス削減の取組やプラスチック資源のリサイクルの推進を図ります。

○良好な大気、水質、土壌環境等の保全や化学物質による環境汚染の防止に努めるとともに、湖沼の水質改善を推進し、安全で健康な暮らしができる生活環境の確保を図ります。

(3) 地球環境保全への積極的な取組

地球温暖化による気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染などの地球規模の環境問題は、異常気象やこれにより引き起こされた災害、並びに海洋生態系への影響や海岸漂着物等による環境汚染など、私たちの身近な環境にもその影響が及んでいます。地球規模の環境問題は、私たち日常生活の様々な活動に起因していることを認識し、環境に配慮した生活様式への転換や環境保全活動へ積極的に参加するなど、地球環境保全に積極的に取り組む必要があります。

【基本方針と関連する主なSDGsゴール】



- 地球温暖化防止に対する県民の意識の醸成を図り、家庭や事業所における省エネ対策や二酸化炭素の吸収源となる森林の整備、再生可能エネルギー導入などに取り組み、県民総参加による地球温暖化防止活動を推進します。
- 温室効果ガスの削減と合わせて、気候変動により既に生じている影響、また将来予測される影響に対処し、リスク回避と被害低減のための適応策を推進します。
- 海洋汚染の原因となるプラスチックごみの海洋への流出を防止するため、廃棄物の発生抑制、適切な処理体制の構築に努めるとともに、県民への普及啓発活動を推進します。

(4) 環境保全に向けての全ての主体の参加

今日の複雑化している環境問題を解決するためには、県民、事業者、民間団体、行政などの全ての主体の参加によって、環境保全を推進していく必要があります。また、人口減少、少子高齢化が進む本県においては、環境保全活動や持続可能な地域づくりの担い手不足が懸念されるため、環境教育・環境学習*を通じて、環境保全活動や持続可能な地域づくりの担い手となる人材を育成していく必要があります。

【基本方針と関連する主なSDGsゴール】

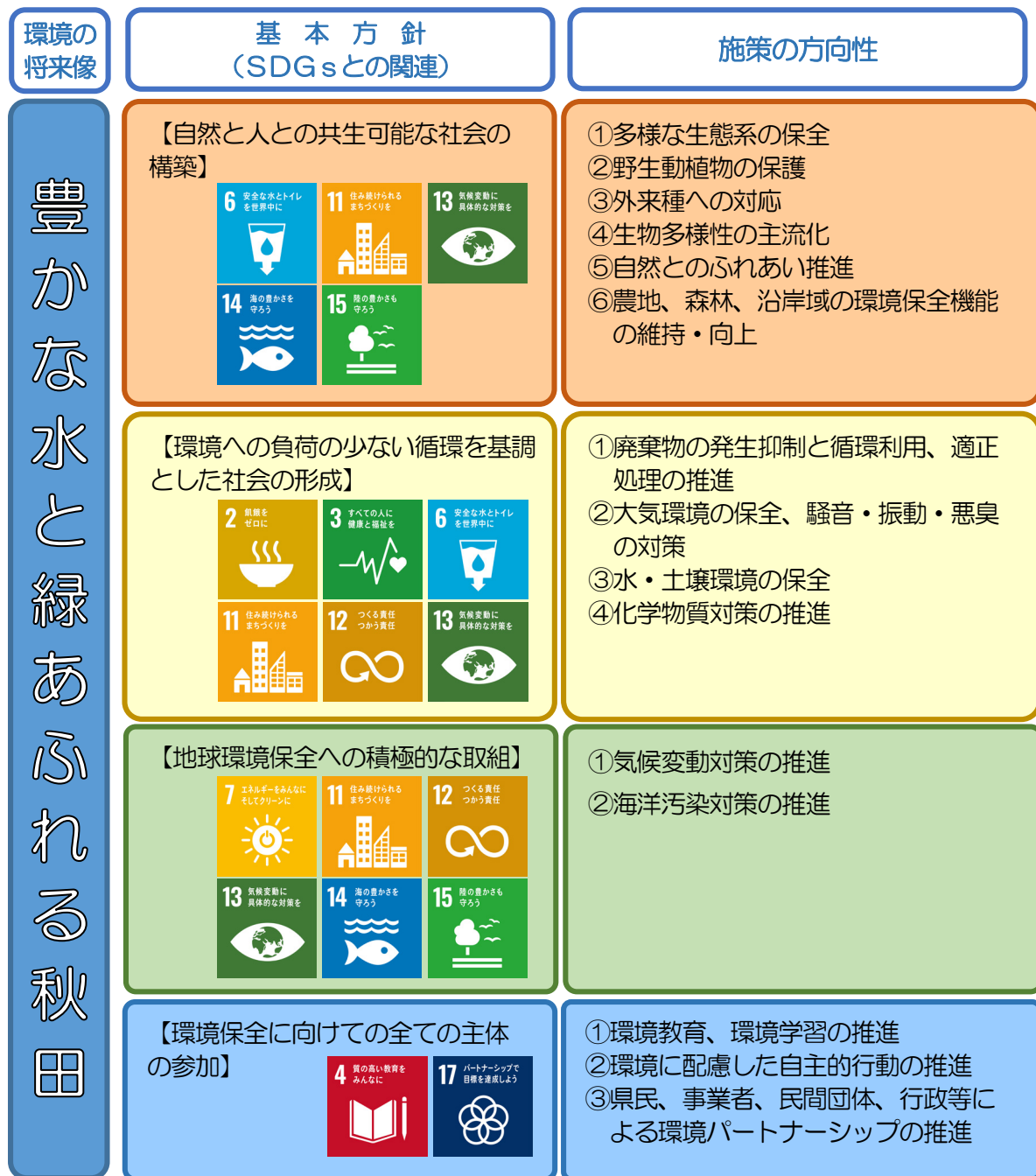


- 幼児期からその発達の段階に応じた環境教育、環境学習を通じて、県民の環境保全意識の醸成を図るとともに、環境保全活動や持続可能な地域づくりの担い手となる人材の育成に努めます。
- 環境保全やその活動に関する情報を広く県民に提供することで、県民一人一人が環境に配慮した行動を自主的・積極的に実践する気運の醸成に努めます。
- 多様な主体が環境保全活動に積極的に参加できる仕組み、実践の場や情報の提供を進め、あらゆる主体の参画による環境パートナーシップの推進に努めます。

第4章 環境保全に関する施策の展開

本章では、環境の現況と課題を踏まえ、本県の目指すべき環境像を目標として、この実現のために計画的かつ総合的に取り組むべき施策の方向性を示します。

また、SDGsの考え方を活用し、マルチベネフィット*（複数の課題に対する統合的な解決）及び全員参加型（パートナーシップ）の基本方針を踏まえた、個別の環境施策を推進することで複数の課題解決を目指します。



【共通的・基盤的施策の推進】 ※各基本方針全てに共通する方向性として

施策の方向性

①環境影響評価の推進 ②環境監視・測定体制の整備 ③環境マネジメントシステムの普及・推進

第1節 自然と人との共生可能な社会の構築

1 多様な生態系の保全

本県の豊かな自然環境が、生物の多様性や私たちの暮らしに大きな役割を果たしていることを認識し、多様な主体とのパートナーシップによる生態系の保全を推進します。

【現況】

本県は、日本海と奥羽山脈に囲まれた約 11,638 k m²に及ぶ県土を有しており、そこには多様な生態系が形成され、多種多様な動植物がみられます。この多様な生態系は、私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらしています。

県土の約 70%を占め本県の生態系の中核をなしている森林は、県内に生息・生育する多くの動植物の存在基盤となっています。

雄物川、米代川、子吉川の三大河川を代表とした河川などは、水生生物、水生植物の生息・生育場となっているほか、周辺の水田地帯とも利水等で密接な関係にあります。

沿岸域は、暖流の対馬海流が北上しているため、緯度の割には温暖な気候となっており、南方系の植物が由利地域、男鹿半島、岩館海岸などに線状に分布しています。男鹿、八森、象潟の岩礁海岸の地先には藻場が分布し、ハタハタの産卵場となっているほか、岩礁地帯はハヤブサなどの猛禽類やウミウなどの繁殖地にもなっています。

その他にも、高山性の風衝草原、広葉草原のほか、山地帯に多く見られる高茎草原、海岸風衝草原などの自然草原、古くからの放牧や採草、火入れなどの人為的干渉により成立してきた男鹿半島の寒風山や鳥海山麓の冬師湿原などの二次草原から形成される草地生態系*、先人達により形成された、集落を取り巻く二次林*、混在する農地やため池などからつくられた里地里山の生態系、耕地でみられる水田や用水路、ため池でつくられた耕地生態系*、都市公園など人工的につくられた都市生態系*など、多様な生態系が存在しています。

また、2011 年(平成 23 年)9 月に「男鹿半島・大潟ジオパーク」が東北地方初の「日本ジオパーク」として認定されたほか、八峰白神ジオパーク、ゆざわジオパーク、鳥海山・飛島ジオパークと本県では 4 つのジオパークが選定されています。

この多様な生態系は、野生動植物の生息・生育場となっているほか、私たちが暮らしの中で利用している水、食料、木材、繊維なども供給してくれます。このように、私たちが生きていくために必要なほとんどのものが自然からの恩恵であり、生活をより豊かで安全なものとしてくれています。

なお、人間活動との関わりで維持・形成されてきた里地里山や耕地などの生態系は、本県が抱えている人口減少や高齢化がさらに進むと地域の集落機能の低下や担い手不足などを招き、荒廃した里山林や放棄された耕作地が増加することによる機能低下につながります。

【課題】

森林などにみられる原生的な自然や里地里山などでみられる身近な自然が、生物の多様性や私たちの暮らしに大きな役割を果たしていることを認識し、多様な生態系の保全を重視した視点で、それぞれの生態系にある課題を改善・解消するための取組を進め、生態系の保全をさらに推進する必要があります。

また、高齢化が進み担い手不足による里地里山や農地のもつ生態系機能が損なわれることも懸念

されるため、地域住民、民間団体、行政などとのパートナーシップによる生態系の保全が必要となります。

【施策の方向】

重要地域の保全及び管理

- 国が指定する白神山地自然環境保全地域*、秋田県内の各所に点在する県自然環境保全地域や鳥獣保護区、国立、国定、県立自然公園等については、保全対象に応じた規制や適切な管理を行うなど、関係機関との連携・協力により、重要地域の保全に向けた総合的な取組を進めます。
- 新たに生物多様性にとって重要な地域が確認された場合は、保全上必要な対策や管理水準を検討し、新規地域指定や指定地域の見直しを行います。

生態系の保全

- 森林、河川・湖沼、沿岸域など、生物多様性の保全上重要な役割を果たす生態系について、森林の適切な維持・管理、河川・湖沼の水質の維持・改善、沿岸域の良好な環境を保つための海岸漂着物対策など、生態系の保全に必要な対策を推進します。
- 自然再生促進法の枠組みを活用し、過去の開発行為などにより失われた自然環境の再生事業を推進します。
- 草地生態系を形成するススキなどの半自然草原（二次草原）の多くは、近年の牧畜業の衰退や人為的干渉の減少に伴い面積を大幅に減少させており、その維持・管理方法の確立を図ります。
- 里地里山においては、集落周辺でツキノワグマなどの野生動物の出没が増加しており、人身事故や農作物被害が問題となっています。このため地域住民などと連携し、人と野生動物との棲み分けを図りながら共存していくための対策を推進します。
- 高齢化や担い手不足による耕作放棄地が増えることにより、耕地のもつ生態系が維持されなくなることや特定の野生動物の生息域拡大による農作物への被害が確認されています。土地管理者、地域住民、民間団体、行政などとのパートナーシップによる耕作放棄地の減少に向けた取組や農地周辺の環境整備などの取組を推進します。
- 都市においては、自然と人が共生できる県土づくりの一環として、身近な緑とオープンスペースを保全・創出する観点から都市公園等の整備を推進するとともに、県民、事業者、環境団体、行政などの多様な主体による環境美化活動を通して、県民の環境保全意識を醸成します。
- 環境影響評価（環境アセスメント）*の対象となる事業については、適切な環境影響評価手続の実施を通して、野鳥をはじめとする動物全般の生息環境への影響を回避又は極力低減するよう、開発事業者に対して求めるとともに、地域住民、研究者、自然保護団体などの利害関係者との協議、積極的な情報交換・公開を行い地域との合意形成を図るよう要請することで生物多様性の確保が図られるよう努めます。

自然景観などの保全

- 豊かな自然に恵まれた景観やのどかな田園風景を守り、心のなごむ県土を将来に引継ぐため、「秋田県の景観を守る条例」等に基づく規制や指導を行います。
- 風力発電所等の設置については、開発事業者に対し、環境アセスメント*を適切に実施するよう

指導し、自然景観に対する影響の回避・低減が図られるよう努めます。

- 由緒ある史跡や建造物、街並み、天然記念物などを歴史的・文化的遺産として将来に引継ぐため、「文化財保護法」や「秋田県文化財保護条例」に基づき、文化財の指定や歴史的環境の整備と自然環境の保全を推進します。

生物多様性に配慮した農林水産業の推進

- 農林水産業は、私たちの暮らしに必要な食料や生活資材などを供給する一方で、生物多様性にも深く関わっていることから、野生動植物の保護や生態系の保全に配慮するなど、生物多様性の保全を重視した取組を推進します。

2 野生動植物の保護

本県に生息・生育する多様な野生動植物を保護するため、生息・生育環境の保全を推進します。また、人身・農林業被害が発生するおそれのある特定鳥獣に関しては、特定鳥獣管理計画に基づき適切な保護管理に努めます。

【現況】

本県は、山地から海岸に至るまで変化に富んだ地形・地質を有しており、湿潤な気候の下で豊かな自然環境に恵まれ、多様な野生動植物が生息・生育しています。

秋田県の希少な動植物としては、哺乳類ではノレンコウモリ、イイズナ、オコジョなど、鳥類ではクマガラ、オオセッカ、イヌワシなど、淡水魚ではゼニタナゴ、シナイモツゴ、トミヨ属雄物型などが生息しています。

貴重な植物群落としては、天然秋田スギの混生するブナースギ群落、由利地方の海岸に散在する暖地性のタブノキ群落、仙北市柴倉峠のユキツバキ自生北限群落、コケ沼の高層湿原などがあげられます。

秋から春にかけて、八郎湖周辺などには、ハクチョウ類、ガン類、シギ、チドリ類などの渡り鳥が多数渡来し、男鹿半島の海岸域ではカモメ類、カモ類などが数多くみられます。また、能代市の小友沼は渡り鳥のガンカモ類にとって国際的にも重要であることが認められ、1999年（平成11年）に東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークに登録されています。

これら動植物は、長い年月を私たちと共存してきていましたが、産業構造の変化や様々な開発行為が、野生動植物の生息・生育場である自然環境に大きな影響を及ぼし、中には絶滅の危機に瀕している種も数多く存在しています。その一例が、かつて、集落や耕作地周辺の里山に数多く存在した「半自然草原」に依存する動植物です。半自然草原は、牛馬の飼料や田に入れて肥料とする刈敷を得る場として利用するため、刈り取りや火入れを繰り返すことで長い間維持されてきましたが、農業の機械化や化学肥料の使用が主流になるにつれて減少の一途をたどりました。この半自然草原には今やここで見られない昆虫や草類が多く、草原そのものと運命をともにして、個体数が少なくなったり、地域的には絶滅しているものが少なくありません。

このため、本県では2000年（平成12年）に生物多様性の保全の総合的指針となる「秋田県生物多様性保全構想」を策定するとともに、2002年（平成14年）には「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物 2002 秋田県版レッドデータブック」を発行しました。また、野生動植物の生息・生育状況は

常に変化していることから、その変化に対応するため、2009年（平成21年）から県版レッドデータブックの改定を重ねながら、生物多様性の保全施策の充実とその重要性の普及啓発に努めています。

なお、これまで県内には生息していないとされてきたニホンジカやイノシシが、近年、県内各地で目撃される事例が増加しています。これらの種が増加すると農林業被害のほか、ニホンジカの過剰な採食による森林内の下層植生*の衰退やイノシシによる人身被害が発生するおそれもあることから、深刻な影響が懸念されています。

【課題】

多様な野生動植物の生息・生育状況を把握するための調査を進め、その保護体制を強化するとともに、生息・生育環境の保全を推進する必要があります。

また、私たちの暮らしは、多様な動植物が関わり合いながら形成される自然の恵みによって支えられていますが、その複雑なバランスのもとで形成されている自然環境を保全するためには、一つ一つの種を絶滅から守っていくことが大切であるとともに、生物多様性総体の保全施策の充実とその重要性を広く県民に普及啓発する必要があります。さらに、人身・農林被害を多発させているツキノワグマ、近年目撃が増加しているニホンジカやイノシシなどの生態系や農業に脅威を及ぼすおそれのある野生動物を適切に管理する必要があります。

【施策の方向】

絶滅のおそれのある種の保護

- 県内の野生動植物の生息・生育状況、分布状況を把握するための調査を進めるとともに、レッドリストの改訂を行い、それを県民に広く情報提供することで、野生動植物の保護を図ります。
- 野生動植物の調査・研究を推進するため、人材の育成を図るとともに、関係機関等とのネットワーク化を推進します。
- 「国有林緑の回廊*」と鳥獣保護区等との連携による生物回廊（コリドー）の確保を図ります。
- 生物多様性にとって重要な地域が確認された場合は、県自然環境保全地域の新規指定や指定区域の見直しなどにより、希少な動植物の生息・生育地の保全に努めます。
- ススキなどの半自然草原（二次草原）の大幅な減少により、そこに依存して生息・生育する生物の減少が進んでいることから、二次草原の維持・管理方法の確立を図ります。
- 河川、湖沼、湿地の保全を図るため、関係機関、市町村との連携・協力体制の確立を図ります。
- 砂浜や藻場など海岸の生態系の保全を図り、環境浄化機能の維持・改良や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。
- 本県の野生動植物の分布状況を確認できる「秋田県生物多様性データバンク*システム」については、生態系への配慮や絶滅のおそれのある種の保護を図るために引き続き活用するほか、定期的なデータ更新やシステムの整備・拡充に取り組みます。

野生鳥獣の保護管理

- 鳥獣保護管理事業計画を策定し、鳥獣保護思想の普及啓発に努めるとともに、鳥獣保護センターでの保護活動を行うなど、適切な保護管理対策を行います。
- 鳥獣保護区等の指定や見直しなどにより、野生鳥獣の保護保全対策を行います。

特定鳥獣管理計画に基づく保護管理対策

- 特定鳥獣管理計画を策定し、特定鳥獣の保護管理対策を推進します。
- ツキノワグマ、ニホンザルの保護管理に関しては、人身・農林業被害を軽減する対策を講じるとともに、人との共存の実現に向けた適切な保護管理対策を推進します。
- ニホンジカ、イノシシの保護管理に関しては、農林業被害のほか、森林生態系への影響や人身被害が発生する恐れもあることから、狩猟及び有害鳥獣捕獲などによる個体数の増加や生息域拡大の抑制を図ります。
- ツキノワグマの住宅地や農地周辺等への出没による人身被害を防ぐため、秋田県警察本部や県民からのツキノワグマ目撃情報や野外で活動する際の被害防止対策などをウェブサイト等で情報発信します。
- 鳥獣保護管理の担い手の確保と育成、捕獲技術の向上、生息環境の管理などの取組を推進します。

3 外来種への対応

外来種の移入防止の啓発や駆除技術の習得に努め、生態系や県民の生命及び身体、農林水産業への被害の防止対策を推進します。

【現況】

外来種とは、本来生息・生育する地域から、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に導入された種をいいます。外来種の中には、地域の生態系、人の生命及び身体、農林水産業へ大きな被害を与える種も存在し大きな脅威となっています。

国では、2004年（平成16年）に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を制定し、飼養や輸入その他の取扱いを規制するとともに、防除等の措置を講ずることで、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に努めています。

本県に生息している主な外来種は、哺乳類ではアライグマ、爬虫類ではミシシippアカミミガメ、両生類ではウシガエル、魚類ではオオクチバス、植物ではオオハンゴンソウなどが生息・生育しています。これらは国の特定外来生物にも指定されています。

外来種は、地域の在来種を捕食したり、生息・生育環境を奪うなどの生態系への影響、毒を持った種にかまれる、さされるなど私たちの生命や身体への影響、さらには、農作物の食害や漁獲対象種の捕食などの農林水産業への影響など、様々な問題を引き起こす可能性が考えられるため、国の機関等と連携しながら侵入防止対策や駆除に取り組んでいます。

また、私たちの生活の中でもペットなどとして身近な存在になっているものも多く見られますが、管理が不十分で逃げ出したり管理放棄されることで、地域の生態系へ放たれる事例が数多くみられます。

【課題】

外来種による生物相*や生態系の悪化、人的被害や農林水産業被害を防止するため、関係機関と連携を図りながら防除等の取組を行っていく必要があります。

また、ペットや観賞用で持ち込まれた外国産動植物の野生化を防止するため、県民に対する適正管理意識の向上を働きかける取組が必要です。

【施策の方向】

- 外来種の移入防止に関する啓発や、駆除技術の普及に努め、郷土の生態系の維持・保全を図ります。また、これら外来種侵入等の情報を広く県民に提供し、被害の未然防止や駆除等の迅速化に努めます。
- 県のホームページ等により、ペット等の適切な飼育・管理の徹底などの普及啓発に努めます。
- オオクチバスなどの外来魚については、関係機関と連携・協力により駆除を図るほか、放流やリリース禁止措置等の普及啓発に努めます。

4 生物多様性の主流化

生物多様性に配慮した社会経済活動を進めながら、人と自然との共生を実現するために、生物多様性の主流化を浸透させる施策を推進します。

【現況】

国家戦略では、生物多様性に関する理解が進んでいないことを課題とし、基本戦略の1番目を「生物多様性を社会に浸透させる」として、「生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が地方自治体、事業者、国民などにとって常識となり、それぞれの意思決定や行動に反映させる」ことを進めています。この生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が県民、事業者、民間団体、行政などの様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映することを「生物多様性の主流化」と呼んでいます。

生物多様性に配慮した社会経済活動を推進し、人と自然との共生を実現するためには、地球規模から身近な日常の生活のレベルまで、様々な社会経済活動の中に、生物多様性の保全と持続可能な利用を組み込む必要があります。

【課題】

「生物多様性」という言葉そのものが、まだ十分に浸透していない状況です。

生物多様性の主流化を浸透させるためには、自然とのふれあいの場などを積極的に提供し、生物多様性の恵みに触れる体験や生物多様性に関する教育の機会を拡大することなどの普及啓発活動が不可欠です。また、これらに関連するNPOやボランティア団体の活動を支援することでネットワークの広がりが期待できるほか、その結びつきの強化を図られます。さらに、生物多様性に関する教育を実践できる指導者の育成、普及啓発活動を行う人材の確保に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- 生物多様性の主流化を浸透させるため、自然観察会の開催などの環境教育・環境学習の機会を多く提供し、県民に広く生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させるとともに、自然公園等の公園施設の整備等を進め、自然とのふれあいの場の増大を図ります。
- 生物多様性に関する教育を実践できる指導者の育成、普及啓発活動を行う人材の確保に努めるとともに、県民、事業者、民間団体、行政など様々な主体とのパートナーシップによる生物多様性の保全の重要性と持続可能な利用の推進に関する普及啓発を行います。

5 自然とのふれあい推進

自然環境保全に関する県民意識を醸成するため、自然とのふれあいの場の確保と活動を推進します。

【現況】

本県には、十和田八幡平国立公園をはじめ、鳥海、栗駒、男鹿の3つの国定公園と田沢湖抱返り県立自然公園等の8つの県立自然公園があり、県内の代表的な山岳、溪谷、海岸等の景勝地が自然公園として指定されています。公園の保護及び利用のための規制や施設に関する公園計画を定め、風致景観及び自然環境の保全と、適正な公園利用の推進を図っています。

また、自然公園の適正な利用と施設管理を充実させるため自然公園管理員*を配置し、高山植物の盗採防止や利用者のマナー遵守に向けた啓発、施設の維持管理等を行っています。さらに、地元清掃団体を育成し、県及び市町村と連携・協力しながら、自然公園における環境美化活動を行っています。

一方、自然公園の利用者に、自然の大切さなどへの理解を深めてもらうため、自然保護思想の普及啓発と環境学習の場を提供するビジターセンター等を整備しています。また、自然公園の利用の増進を図るため、トイレや歩道改修など各種施設の整備や既存施設の維持更新を行っています。

この他にも、「東北自然歩道（新奥の細道）*」や「奥森吉青少年野外活動基地*」、「白神山地世界遺産センター（藤里館）*」、「環境と文化のむら*」のほか「大湯環状列石*」や「秋田城跡*」、「弘田柵跡*」の史跡公園などを整備し、身近な自然や地域の歴史・文化とのふれあいの場を提供しています。

【課題】

自然公園の利用者は減少傾向にあり、地域の優れた自然の価値と魅力が十分に伝わっていない状況にあります。このため優れた景観や自然環境の保全を図るとともに、自然とのふれあい活動を促進するために必要な利用環境を整備し、次世代に継承していく必要があります。

また、自然とのふれあいの機会を増やすため、各種施設の整備や資料の作成を進めるとともに、自然保護に係る人材を育成していくことも必要です。

【施策の方向】

- 自然とのふれあいの場となる自然公園の利用を図るため、公園計画に基づき各種施設の整備や既存施設の維持更新を図るほか、自然公園の価値や魅力とその利用ルール・マナーを広く伝えるウェブサイトを開設するなど、自然公園の魅力を広く発信します。
- 自然とのふれあいを推進するため、ビジターセンターで自然や地理、動植物などの情報をジオラマや動画などで紹介するほか、自然観察会や自然素材を活用した自然体験学習プログラム等の提供を行うなど環境教育・学習の場として活用します。
- 自然保護や自然環境の保全意識の醸成や適正利用の促進を図るため、適正利用を働きかける自然公園管理員などの人材の育成に努めます。

6 農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上

長い間、人間は農林漁業を通して自然と共生し、自然環境を保全しながらその恵みを享受してきました。しかし、産業構造や生活様式の変化、人口減少、少子高齢化や過疎化の進行などに伴い、耕作放棄地の増加や森林の適切な整備・保全、海岸域の藻場や砂浜の保全などが課題となっており、農山漁村の持つ環境保全機能を維持していくための仕組みづくりが必要となっています。

(1) 農地

適正な営農を推進し、農地の有する環境保全機能の維持・向上に努めます。

【現況】

農地は作物を育むだけでなく、独自の生態系を形成し、昆虫類、両生類など身近な生物の生息地となっており、生物多様性の確保など多くの環境保全機能を有しています。

また、平野、盆地、山間地に展開する水田は、美しい田園風景を形成し、洪水防止や水源のかん養などの多くの機能を持っています。

一方、担い手である農業就業人口の減少、高齢化などに伴う労働力の低下により、農地の約9割を占める水田面積は減少傾向にあり、耕作放棄地が増加することによる生態系への影響が懸念されています。

また、水田からは地球温暖化の原因となるメタンガスの発生が懸念されるほか、農薬や肥料などの過剰な使用により、生態系への影響も懸念されています。

【課題】

GAP※(農業生産工程管理)の取組を推進するとともに、農業水利施設の適切な整備・更新など、農地の環境保全機能が十分に発揮できるよう努める必要があります。

また、人口減少・少子高齢化が進むなかでも安定した農業を続けられるよう、経営支援や人材育成を図るとともに、農産物の残さや家畜排泄物などのバイオマス*化や営農型太陽光発電などを推進し、地域の活性化に貢献する必要があります。

【施策の方向】

環境保全機能の維持・向上

- 農地、水路やため池などは、私たちの身近な自然として生物多様性の保全、確保に貢献しています。農業を行うことを通して、いかに生態系を豊かにしていくかを考え、環境に配慮した農地整備、環境にも配慮しつつ農産物の安全確保や持続可能な農業につなげるGAP*の取組を推進します。
- 農地における生態系や動植物を保護、保全を図るため、有機物施用による土づくりを基本に、農薬や化学肥料の使用量を抑制した環境保全型農業*への取組を広げるとともに、エコファーマー*の確保に向けた取組を推進します。
- 農地のもつ環境保全機能を維持・保全するため、生産基盤の整備にあたっては、生態系等の環境との調和に配慮した事業を推進するとともに、親水性、景観、生態系に配慮した、農業水利施設などの周辺整備を推進します。また、都市近郊の農村部ではビオトープネットワーク*化を

推進し、生物多様性を保全を図ります。

- 農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、耕作放棄地の増加やため池・水路などの整備が行き届かないことによる生物多様性への影響を低減する取組として、地域住民による整備・保全活動を支援するほか、事業者、民間団体、行政など多様な主体が様々な形で農地の保全に関わり、地域の活性化に貢献するような仕組みづくりに努めます。

資源の活用

- 農地の循環資源を最大限に活用し環境保全を図るため、家畜排せつ物などを有機質肥料として有効利用するほか、農作物残さや家畜排せつ物を活用したバイオマス発電、農地を活用した太陽光発電、農業用水路を活用した小水力発電など、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を図り、エネルギーの地産地消*による地域内循環の仕組みづくりを推進します。

担い手づくりの推進

- 地域農業を牽引する競争力の高い経営体を育成するため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を促進するなど、経営基盤の強化に向けた総合的なサポートを実施します。また、農業体験を通じて、次世代を担う年齢層への農業と環境に係る教育を推進します。
- 人口減少下においても農業を持続可能なものとするため、産学官が連携し、ロボットや情報通信技術（ICT*）を活用したスマート農業*の研究組織を立ち上げ、先端技術の開発に取り組むほか、スマート農業に精通した人材を育成します。

（２）森林

森林を適正に整備・保全し、森林の有する多面的機能の維持・向上に努めます。

【現況】

県土の約７割を有する森林は、木材の生産・販売といった経済的機能のほか、水源のかん養や土砂流出の防止、保健休養などの公益的機能を有しています。また、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など様々な多面的機能を有しています。

これらの環境保全機能等は、森林を持続的に保全・管理することにより、初めて発揮されることから、県民が森林の恩恵を将来にわたって享受するために、森林の状況に応じた適切な森林施業の実施や森林の保護等の取組を推進し、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備や保全に努めています。

低炭素社会*への関心が高まる中、森林整備による二酸化炭素吸収量をクレジット化して取引するなど、林業・木材産業の新たな価値の形成に取り組んでいます。

さらに、森林の持つ多面的機能等が高度に発揮されるよう水源かん養*、土砂流出防備などの保安林*について、計画的に整備を進めることとしています。また、飛砂防止や防風機能を発揮している海岸松林や県民生活にうるおいと彩りを与えているナラ林等の広葉樹林の保全のため、森林病虫害対策（松くい虫*被害、ナラ枯れ被害）を進めています。

全国屈指のスギ人工林資源量と素材生産量を誇る本県は、製材から合板、集成材など各種の木材加工企業が古くから集積する、日本有数の林業・木材産業県ですが、林業従事者は減少傾向にあり、

高齢化も進んでいます。

一方、本県の豊かな「水と緑」は人々の生活と一体となって、私たちに心の安らぎとゆとりをもたらす「ふるさとの原風景」を育んできました。これらは、先人が守り育て、伝えてきた貴重な財産であるとともに、未来からの預かりものといえます。

近年の飛躍的な社会経済の発展に伴い生活の利便性が向上する一方で、私たちの周りから、「ふるさとの原風景」は失われてきています。

このため、水と緑を育む美しい自然を次世代に引き継ぐために、「水と緑の条例」に基づき、県民との協働による環境保全活動を推進し、各地域の森林ボランティア等の活動を支援しています。

また、「ふるさと秋田」の多様な森林を将来にわたって健全に守り育てていくため、「秋田県水と緑の森づくり税*」を活用し、森林整備事業を推進しています。

【課題】

水源かん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全など、森林の有する多面的機能の維持・向上に努める必要があります。これらの大切な機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって森林を整備・保全していくことが重要です。

具体的には、本県の民有林の約54%を占めるスギ人工林を健全な森林に育成していくため、一層の間伐*及び森林を若返らせるための皆伐・再造林が必要です。また、間伐などで発生する未利用の低質材を、バイオマス等の循環資源として活用し、地域の活性化に貢献する必要があります。

林業については、植林から伐採までに長い年月を要するため、経済的側面を重視するだけでなく、自然環境を保全する観点からの位置付けも重要です。

さらに、県民、事業者、民間団体など様々な主体が積極的に森づくり活動に参加する機会を増やし、県内各地で開催されている森づくり活動の情報を広く県民に発信していく必要があります。

人口減少・少子高齢化が進む本県にあって、今後、土地の管理者による適正な森林の整備・管理が行えず、森林の有する多面的機能が維持できない状況となることが懸念されます。

【施策の方向】

環境保全機能の維持、向上

- 水源かん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全など、森林の有する多面的機能が高度に発揮できるようにするため、間伐、複層林施業*、天然林施業*や保安林の計画的な整備、林種転換による広葉樹林への誘導、森林害虫対策など、適正な整備・保全対策を推進します。また、森林を適正に管理するため、土地の管理者、事業者、地域住民、行政などのパートナーシップによる仕組みづくりを進めます。
- 間伐促進や林地残林の活用による「オフセット・クレジット（J-クレジット）*」への取組を進め、森林資源を活かしながら、地球温暖化対策にも貢献します。
- 地域の林業を活性化し森林整備を加速させるため、「ウッドファーストあきた」による林業・木材産業の成長産業化の実現を目指し、低コストで安定的な丸太の生産・流通体制を整備するとともに、CLT*や耐火部材等の新たな木質部材の開発・普及等により県産材の需要拡大を図ります。また、低コスト林業*の確立に向け、スギ人工林資源の成熟度の高い地域を主体に高能率生産団地を設置し、路網の整備や林業の機械化を進め、森林整備の加速化を図ります。

多様な主体による森づくりの推進

- 森林の保全・整備を推進するため、水と緑の森づくり税を活用し、生育の思わしくないスギ人工林の針広混交林化、松林・ナラ林の健全化、里山の再生など環境に配慮した森づくりに努めるとともに、「あきた森づくり活動サポートセンター」の活動を進め、多くの県民が自主的に森づくり活動に参加できる機会を創出し、県民参加型の森づくりを推進します。
- 市町村が主体となって森林整備を行う森林経営管理制度が円滑に推進できるよう、市町村の取組や実施体制を支援します。
- 「水と緑」の原風景を保全継承するため、森林ボランティア活動の浸透を図ります。

資源の活用

- 間伐材や低質木などの未利用資源を有効活用した木質バイオマス*による再生可能エネルギーの利活用を図るため、木質バイオマス発電等の施設整備を促進し、エネルギーの地産地消による地域内循環の仕組みづくりに努めます。
- 特用林産物*の生産体制を強化するため、ICT等を活用した栽培技術の開発に取り組み、生産体制の省力化や省人化を図ります。

担い手づくりの推進

- 秋田林業大学校の充実・強化等により人材育成を図り、林業に携わる若年従事者を確保します。

(3) 沿岸域

多様な環境保全機能を有する藻場などの保全・回復を図り、沿岸域の有する環境保全機能の維持・向上に努めます。

【現状】

本県の男鹿、八森、象潟などの岩礁海岸藻場には、小型の海藻類をはじめとしてホンダワラ等の藻場が分布し、アワビやサザエなどが生息する大切な漁場として地域の漁業者に利用されているほか、本県の重要な水産資源であるハタハタの産卵場にもなっています。

藻場は、多くの水生生物の生息環境となっており、生物多様性の維持・保全の役割を担っています。また、海水中の窒素*、リン*を吸収して水質を浄化したり、光合成により二酸化炭素を吸収して酸素を供給する役割も果たしています。

国際的な環境問題となっている海洋プラスチックごみは、海岸漂着物として本県の海岸の良好な景観や環境にも影響を及ぼしており、豊かな生産能力や水質浄化機能を持つ藻場などの消失と同時に、生物多様性の保全への影響が危惧されています。また、人口減少、高齢化が進むなか、漁業者の高齢化や担い手不足など、持続可能な水産業への影響が懸念されます。

なお、本県の沿岸域には、多くの陸上風力発電所が建設され、洋上風力発電所の建設も計画されるなど、再生可能エネルギーの導入が進められています。一定規模以上のこれらの事業については、環境アセスメントの手続を適切に進めるよう事業者を指導しています。

【課題】

沿岸域の整備を進めるにあたっては、藻場、砂浜などの持つ環境保全機能を維持し、生物多様性と良好な海洋環境の保全に配慮した「水産多面的機能発揮対策」を推進する必要があります。また、海岸漂着物に関しては、沿岸域での対策を進めることと、適正に処理されなかったごみが河川等を流下し、海洋へ流出することを防止する必要があります。

一定規模以上の陸上及び洋上風力発電所の建設事業については、環境アセスメントの手続を適切に進め、地域の環境保全に配慮するとともに、地域の理解を得ながら進めていく必要があります。

【施策の方向】

環境保全機能の維持、向上

- 藻場、砂浜などにおける水質浄化機能や多様な生物の生息環境などの環境保全機能が高度に発揮できるようにするため、「水産多面的機能発揮対策」を推進します。
- 沿岸域の景観や自然環境を保全・回復するため、海岸漂着物等の回収・処理を行う関係者、市町村、民間団体、地域住民など多様な主体の適切な役割分担と連携を確保します。また、内陸で発生するごみの海洋への流出を防止するため、全県を対象とした普及啓発活動を推進します。
- 地域の漁業を活性化し沿岸域整備を加速させるため、生物多様性と良好な海洋環境の保全に配慮した「資源管理型漁業」、水産資源の管理、増殖場設置、藻場造成、種苗放流*などによる「つくり育てる漁業*」を推進します。また、豊かな漁場を将来にわたって持続的に維持するため、漁業者が操業中に回収した漂流ごみ等を回収する漁業関係者を支援します。
- 沿岸域に多く見られる風力発電所の設置事業のうち、一定規模以上のものについては、適切な環境アセスメントの実施を事業者に求めるとともに、地域住民、研究者、自然保護団体等の利害関係者との協議、積極的な情報交換・公開を行い、地域との合意形成を図るよう努めます。

多様な主体による整備の推進

- 県民の海洋環境保全の意識を醸成し、環境保全活動の気運を高めるため、地域で行われる漁業体験や海岸クリーンアップ等の交流イベントの情報発信などを通して、海の豊かさを守る取組を推進します。

資源の活用

- 地域との合意形成に努めながら、陸上・洋上風力発電所など、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギーの地産地消による地域内循環の仕組みづくりを目指します。
- 水産資源を育む漁場の環境保全、秋田をイメージできる魚介類のブランド化の推進、販路拡大など、地域の特性を活かした水産業の振興を図ります。

担い手づくりの推進

- 水産振興センター栽培漁業施設の整備を進めるとともに、機能の強化を図り、科学的データに基づく資源管理による漁獲量の安定化、施設を教育や研修の場として活用した水産業の担い手の育成に努めます。

第2節 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成

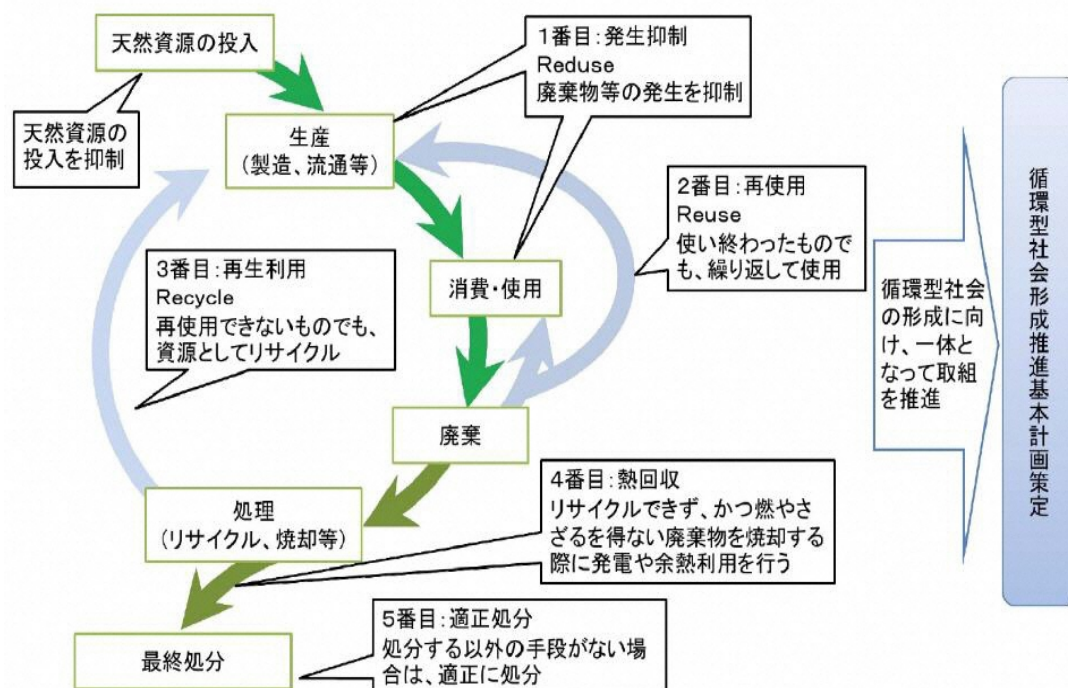
1 廃棄物の発生抑制と循環利用、適正処理の推進

大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面をもっています。また、通常社会経済活動や我々の日常の活動は、温室効果ガスの排出による地球温暖化、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。世界に目を向けると、経済発展に伴う廃棄物排出量の増大や不適切なごみ処理などが海洋ごみ問題として海洋にまで影響を及ぼしているほか、「世界全体で人の消費向けに生産された食料」のおよそ3分の1が失われ、あるいは廃棄されているといった食品のロスと廃棄が問題となっています。

国では2019年（令和元年）5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、「リデュース等の徹底、効率的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチック*の利用促進」等の記述が盛り込まれました。重点戦略の一つであるリデュース等の徹底の取組として、2019年（令和元年）12月に容器包装リサイクル法*に基づく省令を改正し、プラスチック製買物袋（レジ袋）有料化が2020年（令和2年）7月に施行されています。

本県では、2021年（令和3年）3月に食品ロスに対応した取組や海洋プラスチックごみへの対応など新たな取組を加えた「第4次秋田県循環型社会推進基本計画」を策定し、廃棄物の減量化に関する目標値を定めるなど、循環型社会の形成と廃棄物の減量、適正処理を総合的かつ計画的に推進します。

循環型社会のイメージ



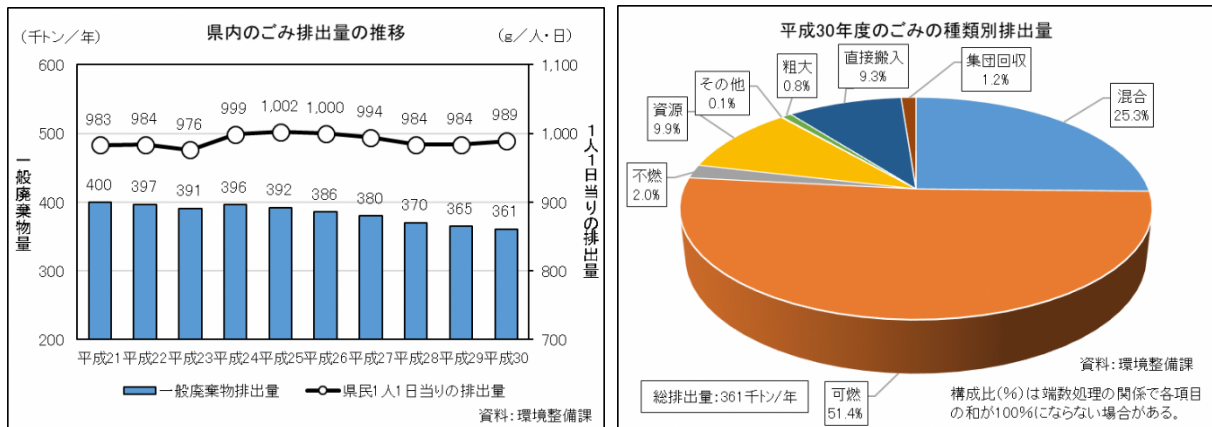
（１）家庭における環境を意識した行動の定着

家庭における３Ｒの取組やごみの減量化に関する教育や学習等による行動様式の定着を推進します。

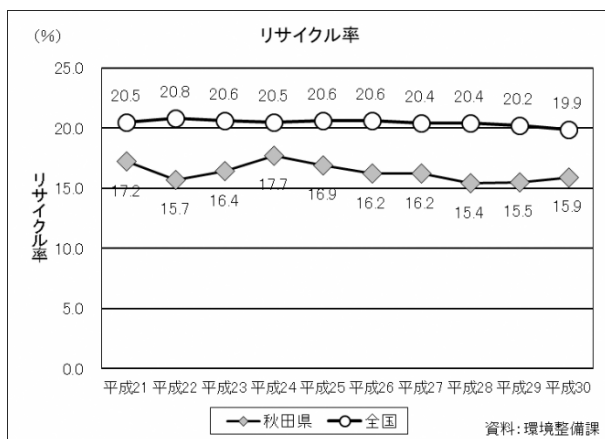
【現況】

県内で2018年度（平成30年度）に排出された一般廃棄物*の量は36.1万トンと、前年度から0.4万トン減少し、減少傾向で推移しています。県民1人1日あたりの排出量は989gと全国平均を71g上回り、2008年度（平成20年度）以降横ばい傾向で推移しています。

ごみ種類別排出量をみると、可燃ごみ（混合ごみを含む）が76.7%、資源ごみが9.9%などとなっています。



リサイクル率については15.9%と全国平均を4.0%下回り、2012年度（平成24年度）以降、リサイクル率が向上しない状況が続いています。



【課題】

1人1日あたりの一般廃棄物の排出量やリサイクル率が横ばい傾向で推移している現状を踏まえると、これまで以上に３Ｒの推進に取り組んでいく必要があります。私たちの日常の生活様式を見直し、必要なものを必要な分だけ購入する、分別を徹底し資源化に心がける、ごみを極力減らすなど、環境に優しいライフスタイルへ転換していく必要があります。

また、県民のごみ削減意識の醸成と3Rの気運を高めるため、普及啓発活動や環境教育に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- ごみの減量化、資源ごみの効率的なリサイクルのため、各家庭での発生抑制や適切な分別が徹底されるよう3Rの推進に向けた取組を推進します。
- 3Rのうち特にリデュース、リユースにあたる2Rを促進するため、マイバッグ*・マイボトル持参、詰め替え商品の選択、フリーマーケットやリサイクルショップなどの活用など、環境に優しいライフスタイルへの転換を県民に広く呼びかけ、廃棄物発生や資源消費の抑制に向けた意識の醸成を図ります。
- 必要なものを必要な量だけ買う、環境に配慮した商品を選択することなど、人・社会・環境に配慮した消費行動である“エシカル消費”の普及啓発等の日常生活で出来る環境配慮行動に関する取組を推進します。
- 容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等に基づく適正なリサイクルに係る取組を推進します。
- 食品ロスの発生抑制のため、食材を確認してからの買い出しや、必要な分量の購入、食材の保存方法や食材を無駄なく使い切る工夫、外食時には食べきれない量の注文の推奨などの取組を推進します。
- イベントやセミナー等を通じて、食品ロスの現状に関する情報を発信し、食品ロス削減への意識を向上します。
- 県民、事業者、民間団体、市町村、県が協働して、環境教育の推進を図ります。
- 3Rや適正処理に関する県民の理解を深めるため、各種媒体の活用やイベント等の開催などによる普及啓発活動を展開します。
- ごみの減量化やリサイクルの取組を推進するため、市町村等の関係機関と連携・協力し、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を実施するほか、クリーンアップなどの環境美化活動を推進します。

3R

Reduce(リデュース) 消費する資源を減らす

- ・買い物には、マイバッグや買い物かごを持参する。
- ・過剰包装を断り、簡易包装を進める。
- ・衣料品は、リフォームするなどして長く使う。
- ・使い捨て商品はなるべく使わず、同じ用途ならリサイクル製品を選ぶ。
- ・詰め替え製品など、廃棄する割合の少ない製品を選ぶ。

Reuse(リユース) 再使用する

- ・いらなくなった紙は、メモ用紙として使う。
- ・リターナブルビンを使用した製品を選ぶ。
- ・いらなくなったものは、知人に譲る、バザーやリサイクルマーケットに提供する。

Recycle(リサイクル) 再生利用する

- ・空き缶や空きビン、牛乳パックなどの容器は、資源回収、販売店店頭回収に出す。
- ・市町村の分別収集のルールに従ってごみを排出する。
- ・古新聞、古雑誌、段ボール、古布などは、資源回収などに出す。
- ・生ごみは、生ごみ処理機などを利用し、堆肥として利用する。
- ・集団回収に積極的に参加する。

エシカル消費

「エシカル」(ethical)とは、「倫理的な」という意味を持つ形容詞です。「エシカル消費(倫理的消費)」とは、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動」のことをいいます。

私たちは、ものを買ったり、食べたり、使ったり、日々何らかの消費をして生活しています。

買物をするときに「環境にいいもの」を考えて商品を選択すること、そうすれば企業は「環境にいいもの」の生産・流通を拡大し、ひいては地球環境の保全にもつながります。私たちの買う・買わないという選択は、社会や環境を変える力を持っています。

私たち一人一人が、日々の買い物などを通して、社会的課題に気付き、課題解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。

《買い物するときに、できること》

- ・買い物に袋が必要な場合は、マイバッグを持参する
- ・必要な食品を必要とときに必要な量だけ購入する(食品ロスの削減)
- ・リサイクル素材を使ったものや省エネ製品など環境に配慮した商品を購入する
- ・地元の産品(地産地消)や被災地の産品を購入する(被災地支援)
- ・福祉施設で作られた産品を購入する(障害者の自立支援)
- ・エシカル消費に関連する認証ラベル・マークのついた商品を購入する
- ・フェアトレード産品を購入する(フェアトレードとは、開発途上国の原料や産品を適正な価格で継続的に購入することにより、開発途上国の生産者・労働者の生産力や経済状況の向上を目指す貿易の仕組み)
- ・寄付付き産品を購入する など

《買い物以外で、できること》

- ・食べ残しを減らす(食品ロスの削減)
- ・ストローなど使い捨てプラスチックの使用を減らす
- ・マイボトルを持ち歩く
- ・3R(リデュース(ごみを出さない工夫をするなど)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用))を心がける
- ・省エネや節電につながる行動を実践する など

食品ロス

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。食品ロスを発生させることは、それを生産・製造するために使用した資源やエネルギーを無駄にしてしまうだけでなく、それを処分するために新たな資源やエネルギーを使用することとなります。

国の推計によると 2017 年度(平成 29 年度)には、日本の食品廃棄物等は年間 2,550 万 t、その中で食品ロスの量は年間 612 万 t にもなっています。日本人の 1 人当たりの食品ロス量は 1 年で約 48kg にもなります。これは日本人 1 人当たりが毎日おにぎり 1 個分のご飯を捨てているのと同じこととなります。

日本は、大量の食料を消費し、食料の多くを輸入に依存しています。その一方で、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在しています。この現実を考え、私たちは食品ロスの削減に取り組んでいく必要があります。

国では、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019 年(令和元年)10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称:食品ロス削減推進法)を施行しました。

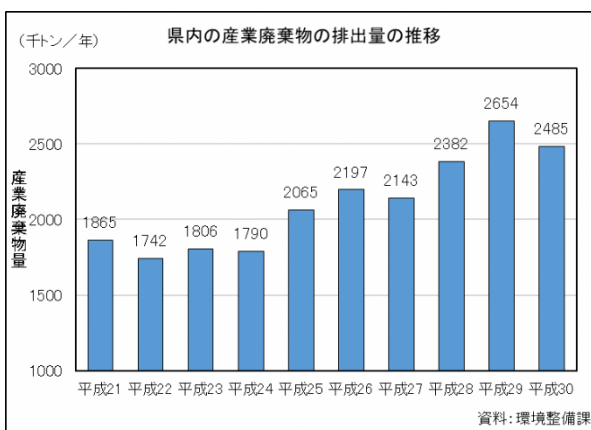
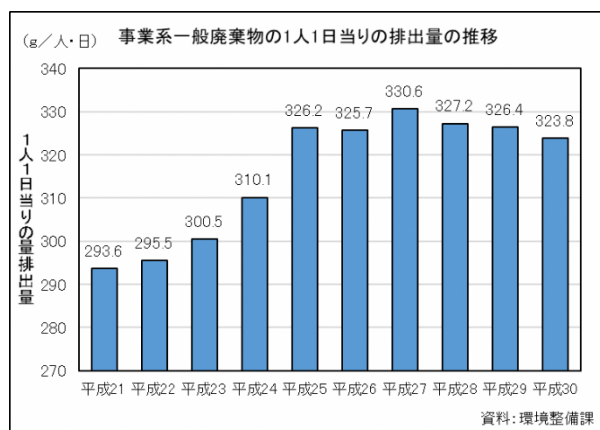
(2) 事業活動における環境配慮の取組の推進

環境に配慮した事業展開に向けた取組を推進するとともに、循環型社会ビジネスの推進や未利用資源活用の新規開拓を推進します。

【現況】

事業系一般廃棄物について、2018 年度（平成 30 年度）の 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量は 323.8 g であり、近年横ばい傾向で推移しています。

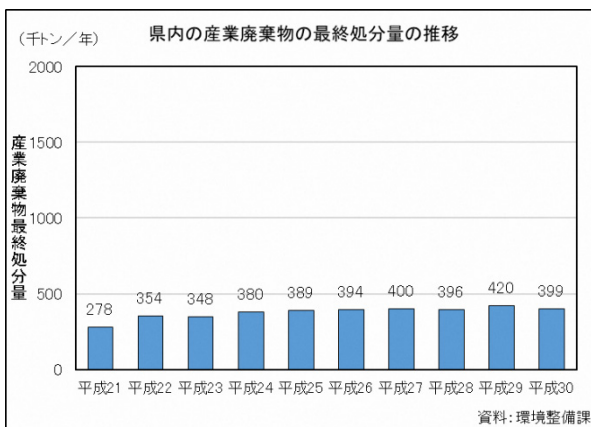
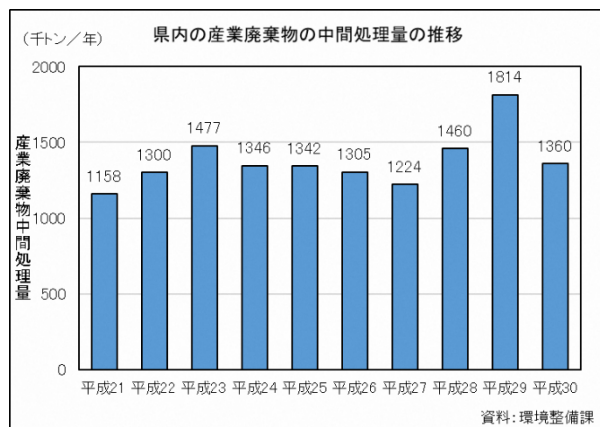
産業廃棄物について、2018 年度（平成 30 年度）の排出量は 249 万トンで、前年度に比べ 16.9 万トンの減少となっています。



県内での中間処理*実績は 136 万トンで、前年度に比べ 45.4 万トンの減少となっています。中間処理されたがれき類や木くずは主に建設資材や燃料として再生利用されています。

最終処分については、安定型処分場で 1.9 万トン、管理型処分場で 25.9 万トン、合計で 27.8 万トンが埋め立てられています。このうち、事業者の自社処分量が 4 万トンと最終処分量の 14%、処理業者による処理は 18.4 万トンと最終処分量の 66%程度となっています。

このほか、鉱山保安法適用施設で 12.1 万トンが最終処分されており、県全体の最終処分量は 39.9 万トンとなっています。



主要な産業廃棄物排出事業者のうち、3Rに関する目標を立てている割合は、2015 年度（平成 27 年度）の 40%から 2018 年度（平成 30 年度）の 47%に向上してはいますが、環境マネジメントシステムを導入している割合は 2015 年度（平成 27 年度）の 51%から横ばい傾向となっています。

【課題】

2015 年度（平成 27 年度）以降、事業活動から発生する廃棄物の排出量、最終処分量とも横ばいの状況が続いています。廃棄物の排出量や最終処分量は、経済状況や社会情勢に起因するところもありますが、排出事業者に対する指導や研修を行い、再使用や再生利用を促進する施策を強化するとともに、3 R 及び適正処理を総合的に推進する必要があります。

廃棄物処理業全体の優良化や健全化を進めるとともに、環境配慮の取組の受け皿となるリサイクル産業を振興し、バイオマスや鉱さい等の未利用資源の有効活用を促進する必要があります。

【施策の方向】

- 紙ごみなど、リサイクルが容易な廃棄物の分別に関する基本的な情報を広く提供します。
- 優れた 3 R 事例の情報発信など、3 R 手法に関する情報を提供するとともに、各事業所にあった環境配慮活動の推進役となる人材を育成し、各事業所における 3 R 及び適正処理に係る目標の設定や具体的な取組を促進します。
- 廃棄物処理に当たっては、適正処理に加え、資源循環や温室効果ガス排出量が少ない等の付加価値を持った処理方法が積極的に選択されるよう、排出事業者の意識改革を促す情報発信等の取組を推進します。
- 県は自ら率先してグリーン購入・グリーン契約*に取り組み、その状況や効果について情報を公表することで、民間事業者による取組を促します。
- 県がリサイクル製品を認定し、認定製品が掲載されたリーフレット等の配布や普及啓発事業により、リサイクル製品の製造・販売を促進します。
- 認定リサイクル製品の普及拡大のため、県の事務・事業において認定リサイクル製品の優先調達に努めるほか、市町村や民間事業者による利用を促進します。
- 建設リサイクル法や自動車リサイクル法に基づくリサイクルが確実に行われるよう、排出事業者や中間処理業者等への指導を徹底します。
- 処理せざるを得ない廃棄物については、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者などの確実かつ適切に処理する事業者やリサイクルを図る事業者を積極的に利用して貰う取組を促進します。
- 優良認定を受けた産業廃棄物処理業者を育成するとともに、優良な処理業者へのインセンティブの付与などにより、産業廃棄物処理業全体の健全化や強靱化を図ります。
- 環境配慮を進める事業者の活動を県民に広く周知するため、各種媒体の活用やイベント等の開催などによる普及啓発活動を展開します。
- 産業廃棄物の再使用・再生利用・エネルギー回収施設を県内に整備する事業者を支援します。
- 産業廃棄物の適正処理の推進のため、処理業者の処理状況の確認・指導を強化するとともに、処理基準*等の周知徹底を図り、信頼できる優良な処理業者の育成を推進します。
- 主に県北地区で進められてきた金属含有廃棄物やレアメタル等の金属リサイクル、廃プラスチックのマテリアルリサイクル*を、県全域で推進します。
- 稲わらやもみ殻、家畜排せつ物、林地残材、下水道汚泥等のバイオマス資源の利活用を促進します。
- 食品製造業や販売業者による食品廃棄物の削減及びリサイクルの取組を推進します。
- 製造業・販売業の事業者、再生利用事業者、農畜水産業者などが連携した食品リサイクルルー

プ*の認定制度の取得を促進します。

【優良産廃処理業者認定制度】

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、県が審査して認定する制度です。

- ・実績と遵法性（５年以上産廃処理業を営んでおり、不利益処分を受けていない）
- ・事業の透明性（許可の内容や施設の維持管理状況などをインターネットにより公表）
- ・環境配慮の取組（ＩＳＯ１４００１やエコアクション２１の認証を取得）
- ・電子マニフェストの導入及び利用
- ・財務体質の健全性（直前３事業年度における自己資本比率が１０％以上、法人税の滞納なし）

（３）廃棄物処理体制の確保

適正処理のための基盤構築に向けた取組及び適正処理の推進のための取組を推進します。

【現況】

県内の一般廃棄物の処理施設は、2019 年度（令和元年度）末時点で中間処理施設などが 37 施設（焼却施設：14、粗大ごみ処理施設：9、資源化施設：12、高速堆肥化施設：2）、稼働している最終処分場*が 36 施設あります。また、産業廃棄物の処理施設は、2018 年度（平成 30 年度）で中間処理施設が 276 施設、最終処分場が 19 施設あります。これらの処理施設を管理する市町村、広域市町村圏組合や廃棄物処理事業者への指導や情報提供などにより、廃棄物の適正処理を進めています。

P C B 廃棄物*については、法定の処分期間内の適正処理完了に向け、保管事業者等への指導を行っています。

不法投棄等は、啓発活動・監視活動等により新規判明事案件数は減少してきていますが、後を絶たない状況が続いています。

災害時の廃棄物処理対策として、2018 年（平成 30 年）に秋田県災害廃棄物処理計画を策定したほか、2020 年（令和 2 年度）には、県内全市町村において災害廃棄物処理計画が策定済みとなっています。

【課題】

ごみ処理施設の整備については、既存の廃棄物処理施設の機能を維持しつつ有効利用するとともに、施設の機能を効率的に維持しつつ、本県の人口減少下にある状況を踏まえ、施設更新等のタイミングを捉えて、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化を進めていくことが必要です。この際には、エネルギー回収による更なる高効率化の検討や、防災拠点としての機能を併せ持つ施設の設置を推進していく必要があります。また、広域化により施設を集約する場合や、市町村を越えた処理体制の整備が必要なものについては、適切かつ合理的な処理体制を確保するために、市町村・組合が連携して対応する必要があります。また、産業廃棄物の処理施設は、地域住民に迷惑な施設と受け取られる傾向があることから、民間事業者による施設整備を基本としつつ、最終処分場等の必要な処理施設については、公共関与により整備を図る必要があります。

一般廃棄物処理に関わる職員が減少しているため、適正な人員の確保に努めていくことや、周辺自治体等の関係機関との連携した収集や処理体制を構築する必要があります。

アスベストやポリ塩化ビフェニル（PCB*）、水銀等の有害物質を含む廃棄物については、適正な管理及び処理が行われるよう指導の徹底を図る必要があります。

依然として不法投棄や不適正処理が発生しているため、監視体制を強化するとともに、排出業者、処理業者に対する指導の徹底と研修の強化などにより適正処理を推進する必要があります。

災害時の廃棄物対策のため、平時から、市町村間や民間廃棄物処理事業者との連携体制を強化する必要があります。

【施策の方向】

- 人口減少を踏まえた、ごみ処理施設の計画的な整備を促し、施設更新等のタイミングを捉えて、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化等を推進します。
- 広域化により施設を集約する場合や、市町村を越えた処理体制の整備が必要な種類の廃棄物については、適切かつ合理的な処理体制を確保するために、地域毎の市町村・組合が連携して処理する体制の構築を推進します。
- リサイクルする資源を確保しつつ、家庭系ごみの排出量の削減や、リチウム電池等の混入による廃棄物処理施設での事故防止のため、市町村等における分別収集の品目の増加や、分別の徹底に向けた取組を促進します。
- 県内中小企業の産業廃棄物処理を補完し、適正処理に寄与するため、公共関与による産業廃棄物適正処理を確保するため、秋田県環境保全センター*を維持・管理していきます。
- 適正な廃棄物処理体制の確保のため、廃棄物処理に従事する人材育成の基盤を整備します。
- PCB廃棄物については、処分期間内に適正に処理されるよう、「秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき保管中または現在使用中の事業者に対し、指導や情報提供を行います。
- 廃石綿や石綿含有廃棄物については、法律や国のマニュアル等を遵守して適正に処理されるよう、立入検査などにより排出事業者や処理業者への指導を徹底します。
- 水銀廃棄物について、「水銀に関する水俣条例」の採択に伴い改正された廃棄物処理法に基づき、排出事業者や処理業者に対し、処理基準の遵守を指導するとともに、市町村による水銀使用製品に係る分別回収を推進するため、市町村に対する情報提供を行います。
- 県民・事業者・行政等が一体となった不法投棄廃棄物の撤去活動等の不法投棄の未然防止に向けた普及啓発の取組を推進します。
- 各保健所に配置された環境監視員*による日常の監視や、スカイパトロール等の監視体制を維持するとともに、市町村、警察、業界団体等との連携を図り、不法投棄の未然防止・早期発見に努めます。
- 再生利用率が低い廃棄物の中で資源として循環利用できるもの、太陽光発電や風力発電等由来の今後廃棄が増えると思われる廃棄物について、効率的な循環利用のための仕組みを構築します。
- 県民、民間団体、行政等が連携して、海ごみの発生抑制に取り組みます。
- 大規模な自然災害に伴って災害廃棄物が発生した場合に、迅速かつ適正に処理するため「秋田県災害廃棄物処理計画」に基づき、平時から市町村、国及び関係団体等との相互協力体制の強化、人材の育成を行います。

- 災害廃棄物は、県内での処理を基本とし、被災市町村及びその周辺市町村や民間事業者と連携して、災害廃棄物の適切かつ迅速な処理に努めます。また、必要に応じて、関係団体との調整、国や他都道府県と連携した広域処理を進めるとともに、国や他都道府県からの応援を円滑に受け入れ、支援を得ながら災害廃棄物の早期の解消に努めるため、事前の体制整備を整えます。

(4) 協働による課題への統合的な取組

プラスチックごみ対策や食品ロス対策等の新たな環境課題に対して、各主体のパートナーシップによる一体的な課題解決に取り組めます。

【現況】

ペットボトルなどに代表されるプラスチック製容器は、軽くて丈夫であることなどから、今日の生活様式においては、欠かすことのできないものとなっています。家庭や事業所に係わらず、多くのワンウェイプラスチック*が日々使用されており、多くの県民が環境影響について、意識せずに使用している状況にあります。

また、家庭における食品残さやスーパー・小売店で販売している弁当や食材については、消費期限切れなどにより、堆肥化等の循環に回らずに、その多くが廃棄物として処分されています。

【課題】

プラスチック廃棄物は、不法投棄などにより、河川や海に流出します。これがマイクロプラスチックとなり魚類や海洋生物に取り込まれ、生態系の維持に悪影響を及ぼすことが世界的に懸念されています。

また、廃棄された食品は、一般または産業廃棄物として、廃棄物処理施設において、焼却処分されることになり、エネルギーをムダに消費することとなることから、食品残さ等の処理フローが廃棄物の悪循環の一因となっています。

【施策の方向】

プラスチックごみ対策

- 廃棄するプラスチックの分別を徹底することで、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクル*を行う資源量の増加を図るほか、焼却せざるを得ないプラスチックは熱回収を行うなど、プラスチック資源の循環利用を促進します。
- 事業者、市町村と連携・協力して、製造・流通・小売り・消費の各段階でプラスチックのリデュース・リユースの促進、ワンウェイプラスチックなどの使い捨てプラスチック製容器包装・製品の削減の取組を推進するほか、生分解性プラスチック*やバイオプラスチックの導入を推進します。
- 第3次海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、県民、民間団体、行政等が連携して海洋プラスチックごみの回収及び適正処理を推進します。
- ポイ捨てされたレジ袋や容器包装等は、川を経由して海へ流出することから、ポイ捨て防止のための普及啓発や、地域のクリーンアップなどの環境美化活動を推進します。

食品ロス対策

- 食品ロス削減推進法に基づき、食品ロス削減推進計画を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等のパートナーシップのもと、削減に向けた取組を推進します。
- 食品関連事業者や消費者等の多様な主体が連携して、食品ロス削減に向けた取組を推進します。
- 食品関連事業者、再生利用事業者、農業者などが一体となり、エコフィード*や堆肥を利用し、生産した農畜産物を流通・販売する食品リサイクルループの構築を推進します。
- フードドライブ*の実施やフードバンク*を行っている民間団体の活動を広く県民に周知し、食品ロス削減に向けた意識を醸成します。

2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策

大気環境を常時監視するとともに、快適な大気環境が維持されるよう発生源対策や普及啓発等を進めます。併せて日常生活に密着した感覚公害と呼ばれる騒音・振動・悪臭の防止対策を市町村と連携して進めます。

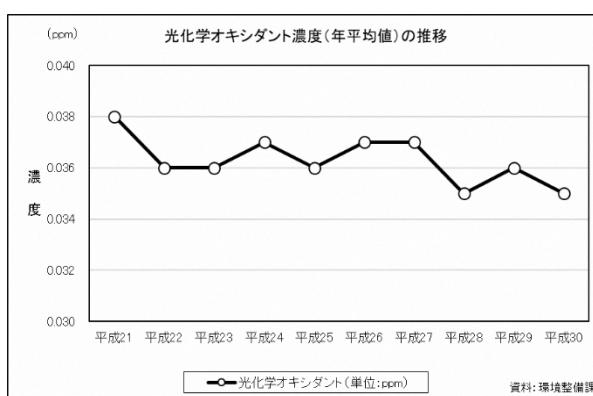
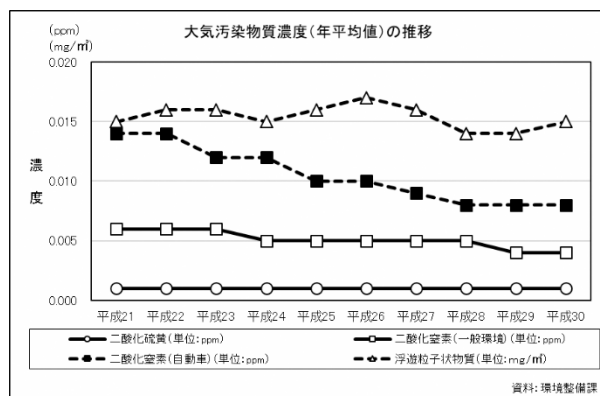
(1) 大気環境の保全

【現況】

大気環境はおおむね良好な状態で推移しています。

光化学オキシダント*及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）*は環境基準*を超えることがあります。が、注意報等の発令等が必要な状態にはありません。

また、大気汚染防止法等に基づく工場・事業場等の監視指導を行っているほか、稲わら等の焼却禁止についての普及啓発やアスベストが使用されている建築物等の解体等工事現場の周辺及び一般環境中のアスベスト濃度の監視を行っています。



【課題】

越境大気汚染が懸念されていることから、光化学オキシダント及びPM_{2.5}に関する注意報の発令等に備え、常時監視体制を維持する必要があります。

また、未だ多くの苦情が寄せられている稲わら等の焼却行為の防止に努めるとともに、石綿含有建築材料が使用されている可能性のある建築物等の解体等工事が今後も増加していくと予想されていることから、アスベスト飛散防止対策を継続する必要があります。

【施策の方向】

発生源対策

- ばい煙発生施設を設置している工場・事業場に対する定期的な監視指導を継続します。
- 大気測定局のデジタル化を推進するなど I C T を活用した効率的な監視体制の構築を図ります。
- 有害大気汚染物質*のモニタリングを継続し、実態把握に努めます。
- 移動発生源対策として、関係機関との連携を図りながら、発生源対策、交通総量抑制対策、交通管理など、総合的かつ計画的な道路交通対策を推進します。
- エネルギー消費量を大幅に削減できる次世代自動車の積極的な導入を支援し、普及を図ります。

普及啓発

- 「稲わら焼き禁止」の指導、普及啓発を継続するとともに、稲わらの堆肥利用などの地力増強対策を推進します。
- 自転車、公共機関の利用を推奨するとともに、エコドライブ*など、実行可能な大気汚染低減策の普及・啓発を推進します。

アスベスト対策

- 解体等工事現場の周辺や一般環境中におけるアスベスト濃度の監視を引き続き行うとともに、適切なアスベスト対策が講じられるよう解体等工事に関する監視指導を継続します。

（２）騒音・振動・悪臭等の対策

【現況】

2019 年度（令和元年度）における秋田県内の工場・事業場や建設作業から発生する騒音に対して、騒音規制法に基づく改善勧告や改善命令を行った事例はありませんでした。自動車騒音については、自動車騒音常時監視を実施し、環境基準の達成率は 99.7%と全国平均を上回る達成状況となっています。また、秋田空港周辺の航空機騒音については、環境基準を達成しています。飲食店や家庭から発生する近隣騒音については、「近隣騒音防止指導指針」に基づき、苦情処理や未然防止に努めています。

振動については、例年苦情もほとんどなく、良好な状態が維持されています。

悪臭については、家庭生活を発生源とする苦情と畜産農業に係る苦情が多くなっています。工場、事業場から発生する悪臭に対しては、必要に応じて市町村と協力し、防止対策を指導しています。

【課題】

騒音

自動車騒音及び航空機騒音については、現在の達成状況を維持できるように監視を継続する必要があります。また、飲食店営業や家庭生活に伴う近隣騒音をはじめ、建設騒音、工場騒音等についても市町村と連携して指導を継続する必要があります。

振動

振動については、現在の良好な状態を維持できるよう、市町村と連携して監視・指導を実施する

必要があります。

悪臭

畜産農業における悪臭については、家畜排せつ物の処理などの適切な対策を講じる必要があります。また、生活排水*やごみの不適切な取扱いによる悪臭については、家庭生活に起因した悪臭を防止するため、近隣に配慮した生活意識の向上を一層促す必要があります。

【施策の方向】

防止対策

- 主要幹線道路や空港周辺などで騒音の監視を継続して実施します。
- 飲食店営業に伴う深夜騒音や商業宣伝のための拡声器騒音については、使用制限や音量制限などの規制を継続します。
- 低周波音*の実態調査については、市町村と協力し、必要に応じて発生源対策を指導します。
- 市町村や関係機関と協力して、家畜排せつ物の堆肥化など、適正処理による悪臭防止対策を推進します。
- 畜産農家等に対して、市町村と連携して悪臭解消の指導と技術支援を行います。
- 騒音・振動・悪臭の実態把握を継続し、必要に応じて県が管轄する地域に係る規制地域指定の見直しを実施します。
- 工場、事業場に対しては、市町村と協力し、必要に応じて騒音・振動・悪臭防止対策を指導します。

3 水・土壌環境の保全

(1) 水質

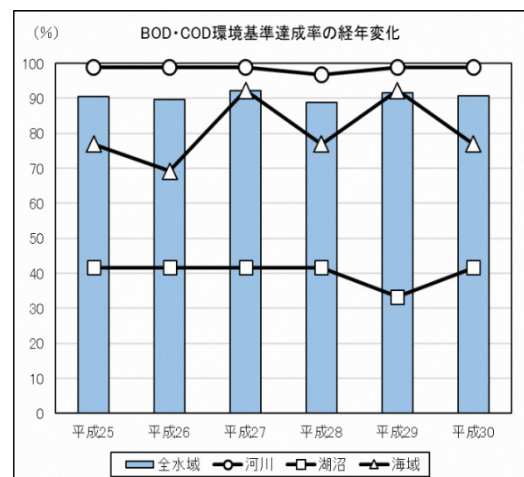
県内の河川、湖沼、海域及び地下水の良好な水質を維持するため、水質汚濁防止法や秋田県公害防止条例に基づき、公共用水域*や地下水の水質監視、工場・事業場の排水の監視指導を行います。また、長期にわたり環境基準が未達成となっている八郎湖については、水質保全計画に基づき、総合的な対策を推進します。

【現況】

河川

ほとんどの水域で河川における水質汚濁の指標であるBOD*（生物化学酸素要求量）の環境基準を達成しており、良好な状態を維持しています。

しかし、河川の下流域では上流から流れ着いたごみが目立つほか、八郎湖に流入する河川では農業排水などを原因とする汚濁がみられます。また、火山性の強酸性温泉などの影響により酸性化して、下流域に影響を与えている河川があります。



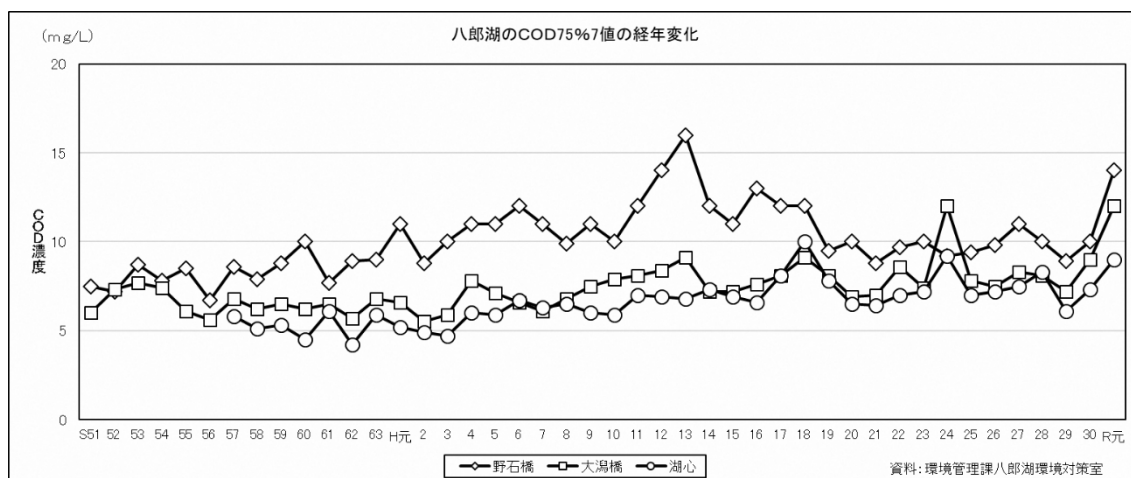
湖沼

湖沼における水質汚濁の指標であるCOD*（化学的酸素要求量）の達成率が40%程度と低く、特に八郎湖、十和田湖及び田沢湖では水質の改善が課題となっています。

《八郎湖》

八郎湖の水質は、干拓事業が終了した後、徐々に富栄養化*が進行し、アオコ*が大量に発生するなど、水質環境基準が確保されない状況が続いています。このため、県では2007年（平成19年）12月に湖沼水質保全特別措置法*に基づく指定湖沼*の指定を受け、2008年（平成20年）3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画*（第1期）」、2020年（令和2年）3月に第3期計画を策定し、発生源対策を継続実施するとともに、アオコ対策や湖内浄化対策など各種対策の一層の推進に取り組んでいます。

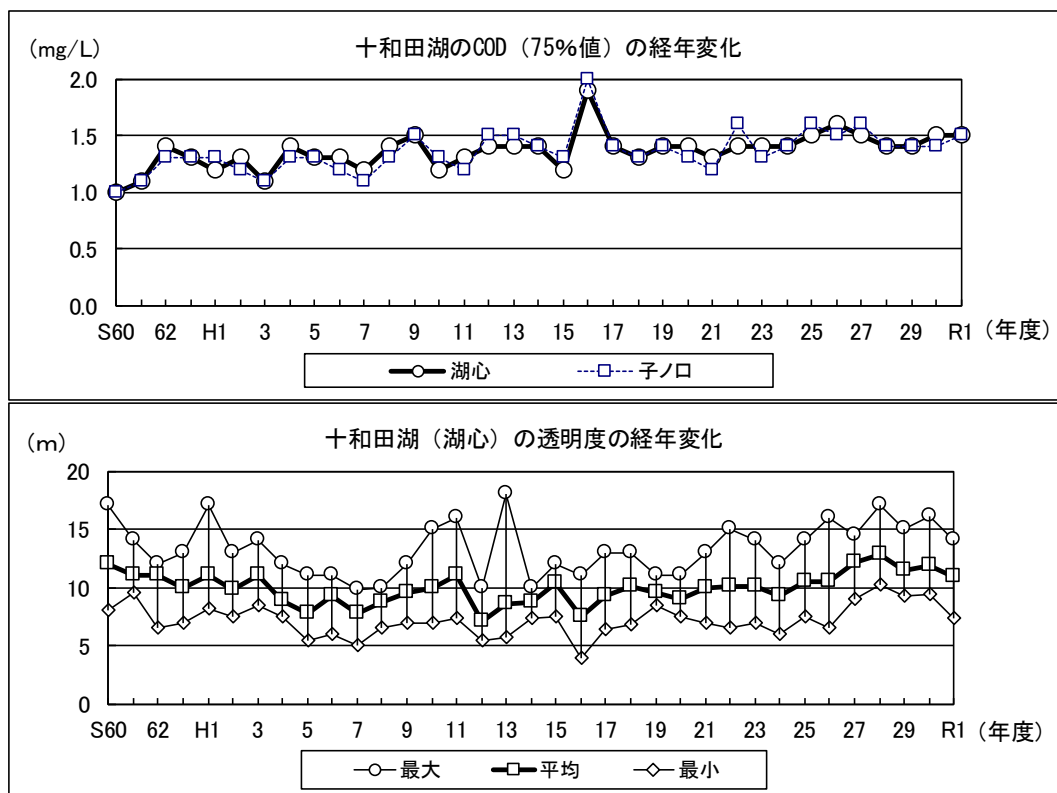
八郎湖には湖沼の水質環境基準A類型を当てはめており、環境基準点の湖心（調整池）、大潟橋（東部承水路）及び野石橋（西部承水路）における2019年度（令和元年度）のCOD（75%値*）はそれぞれ9.0、12、14mg/Lとすべての地点で環境基準（3mg/L以下）を達成できていない状況が続いています。この3地点のCOD（75%値）のうち、野石橋では西部承水路の流動化促進事業の実施により、2002年度（平成14年度）からは、改善の傾向を示し、湖心、大潟橋では、アオコの異常発生で悪化した2012年度（平成24年度）を除くと、2007年度（平成19年度）以降は横ばい傾向を示していましたが、2019年度（令和元年度）は高温、少雨の影響により高い値となりました。



《十和田湖》

十和田湖には湖沼の水質環境基準で最も厳しいAA類型を当てはめています。水質の指標であるCOD（75%値）については、1986年度（昭和61年度）以降、環境基準（1mg/L以下）を達成していない状況が続いています。2019年度（令和元年度）のCOD（75%値）は、環境基準点の湖心及び子ノ口において、それぞれ1.5mg/Lであり、近年横ばいで推移しています。また、1985年（昭和60年）頃には湖心で12m前後あった透明度（平均値）も1990年（平成2年）以降低下を生じていましたが、近年は改善が進み2019年度（令和元年度）は10.9mとなっています。

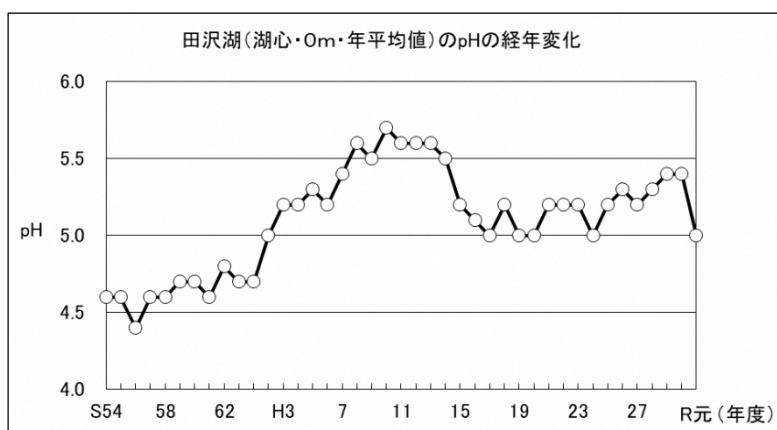
県では、青森県と協働し、水質改善とヒメマスの資源量回復に向け行政、事業者及び住民が実施すべき取組を定めた「十和田湖水質・生態系改善行動指針*（2001年（平成13年）8月策定、2015年（平成27年）3月改定）」に基づき、水質・生態系改善のための取組を進めています。



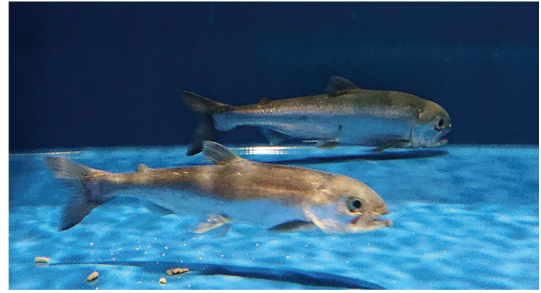
《田沢湖》

田沢湖の流域は狭く、湖に流入する河川はほとんどありませんが、発電用水や灌がい用水確保のため、1940年（昭和15年）から近隣の玉川と先達川の河川水を導入しています。このうち、玉川は上流部にある極めてpH*の低い源泉（1.1～1.2）の影響により酸性河川*となっており、これを導水した湖では酸性化が進み、固有種であったクニマスをはじめほとんど魚が生息しない酸性湖沼*となりました。1970年（昭和45年）頃には湖のpHが4.2程度まで低下しましたが、その後、玉川ダムの附属施設として建設された中和処理施設が1989年（平成元年）10月に完成し、玉川酸性水の中和処理事業*が実施されてから、湖のpHも徐々に回復しています。そのため、湖のpHは1998年度（平成10年）には表層のpHが5.7になりましたが、2002年度（平成14年度）以降、玉川源泉（大噴）の酸度*の上昇により低下しはじめ、2003年度（平成15年度）以降は湖心において5.0～5.4で推移しています。源泉の酸度は2004年度（平成16年度）をピークにやや低下していますが、2001年度（平成13年度）以前に比べて高い値を示しています。

一方で、pHの回復が進んだ際には、湖の内部生産や流域からの汚濁負荷*などによりCODの悪化傾向がみられましたが、現在は環境基準を達成する良好な状態を保っています。



この他、絶滅したと考えられていたクニマスが山梨県の西湖で発見されたとの 2010 年（平成 22 年）12 月の報道を機に、地元の仙北市をはじめとして「田沢湖への里帰り」に期待が高まっています。



田沢湖クニマス未来館に展示中のクニマス

海域

2005 年度（平成 17 年度）から 2009 年度（平成 21 年度）までは、対象の 13 水域すべてで環境基準を達成していましたが、2010 年度（平成 22 年度）以降は環境基準を達成していない水域があります。

地下水

県内の地下水質の状況を把握するため計画的に調査を実施しており、2014 年度（平成 26 年度）から 2018 年度（平成 30 年度）までの概況調査では、自然由来と考えられるふっ素等の汚染が確認されています。概況調査で判明した工場排水などの人為的な原因による地下水汚染については、原因者が対策を講じ、改善を図っています。

【課題】

河川・海域については、現在の良い水質を維持するため、生活排水や工場・事業場等の汚濁負荷対策を継続する必要があります。

十和田湖、八郎湖、田沢湖の水質改善には長い期間を要すると考えられるため、関係者と協力しながら息の長い取組を継続する必要があります。

地下水汚染が確認された地域の監視を継続するほか、新たに汚染が確認された地域においては、汚染原因を把握し必要な対策を講じる必要があります。

【施策の方向】

汚染防止対策

- 公共用水域及び地下水の常時監視を継続し、適切な情報提供を行います。
- 下水道等（公共下水道*や農業・漁業集落排水処理施設*、合併処理浄化槽*など）の整備を推進し、水質の保全に努めます。
- 公共用水域に排水する工場、事業場などの排水や排水の地下浸透に対して、監視指導を引き続き実施します。
- 農薬、肥料の適正使用や環境に優しい農法、地域の家畜堆肥利用の推進など「環境保全型農業」を推進し、水質の保全を図ります。
- 「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」に基づき、国、市町村、事業者、県民が一体となって八郎湖流域の水質保全対策を推進します。

【八郎湖の長期ビジョン】

八郎湖の望ましい水環境及び流域の状況等に係る将来像として「～恵みや潤いのある“わがみずうみ”～」を長期ビジョンとして掲げ、多くの住民・事業者等の方々と共有を図るとともに、その実現に向けて各種対策を推進し、令和8年度を目途に達成することを目指します。

～恵みや潤いのある“わがみずうみ”～

1. 農業や漁業など湖にかかわる人々に持続的な恵みをもたらす
2. 水遊びや遊漁など子どもから大人までが潤いに包まれる
3. 鳥や魚や植物など多様な生き物が命を育む

- 「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づき、関係者が一体となって十和田湖の水質や生態系の保全対策を推進します。
- 玉川酸性水の中和処理を継続するとともに、田沢湖周辺における水質調査を行い、田沢湖の水質の改善・維持を目指します。
- 化学物質等による地下水の汚染が確認された地域においては、適切な飲用指導を行うとともに、原因の究明に努めます。

普及啓発

- 県民の環境保全意識の高揚に努め、生活排水による汚濁負荷の低減を図ります。
- 公共用水域などへの不法投棄を未然に防止する取組や清掃運動などを推進します。

（２）水循環

【現況】

水は、大地への降水が土壌に保水され、表流水や地下水と形を変えながら流下し、湖沼や海域に流入していく過程で大気中に蒸発して再び降水となるという、自然の循環を行っています。

そうした循環系の中の河川や湖沼、地下水の水資源が、多様な生態系を支えており、身近にある豊富な水資源から様々な恩恵を受け、今日の郷土を築き上げてきました。

本県においては、「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（略称：水と緑の条例）に基づき、健全な水循環*の維持や回復に向けた取組を推進しています。

【課題】

私たちの生活は、様々な形で自然の水循環と関わっていますが、水を使用することは、水循環の経路を変え、ダメージを与えることにもつながります。

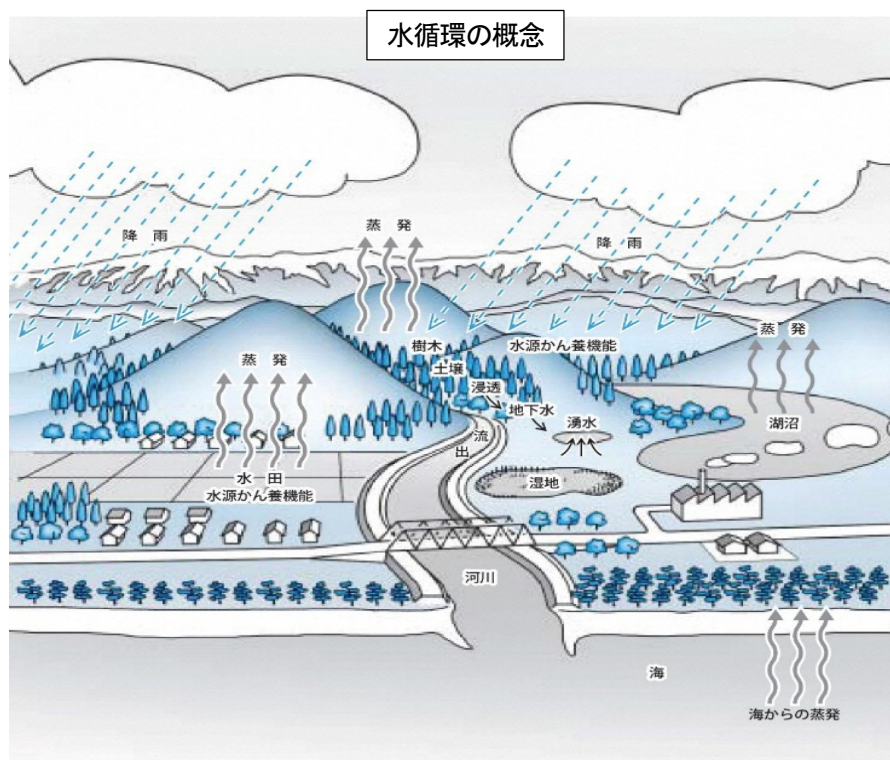
環境保全上、健全な水循環系を確保するためには、事業者はもとより県民一人一人が節水を心がけ、水が有限の資源であることを理解することが重要であり、自然の水循環系に配慮した適切な水利用を推進するとともに、水源かん養機能を持つ森林や農地の保全を図る必要があります。

水田等の農地やため池、農業用用水路などは、水循環の機能など二次的自然が構成されることから、適切な維持管理が必要となります。

【施策の方向】

- 水源環境機能を持つ森林や農地を保全し、維持・管理を推進します。

- 河川や湖沼、湿地を保全するとともに、その整備にあたっては河川等の分断を避けた生態系の維持・回復や自然の水循環機能の保全に配慮します。
- 浸透設備による雨水の地下還元を図ります。
- 水の有効利用の促進や県民への節水意識の高揚を図ります。
- 国土保全や水源かん養に重要な保安林の拡大を図り、複層林や混交林の造成などを推進します。
- 農業用排水路への魚道、昇降柵の設置や、ため池の整備にあたっては、水循環や生態系保全に配慮した資材や工法の導入を推進します。
- ため池等における水辺空間は、住民や子供たちが自然とふれあう場や環境教育の場のひとつであり、親水空間や自然の水循環に配慮した整備を進めます。



(3) 土壌環境

【現況】

県では、土壌汚染対策法*に基づき土地の所有者等に対する土壌汚染状況調査の実施を指導しており、2019年度（令和元年度）末現在、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を2か所指定しています。また、こうした区域から搬出される汚染土壌が適切に処理されるよう、汚染土壌処理施設に対する定期的な立入検査を実施しています。

鉱山からのカドミウムなどの金属類を含む坑廃水等を主な原因とする汚染農用地が1,891haあり、このうち97%について恒久対策（客土等）を講じています。汚染のおそれのある地域については、米の出荷前に食品衛生法に準じた検査方法により濃度分析を実施するなど、消費者に安全なコメを提供しています。休廃止鉱山のうち23鉱山については、鉱害防止工事を実施しました。

汚染農用地 (ha)	区分 (ha)	恒久対策実施状況 (ha)
1,891	農用地土壌汚染防止法 に基づく指定地域 1,822	実施面積 1,792
		未完了面積 30
	未指定地域 69	実施面積 38
		未完了面積 31

【課題】

土壌汚染対策が適切に講じられるよう有害物質を使用する特定事業場や土地の形質変更において必要となる調査の実施を徹底させる必要があります。

汚染農用地のうち、対策が完了していない地域について恒久対策を講じる必要があります。また、消費者ニーズに対応した「安全・安心な農産物」の生産・流通体制を一層整備する必要があります。

休廃止鉱山のうち、鉱害防止工事実施済鉱山については、今後も工事箇所の機能が維持されているか把握する必要があります。

【施策の方向】

- 土壌汚染対策法の規制内容について普及啓発するとともに、特定事業場の廃止時に土地の使用状況等を確認するなど、必要な手続が執られるよう周知を図ります。
- 汚染が明らかになった土地については、区域の指定・公示を行い、適切な土地の管理を指導します。
- 汚染土壌が適切に処理されるよう、汚染土壌処理施設に対する立入検査を継続します。
- 米に対する細密調査*等により重金属に汚染された農用地を特定するとともに、恒久対策を推進します。
- 休廃止鉱山の調査や下流域の汚染状況の監視を引き続き実施します。
- 安全・安心な農産物の生産・流通体制の充実を図ります。

4 化学物質対策の推進

化学物質による人の健康や生態系への影響の防止に努めます。

【現況】

私たちの身の回りでは、あらゆる分野で様々な化学物質が使用されており、その利用によって便利な生活を送っている一方で、製品の製造や使用、廃棄の過程で環境中に排出され、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのあるものもあります。

1999年（平成11年）7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR*法）が制定され、2001年（平成13年）から化学物質の新しい管理システムであるPRTR制度が実施されています。

また、人に対する発がん性が確認されるなどの影響があるダイオキシン類*については、1999年

(平成 11 年) 7 月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質(水底の底質を含む。)、土壌の汚染の状況が監視されています。

P C B については、2001 年(平成 13 年) 7 月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」で 2027 年(令和 9 年) 3 月までに全ての P C B 廃棄物を適正かつ確実な処理を図ることとされています。

2013 年(平成 25 年) 10 月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が採択され、2017 年(平成 29 年) 8 月に発効されました。日本では 2017 年(平成 29 年)に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が公布され、2018 年(平成 30 年) 4 月から水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等などについて定められました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正により、廃水銀等の処分等の基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等が定義され 2017 年(平成 29 年) 10 月に施行されています。

県では、化学物質による環境汚染を未然に防止するため、ダイオキシン類等の規制物質について各種法令に基づき発生源の監視や指導を実施するとともに、環境の汚染状態について監視を行っています。また、「秋田県ポリ塩化ビフェニル(P C B) 廃棄物処理計画」に基づき、確実かつ適正な P C B 廃棄物の処理の推進を図っているほか、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」の適正な処理が行われるよう指導を行っています。

【課題】

化学物質は私たちの生活を便利で豊かにする一方、化学物質の数が膨大で、有害性に関する科学的見解が十分でないことなどから、個別物質を対象とする規制手段では対応が困難となってきました。

このため、化学物質による環境汚染の防止対策では、従来の個別物質を規制する手法に加え、規制・未規制にかかわらず化学物質の排出実態、環境中の濃度を把握し、化学物質が人の健康や生態系などの環境に影響を及ぼすおそれを「環境リスク*」として評価し、未然防止の観点から環境リスクを効果的に低減させ、適切に管理するための総合的な対策を講じる必要があります。

また、ダイオキシン類や水銀等による環境汚染の状況について監視を継続し、排出基準の遵守や適切な維持管理の指導を行う必要があります。P C B 廃棄物や水銀含有廃棄物等の適正な処理が確実に行われるよう指導を継続する必要があります。

【施策の方向】

- P R T R 制度に基づき届出されたデータの活用を図るとともに、県民や事業者には情報をわかりやすく提供します。
- ダイオキシン類や水銀等の規制物質については、法令に基づく発生源の監視・指導を強化して排出量の削減に努め、環境汚染の状況について監視を継続します。
- P C B 廃棄物や水銀含有廃棄物等の適正な処理が確実に行われるよう指導します。
- 化学物質の地域における排出実態を把握し、化学物質の環境リスク評価に努めます。

第3節 地球環境保全への積極的な取組

今日における世界的な環境問題としては、気候変動、海洋プラスチックごみ汚染をはじめとした資源の不適正な管理、生物多様性の損失などが挙げられます。

これらの問題は、いずれも私たち一人一人の生活や今日の経済・社会システムと深く関わっており、グローバルな課題であると同時に私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題でもあります。

将来世代に良好な環境を継承していくためには、一人一人が世界的な環境問題の原因の一端を担っていることを自覚するとともに、これを郷土の問題として意識し、問題解決のために積極的に取り組む必要があります。

1 気候変動対策の推進

(1) 地球温暖化対策の推進

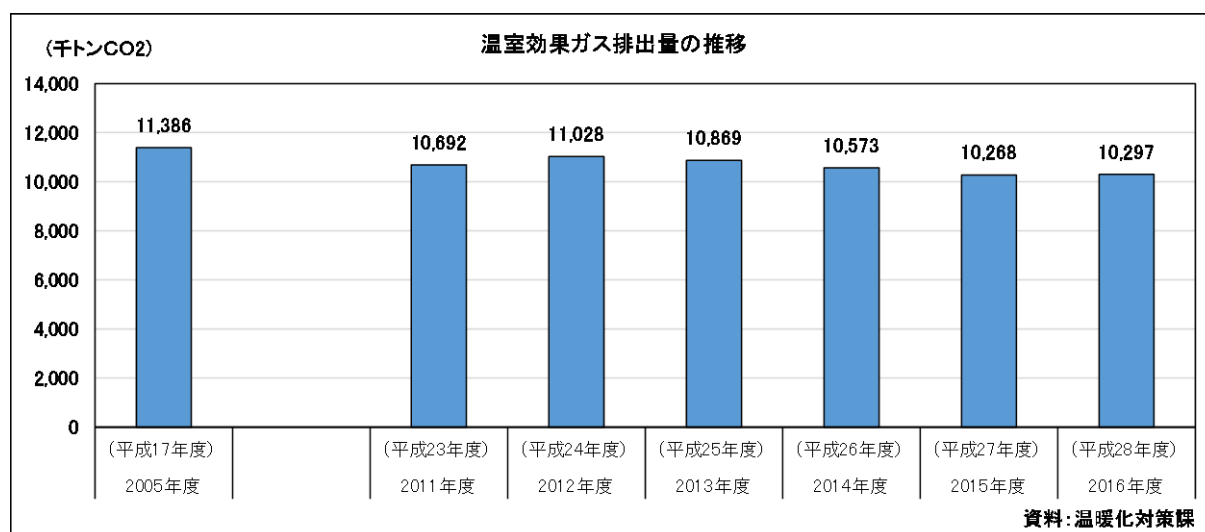
2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボン・ニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、その実現に向け、温室効果ガスの排出抑制、省エネルギーの推進、森林等の吸収源対策、フロン*類対策の推進など、地球温暖化対策を推進します。

【現況】

本県の2016年度（平成28年度）の温室効果ガスの排出量は10,297千トン-CO₂であり、基準年度である2013年度（平成25年度）と比べ5.3%の減少でした。第2次秋田県地球温暖化対策推進計画では、2030年度（令和12年度）の削減目標を2013年度（平成25年度）比26%減としています。目標達成に向けて順調に推移しています。

また、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボン・ニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すため、更なる温室効果ガス排出量の削減が求められています。

なお、温室効果ガスの種別構成比を見ると、温暖化係数を勘案して二酸化炭素換算した数値で、二酸化炭素が91.6%、メタンが3.6%、一酸化二窒素が2.9%、代替フロン等が1.9%となっています。



【課題】

世界の平均気温が約1℃上昇している中、近年の激甚な気象災害に温暖化が寄与した例が指摘されるなど、具体的な影響が現れ始めており、今後、豪雨災害や猛暑のリスクが更に高まることが予想されていることから、温室効果ガス排出量の更なる削減に向けた取組が求められています。

このため、国の方針を踏まえながら、秋田県地球温暖化対策推進計画の見直しを行い、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を見据えた取組を進める必要があります。

【施策の方向】

県民総参加による地球温暖化防止対策

- 「ストップ・ザ・温暖化あきた」の実現を目指し、秋田県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、地球温暖化防止に対する意識の高揚を図りながら、家庭や事業所における取組を推進するなど、県民総参加による地球温暖化防止活動を推進します。
- 秋田県地球温暖化防止活動推進センターの活動を支援します。
- 地球温暖化防止に関するイベントやセミナーの開催など、県民、事業者、民間団体、行政などの参画により地球温暖化対策を推進します。
- 働き方改革、コロナ禍で進んだテレワーク*や時差出勤など多様な働き方に対応した省エネの取組を推進します。
- 各種セミナーの開催・支援、I T*等を活用し、省エネの取組を紹介するなど、県民、事業者への省エネに関する意識向上、省エネ活動の普及・定着を推進していきます。
- 県や市町村が率先し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー性能の高い設備・機器や次世代自動車*（ハイブリッド・電気自動車・燃料電池車・天然ガス自動車）の導入、公共交通機関及び自転車利用の推進など、省エネ活動に取り組みます。また、それらの情報を公開することで、県民、事業者の自主的な取組の推進を図ります。

省エネルギー対策の推進

- 家庭での取組
 - ・「秋田県住生活基本計画」に基づき、長期優良住宅*や省エネルギー住宅*、自然エネルギーを使用した住宅の普及促進します。
 - ・家庭で実践できるエンカル消費や省エネ活動をウェブサイトやイベントなどで紹介し、環境に配慮した活動を推進します。
- 事業者の取組
 - ・「I S O 1 4 0 0 1*」や「エコアクション21*」等の環境マネジメントシステム*の導入と省エネルギー診断の受診を促し、事業所における省エネ活動を推進します。
 - ・空調や照明機器など、高効率（トップランナー）型機器の導入を促進させるため、高効率機器の費用対効果に対する認識を浸透させるとともに、国の支援制度等を活用し、省エネルギー技術や省エネルギー設備・機器等の普及を推進します。
 - ・建築物の新築・改築時等における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）などの断熱構造化を促進し、空調や暖房に係るエネルギー使用量を削減します。

- ・環境に配慮したエコドライブの定着を促進させるため、関係する団体と連携し、エコドライブ宣言登録制度の普及を図るとともに、地域や業界単位で活動が広がるよう取組を進めます。
- ・エネルギー消費量を大幅に削減できる次世代自動車の導入を促進させるため、費用対効果に対する認識の浸透を図るとともに、国の支援制度等も活用しながら普及を加速させます。
- ・事業所などへ太陽光発電設備、蓄電池、燃料電池など、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

省エネ以外の排出抑制対策の推進

●代替フロン等対策

- ・二酸化炭素の100倍から10,000倍以上の温室効果がある代替フロンに対しては、フロン類使用機器の管理者及びフロン類充填回収業者等への立入検査などを実施し、フロン類が適正に管理、回収されるよう努めます。
- ・フロン排出抑制法に基づいた回収・破壊の体制を堅持し、関係機関と協議しながらフロン類の大气への放出を抑制します。
- ・関係機関や関連団体等と連携し、ノンフロンなど地球温暖化係数の低い物質を使用している製品の普及を図ります。

●温室効果ガス排出量がより少ない製品・役務の利用

- ・木材は炭素を貯留していることから、木材を製品として利用することは二酸化炭素の排出抑制につながります。「秋田県木材利用促進条例」、「あきた県産材利用推進方針」に基づき、秋田スギなどの県産材をはじめ、木材の利用を推進します。
- ・水田から発生する温室効果ガスの削減を図るため、秋耕、長期中干し、カバークロップ、堆肥の施用、有機農業など環境保全型農業を推進します。
- ・温室効果ガス排出削減に配慮した物流やサービスの選択を促進します。

●低炭素型技術開発等の推進

- ・「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」に基づき、県内における水素エネルギーに関する推進体制の構築等を進めます。また、「あきた科学技術振興ビジョン」に基づき、環境・資源・新エネルギー分野に係る産学官が連携した研究開発の支援を進めます。

再生可能エネルギー等の導入の推進

●再生可能エネルギー発電の拡大

- ・「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」、「農業水利施設を活用した小水力発電マスタープラン」、「木質バイオマス発電の推進に関するガイドライン」に基づき、再生可能エネルギー発電の導入を促進します。
- ・環境アセスメントの対象となる洋上・陸上風力発電事業については、適切な環境アセスメント手続の実施を事業者にとともに地域関係者との協議等により事業に対する理解を得て、地域住民の生活環境、地域の自然景観や野生生物（特に鳥類）などの自然環境にも配慮するよう指導します。
- ・環境アセスメントの対象となる太陽電池発電所の設置については、適切な環境アセスメント手続の実施を通して、生活環境、自然環境への影響を回避又は極力低減するよう事業者に求めま

す。また、県有施設、市町村施設、事業場、一般住宅や農業施設への太陽電池発電設備の導入を促進します。

- ・農業水利施設を利用した小水力発電の整備を推進するため、施設管理者への情報提供や技術指導などの支援を行います。
- ・地産地消型エネルギーの利活用及び県内の林業活性化のため、未利用の低質材を燃料とする木質バイオマス発電の導入を推進します。
- ・下水処理で発生するガスの有効活用を進めるとともに、未利用のバイオマス資源について、市町村と連携・協力し、有効活用できるよう取組を進めます。

●再生可能エネルギーの熱利用の促進

- ・「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」や関連計画に基づき、公共施設や農業分野等での木質バイオマスの熱利用体制を整備するとともに、ユーザーに安定供給できる体制を構築し、木質バイオマスの利用拡大を図ります。

●エネルギー高度利用技術の普及

- ・コージェネレーション*導入を検討する事業者等に対し、先進的な事例、二酸化炭素の削減効果、国等の補助制度などの情報を提供します。
- ・燃料電池は、家庭用の機器（給湯・発電機）が販売されているほか、産業用機器の開発も進められ、総合エネルギー効率が高いことから、機器の費用対効果に対する認識を浸透させるとともに、国の支援制度等を活用し普及を加速させます。

森林の保全・整備による二酸化炭素吸収の促進

- 二酸化炭素の吸収源として大きな役割を担う森林について、その機能を十分発揮させるため、適切な整備・保全を推進します。また、適切な整備・保全活動が実施されるよう、林業の担い手の確保、森林整備に必要な作業道の整備などの対策を支援します。
- 県民参加の森林づくりの活動を促進するため、森林ボランティア団体の活動、市町村や森林組合が地域で行う植樹、育樹などの森づくり活動等、森林環境教育活動など、これらの活動を支援します。

沿岸域の保全・整備による二酸化炭素吸収の促進

- 海洋生物の生息場、水質浄化や二酸化炭素の吸収といった多面的機能を有する藻場や砂浜などの保全・整備を推進します。

環境教育・環境学習の推進

- 秋田県地球温暖化防止活動推進センターを拠点に地球温暖化防止活動推進員等による環境教育を推進します。

(2) 気候変動の影響への適応の推進

気候変動に対しては、温室効果ガスの削減などの緩和策とあわせて、将来予測される影響に対処し、そのリスク被害を回避・軽減するための適応策を推進します。

【現況】

世界の平均気温は、1880年（明治13年）～2012年（平成24年）の間で0.85℃上昇しました。特に最近30年の各10年間はいずれも、1850年（嘉永3年）以降の各々に先立つどの10年間よりも高温であり続けており、日本でも平均気温は、100年当り（統計期間1898（明治31）～2019（令和元）年）1.24℃の割合で上昇しています。

秋田の平均気温も100年当り（統計期間1886（明治19）～2019（令和元）年）1.5℃の割合で上昇しており、本県の気候変動適応計画として位置付けている「秋田県地球温暖化対策推進計画」においては、気温の上昇や「非常に激しい雨」の頻度の増加、降雪量の減少が予測されています。

また、地球温暖化の影響が本県において、農林水産業や生態系、健康などにも現れています。

秋田県における地球温暖化の影響

分野	気候変動により現在影響が現れている影響
水稻	生育期間の高温化により、水稻の出穂期が早期化がみられる。登熟期間中、高温に遭遇する恐れが増え、収量・品質の変動が大きくなっている。
大豆	播種期の6月の多照・少雨による土壌水分不足や、7月以降の集中豪雨による湿害など、生育に大きな影響を与えている。
野菜・花き	高温傾向のため、高温耐性を付与した品種の作出や、地域の気候に適合する栽培管理技術の確立が求められている。 特に花き関係では、盆・彼岸に出荷するための開花調節管理に苦慮している。
果樹	近年の温暖化傾向のため、耐凍性の獲得等の時期が従来と異なってきている。 また、りんごについては、夏季の高温や強い日射、暖かい秋により、果実表面の日焼けや着色の劣化などが生じ商品化率の低下が懸念される。
畜産	気温の上昇により、家畜の熱中症による死亡や草地の干ばつが発生している。
漁業	魚介類によっては、南方種の分布域が拡大し、北方種の減少がみられる。
生態系	これまで県内で生息していなかったイノシシが、平成23年度以降目撃され、その目撃件数も増加している。
農地	豪雨による農地の法面崩落、水路決壊等が発生している。
水道施設	異常出水による流出・浸水や渇水に伴う節水への協力要請、給水制限が発生している。
健康	熱中症により救急搬送される患者数が増加している。

【課題】

本県においても、農作物等に対し地球温暖化の影響が確認されており、このまま温暖化が進めば、さらに、生態系や健康リスク増大などへの影響が大きく拡大することが予想されています。

現在、既に影響が生じている事象に対して優先的に取組を進めるとともに、将来的に影響が予測される分野については、段階的に対応していく必要があります。

【施策の方向】

適応策の普及啓発等

- 国や関係機関と連携を図りながら、各分野における気候変動がもたらす様々な影響とこれに対応する適応策、国や他県の動向等の情報を収集し、県庁内の関係部局や市町村で共有し、それぞれの施策に活かすとともに、気候変動適応に関する情報を広く県民にも周知します。

災害に強い地域づくり

- 気候変動に伴う洪水などの水害を未然に防ぎ、また被害の軽減を図るため、堤防整備や河川改修などのハード面の対策を進めるとともに、即効性のある堆積土砂の除去等に取り組みます。
- 水害等の逃げ遅れを防ぐため、ハザードマップ*による普及啓発、避難場所の確保・整備を推進します。
- 土石流・地すべり等に備え、市町村と連携した警戒避難体制を強化し、治山施設整備等を推進します。

生態系

- 自然環境保全地域及び候補地、鳥獣保護区等を中心とした生態系などのモニタリング調査を行い、秋田県生物多様性データバンクシステムに調査データを蓄積しながら、システムの活用と整備を図ります。

農林水産業

- 大学等と連携し、農産物の品質低下・減収の防止技術や防除技術等確立・普及させるとともに、新品種の開発にも取り組みます。
- 海洋環境の変化に対応した漁業生産体制の構築に取り組みます。

健康

- 熱中症予防のため、予防策や注意点について、ウェブサイトやパンフレット等の多様な媒体を通じて、広く県民に周知します。
- 気候変動による気温上昇により、種々のウイルスを媒介する蚊などの発生時期や生息地域が拡大し、これらのウイルスによる新たな感染症リスクも高まることから、感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた対策、迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。

2 海洋汚染対策の推進

プラスチックごみを含む廃棄物の発生抑制、適切な処理体制の構築、県民等への普及啓発活動を通して、プラスチックごみが多く含まれている海洋ごみ及び海岸漂着物による環境汚染の防止を推進します。

【現況】

近年、海洋に流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが生態系等に与える影響について、地球規模の環境問題として世界的に関心が高まり、国際的な連携の下で取り組むべき喫緊の課題になっています。

国では、2019年（令和元年）の関係閣僚会議において、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、同年に第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」を策定し、海洋プラスチックごみ対策の推進を図っています。また、2019年（令和元年）に閣議決定により変更された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」では、海岸漂着物、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定されました。

県では、2016年（平成28年）3月に「第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、海岸管理者、地元市町村等の各主体の連携・協力による海岸漂着物等の回収・処理や全県規模での海岸漂着物等の発生抑制・普及啓発などの取組を推進してきました。

また、2021年（令和3年）3月には、海岸漂着物等対策を総合的かつ効率的に推進することを目的とした「第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、引き続き海岸漂着物対策に取り組んでいきます。2018年度（平成30年度）と2019年度（令和元年度）には、小・中学生を対象に、海岸におけるマイクロプラスチック調査や河川においてGPS搭載フロートを使ったごみの流下・漂着調査等を実施し、秋田の海や環境を守るという意識の醸成を図る取組を進めています。

しかしながら、第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画の重点区域における海岸漂着物等の回収処理量の推移をみると、依然として海岸には年間を通じて大量のごみ等が漂着しており、海岸の景観や環境、地域住民の生活や地域の経済活動に影響をもたらす深刻な問題となっています。

第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画の重点区域における回収処理量の推移

区分		2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	備考
重さ（t）	合計	599	519	588	465	○流木や海藻といった自然物が大半を占めている。 ○人工物の内容は、プラスチック類、ゴム類、発泡スチロール類、紙類等。
内訳 (重量ベース)	人工物	130	134	99	80	
	自然物	469	334	431	356	
	不明	0	50	59	29	
堆積（m ³ ）	合計	3,747	2,431	3,642	2,806	○人工物の内容は、プラスチック類、ゴム類、発泡スチロール類、紙類等。
内訳 (堆積ベース)	人工物	897	880	505	492	
	自然物	2,849	1,306	2,727	2,126	
	不明	0	249	409	188	

注）端数処理の関係で合計と内訳の合計が一致しない場合があります。

第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画の重点地区：秋田海岸、本荘海岸、天王海岸、象潟海岸、岩館・八森漁港など22区域。

【課題】

本県の海岸には、依然として大量のごみ等が漂着し続け、海岸の景観や環境、地域住民の生活や地域の経済活動に影響をもたらす深刻な問題となっています。2017 年度（平成 29 年度）に行われた秋田県海岸漂着物調査によると、海岸漂着物のうち人工由来の漂着ごみの約 7 割がプラスチックであり、プラスチック類が生態系等に与える影響が懸念されています。また、漂流ごみ等が、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁業操業の支障にもなっています。

これら海洋に流出するごみは、市街地をはじめ、森林、農地等から河川や水路を経由するなどして海域に流出します。洪水や台風等の災害によって流木等が大規模に漂着する場合もあるものの、日常生活に伴って発生するごみが海岸等に漂着することによって生ずるものも多く含まれています。

そのため、沿岸地域のみならず内陸地域を含む全県規模において、県民、事業者、民間団体、関係機関、行政の全ての主体のパートナーシップによるプラスチック類を含む廃棄物の発生抑制、適正な処理による流出の防止、環境美化活動や県民の意識醸成を図る取組などを推進する必要があります。

【施策の方向】

発生抑制対策

- 県民の日常生活に伴って発生した海岸漂着物となり得るごみの発生抑制に努めることが重要であり、県民一人一人が環境に配慮した消費行動、日常生活における 3 R 行動に取り組み、廃棄物の減量化、適切な分別や処理が定着するよう普及啓発を推進します。
- モニタリング調査を継続し、海岸漂着物の発生状況、原因の把握に努め、効果的な対策を検討するほか、調査結果を公表することで海岸漂着物に対する認識の向上を図ります。
- 陸域や海域におけるごみの不法投棄・ポイ捨ての防止を図るため、森林、農地、河川、海岸等におけるパトロール等の監視活動、警告看板の設置による、不法投棄・ポイ捨ての未然防止を図り、ごみが不法投棄されにくい地域環境の創出に努めます。
- 内陸部を含めた県全土において、環境美化活動を積極的に行うことで、発生抑制の呼びかけを進め、広く海岸漂着物に対する意識の醸成を図るよう努めます。

処理体制の構築

- 海岸管理者、市町村、漁業関係者、事業者、地域住民、民間団体など、多様な主体とのパートナーシップによる漂流ごみや海岸漂着物の円滑な処理体制を構築します。
- 漂流ごみや海岸漂着物は、広域的な対応が必要となることから、国や他の都道府県と情報を共有し、連携・協力体制を構築します。
- 日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得て、漂流ごみ等の処理の推進を図るよう努めます。

普及啓発の推進

- ウェブサイト、イベントなど様々な媒体を活用した海岸漂着物等に関する情報の発信を行うとともに、海洋プラスチックごみに関する知識の普及啓発及び環境教育の推進により、県民の意識の醸成を図ります。

第4節 環境保全に向けての全ての主体の参加

地球温暖化や海洋プラスチックごみ、生物多様性の損失など今日の環境問題は、私たち一人一人の日常生活や事業活動と深く関わっています。

本県の豊かで美しい自然を保全し、次世代へ継承していくためには、県民一人一人が意識を変え、持続可能な社会を目指して自発的に行動していく必要があります。また、一人一人の行動の輪を広げていくためには、県民、事業者、民間団体等の多様な主体がSDGsに対する理解を深め、パートナーシップによる環境保全活動や環境教育などを推進していくことが重要です。

県では、環境教育を通じて、環境を大切にする県民意識の醸成や、県民、事業者、民間団体等による環境保全活動の実践の拡大などを推進します。

1 環境教育、環境学習の推進

環境保全活動の基盤となる環境教育を推進するため、県民が、幼児期からその発達の段階に応じ、あらゆる場と機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、環境教育、環境学習の推進に必要な施策を講じます。また、環境教育の推進にあたっては、SDGsの視点が重要であるとともに、本県が推進する「ふるさと教育」を踏まえ、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進します。

【現況】

県では、環境教育等促進法に基づき、「秋田県環境教育等に関する行動計画」を2014年（平成26年）3月に策定し、環境教育、環境学習を推進しています。

学校では、学校教育共通実践課題として「ふるさと教育の推進」を掲げ、各学校において特色のある教育活動が展開され、地域の自然や文化、先人の知恵や工夫に学び、自分の地域や自然環境に積極的に関わろうとする意欲や態度を育成しています。

地域においては、県民が環境問題全般について学べる「環境あきた県民塾*」を開設しているほか、自然公園や環境学習施設等において、森林環境学習や自然観察会等を実施しています。

環境保全活動に積極的な企業・団体等について、「あきた環境学習応援隊」として登録し、講師派遣や施設見学等を実施しているほか、環境教育等促進法に基づき「能代火力発電所及び能代エナジウムパーク」を「体験の機会の場」として認定し、環境学習の場を提供しています。

また、環境教育の指導者、地域などの環境保全活動のリーダーを育成する取組として、学校の教職員を対象とした「教員のための博物館の日」の開催、秋田県地球温暖化防止活動推進員や「あきたエコマイスター*」のスキルアップを図るための研修などを行っています。

今後の環境保全活動をさらに活発にするために、環境に対する関心や持続可能な地域を創ろうとする意欲等の醸成を図る取組を一層強化する必要があります。特に、次世代を担う年齢層への環境教育の必要性は高く、その効果も大きいことが考えられることからSDGsの理念に基づく環境教育を推進します。

【課題】

本県において人口減少、少子高齢化が進む中、環境教育にもその影響がみられ、児童生徒数の減少等により、県が実施する環境学習に係る事業への参加校が減少してきているほか、環境教育を担

う人材や活動団体の高齢化等により環境保全活動の担い手の減少による地域の環境保全活動の縮小が懸念されています。

【施策の方向】

環境学習の機会・場づくり

- 幼児や児童生徒一人一人の環境に対する豊かな感性やふるさとを愛する心を育むよう、地域の特色を生かした教育活動を行い、身近な地域の環境への興味・関心を高めるほか、学校における環境教育においても、民間団体等が提供する教育プログラムや地域の人材を効果的に活用するなど、多様なプログラムを用いて環境学習を推進します。
- 少年自然の家等をはじめとした社会教育施設や環境関連施設等を環境学習の場として適切に管理しながら有効に活用するほか、環境保全活動に積極的な企業や民間団体の施設についても、環境学習の場として有効に活用します。
- 人口減少、少子高齢化を踏まえ、環境学習の機会や場を維持するとともに、そこで提供される学習内容の維持・改善に努めます。
- 幼児や児童生徒の直接体験を重視しつつ、ICT機器を効果的に活用した環境教育、環境学習の推進を図ります。

人材の育成・活用

- 環境教育の推進役が期待される教職員を対象に、SDGsの視点から体験活動や各教科等へ学びをつなげていけるよう、研修や講習会等への参加の機会づくりを推進します。
- 高齢化などにより減少傾向にある環境保全活動を担う人材の維持・確保に努めます。
- 環境教育を担う人材のスキルアップを引き続き行っていくとともに、その人材の能力が有効に発揮されるような仕組みづくりを進めます。

教材の整備・活用

- 児童生徒の発達の段階を考慮しながら、教員が活用しやすい体験的な環境学習プログラムの作成を進めます。
- 民間団体等の提供する魅力ある環境学習プログラムや教材を広く周知し、活用します。

情報の発信・提供

- 講師や教材、イベント、体験活動を実施できる施設等の情報など、美の国あきたネットや情報紙等の各種媒体を活用した情報提供を行います。

各主体の連携・協働取組の推進

- 公共の社会教育施設や民間施設等を環境学習の場として活用するほか、それぞれの学習プログラムや教材を相互活用するなど、県、市町村、事業者、民間団体等の各主体のパートナーシップによる取組を進めます。

2 環境に配慮した自主的行動の推進

今日の環境問題は、私たち一人一人の日常生活や事業活動と深く関わっていることを認識し、県民、事業者、民間団体、行政などのパートナーシップにより、環境に配慮した自主的行動を実践するとともに、SDGsの実現にも貢献する地域社会の創造を目指します。

【現況】

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を生み出す社会経済システムは、私たちの日常の生活を豊かで快適なものにする一方で、地球温暖化などの地球規模の環境問題の原因にもなっています。もし、このまま地球温暖化が進行すると、気候変動による熱波や大雨の発生が増加し大規模な森林火災や洪水など自然災害のリスクが増加するだけでなく、生態系、食糧、感染症問題など、人類の生存基盤にも大きな影響を及ぼしかねない問題となることが予想されています。

このような現状を県民、事業者、民間団体、行政それぞれが認識し、これまでの社会経済システムやライフスタイルから脱却し、私たち一人一人が自主的・積極的に環境に配慮した行動を実践し、環境に負荷の少ない循環を基調とした持続可能な地域社会に変えていくことが求められています。

県内では、こうした問題を直視する県民、民間団体などによって様々な環境保全活動が行われていますが、その多くは特定の人や限られた地域での活動にとどまっているのが現状です。

【課題】

地球温暖化をはじめとした環境問題に対し、経済活動を縮小することなく、SDGsの考え方を取り入れ、持続可能な経済の成長を目指し、県民や事業者などが法律等の規制に従うだけでなく、自主的・積極的に環境に配慮した取組を実践する必要があります。

また、環境保全に関する取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、県民、事業者、民間団体、行政などの全ての主体が、人材や情報を共有し、パートナーシップによる活動を推進し、より一層効果的な活動とする必要があります。さらに、次世代を担う若い世代の参加意欲の増進に向け、楽しく環境保全活動ができる機会の提供などを通じて、活動の裾野を広げていく必要があります。

【施策の方向】

環境配慮の普及と県の率先行動の推進

- ウェブサイトなどの媒体を活用し、日常生活や事業活動で実践できる省エネルギー対策、エコ消費、3Rの推進、自然保護などの環境配慮に関する情報を広く県民に周知し、日常における自主的、積極的な環境配慮行動の実践を促します。
- 秋田県地球温暖化防止活動推進センターの支援などを通じて、各主体の連携を推進するとともに、県民が率先して環境保全活動を展開する気運を高めます。
- 環境に配慮した企業経営を促進するため、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入を促します。
- 生産や消費における環境負荷の少ない製品や環境に配慮されたサービスを優先的に選択し購入する「グリーン購入」の普及促進を図ります。

- 公共施設で取り組んでいるE S C O事業*等の省エネ効果を地域に情報提供することで、県民や事業者による省エネ対策の実践を促します。
- 県は、「あきたエコマネジメントシステム*」により、率先して事務・事業における環境配慮を行います。

自主的な環境保全活動への支援

- 環境美化活動、ごみ減量化・リサイクル運動など、多くの主体が環境保全活動に参加できる実践の機会を提供します。
- 生物多様性の保全とその持続可能な利用の確保に取り組むための多様な主体による保全活動に対する各種支援を行います。
- 「あきた森づくり活動サポートセンター」を設置し、相談窓口を開設することにより、県民や森林ボランティア団体など多様な主体が森づくり活動に参加できる機会を創出します。
- 環境保全活動へ多様な主体の参加を促すための環境情報を、利用者ニーズに応じた情報の提供を進めます。
- 環境保全活動を行うボランティアとNPO団体等との情報共有の支援を行います。
- 県民、事業者、民間団体、行政などの相互理解とパートナーシップによる環境保全活動を推進するため、環境保全に取り組む様々な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場の人々が交流し、情報を交換できる機会を提供します。
- 環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人又は団体を「環境大賞*」として表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、県民の環境保全に関する自主的な取組を促進します。
- 環境保全活動を行う民間団体等へ支援します。

3 県民、事業者、民間団体、行政等による環境パートナーシップの推進

県民、事業者、民間団体、行政等のパートナーシップによる環境保全活動の推進を目指します。

【現況】

今日の複雑化する環境問題、また人口減少、少子高齢化などの社会情勢から、環境保全活動を推進し、持続可能な社会を構築するためには、県民、事業者、民間団体、行政のお互いの強みを生かしたパートナーシップを形成していくことが必要です。

環境課題の解決だけでなく、社会的、経済的課題を統合的に向上させるためには、県民、事業者、民間団体、行政等がそれぞれの得意分野を活かしたパートナーシップによる取組が必要です。

【課題】

本県においては、県民、事業者、民間団体、行政等のパートナーシップによる環境保全活動の実績が少ない現状にあることから、行政と民間団体等がパートナーシップを構築するための支援等が必要です。

特に、過疎化などにより管理の担い手不足が懸念される農山漁村においては、耕作放棄地や間伐の行われない森林の増加など、多様な生態系への影響が懸念され、地縁団体や行政、事業者などに

よるパートナーシップが必要とされています。

【施策の方向】

- 生物多様性の保全とその持続可能な利用の確保に取り組むため、県民、民間団体、行政のパートナーシップによる取組を推進します。
- 「あきた森づくり活動サポートセンター」を設置し、相談窓口を開設することにより、県民や事業者など多様な主体が森づくり活動に参加できる機会を創出します。
- 環境保全活動へ多様な主体の協働を促すための環境情報を、利用者ニーズに応じた情報の提供を進めます。
- 環境課題に対する解決を図る手段として、多様な主体が対等な立場で協力しあうことで、それぞれの得意分野が生かされた活動の広がりや課題の解決を図るための取組を推進します。

第5節 共通的・基盤的施策の推進

ここでは、「自然と人との共生可能な社会の構築」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成」、「地球環境保全への積極的な取組」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」の4つの基本方針に関わる共通的・基盤的な施策の方向性を示します。

1 環境影響評価の推進

本県の豊かな自然環境を保全しつつ、適切な土地利用を図るため、環境アセスメント制度を適正に運用します。

【現況】

環境影響評価とは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作りあげて行こうとする制度です。

国は、1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」を制定し、環境アセスメント制度を法制化しました。2011年（平成23年）4月には、事業の早期段階における環境配慮を図るため、「計画段階配慮書手続」等が盛り込まれた改正法が成立し、2013年（平成25年）4月から施行されています。その他にも、法対象事業に風力発電所が追加され、2020年（令和2年）4月には太陽電池発電所も加えられました。

県では、1994年（平成6年）に「秋田県環境影響評価に関する要綱」を定めて、環境アセスメント制度を運用してきましたが、2000年（平成12年）7月に「秋田県環境影響評価条例」を制定しました。

「秋田県環境影響評価条例」では、「環境影響評価法」との整合を図りつつ、本県の地域特性を考慮して、対象事業（廃棄物最終処分場、レクリエーション施設、畜産施設等18種類）や参考項目等を定めており、現在はその適正な運用に努めています。

【課題】

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、環境影響評価法及び秋田県環境影響評価条例に基づき、適切な手続の実施を通して可能な限り環境保全に配慮する必要があります。

なお、2019年（平成31年）4月に施行された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（通称、再エネ海域利用法）」に基づき、令和2年7月に本県の「能代市、三種町および男鹿市沖」と「由利本荘市沖（北側・南側）」が促進区域に指定され、今後、洋上における大規模な風力発電事業の実施が見込まれています。

洋上風力発電所の環境影響については十分に解明されていない点が多く、予測の不確実性を伴うことから、最新の知見の収集等に努める必要があります。

【施策の方向】

- 各種事業について、環境アセスメント手続における環境保全についての住民意見や知事意見が事業計画に適切に反映され、その結果、本県の良い環境が保全されるよう事業者の指導に努めます。また、環境アセスメントの実施後においても、報告書手続（事後調査）等を活用し、フォローアップに努めます。
- 環境問題や国の動向、本県における開発事業の状況等を踏まえ、必要に応じて秋田県環境影響評価条例の対象事業や技術指針の見直しについて検討します。
- 環境アセスメントに関する審査・指導の充実に努めるとともに、必要に応じて、情報の収集や技術的手法の見直しを図ります。

2 環境監視・測定体制の整備

環境の監視、測定体制の整備により、本県の良い自然環境を保全します。

【現況】

県は「自然環境保全基礎調査*（緑の国勢調査）」などにより県内の動物植物分布状況の把握に努めています。また、地域環境を保全し、住民の健康を守るため、大気汚染や河川・湖沼・海域・地下水の水質汚濁、土壌汚染などについて、新たな知見による環境基準項目の追加などに対応しながら、県内各地で監視・観測を継続しているほか、大規模な工場と公害防止協定を締結するなど、工場・事業場に対する監視指導に当たっています。

2011年（平成23年）3月の福島第一原子力発電所の事故以降、県民の安心・安全を確保するため、放射能の測定体制を強化し、流通食品等の放射性物質濃度を測定しています。

廃棄物の不法投棄に対しては、市町村、警察本部等の関係機関などとの連携を図るとともに、保健所に環境監視員を配置し、監視体制を強化しています。

【課題】

地球環境問題や化学物質等による環境汚染など、将来の郷土を脅かす環境問題を視野に入れ、監視・測定体制の充実に努める必要があります。また、貴重な動植物の不法採取、ごみの不法投棄など、個人のモラル欠如による環境問題が増加しないよう、環境保全意識の啓発と監視体制の強化が必要です。

【施策の方向】

- ICTの活用やデジタル化を推進するとともに、環境基準項目の追加や測定方法の見直しなどに応じて、測定機器の整備、測定体制の充実に図ります。
- 気候変動や化学物質等に関する情報交換に係る国内外のネットワークに参加します。
- 空間放射線量及び放射性物質濃度の測定を継続し、適切な情報提供に努めます。
- 東北各県などとの連携によるスカイパトロール*の実施など、関係機関と連携して廃棄物の不法投棄の防止に努めます。
- 地域住民の協力を得ながら、自然保護、ごみの不法投棄防止などに対する啓発活動を行うほか、監視体制の充実に図ります。

3 環境マネジメントシステムの普及・推進

環境に配慮した事業活動やSDGsへの取組を推進するため、事業者自らが環境負荷の削減や効率化によるコスト削減などを目指す環境マネジメントシステムの普及・促進を図ります。

【現況】

環境マネジメントシステムは、従来の公害防止に対する法規制への対応や周辺住民の苦情対策から一歩踏み出し、事業経営全般について環境配慮の要素を取り入れ、環境対策の推進について自らが方針・目的・目標を設定し、期限を定めて、実行・見直し・改善を継続していくものです。このシステムは、環境への負荷低減に極めて有効な手法であるとともに、事業者がSDGsへの取組を企業活動に取入れる場合にも活用することができます。

環境マネジメントシステムには、国際規格である「ISO14001」や環境省が普及を進める「エコアクション21」があり、県内でもサービス業や建設業、製造業を中心とした事業者が認証を取得し、環境負荷の低減に取り組んでいます。

【課題】

環境への負荷を低減し、循環を基調とした社会を形成するためには、事業者自らが環境に配慮する意識を高めていく必要があります。

そのためには、「ISO14001」のほか、認証費用等の負担が軽く、中小企業においても、比較的取り組みやすい「エコアクション21」の普及・推進を図る必要があります。

【施策の方向】

- 事業者における環境マネジメントシステム導入の推進を図るため、システムに関する情報を県民、事業者等に積極的に提供するとともに、普及や促進に必要な人材育成に取り組めます。
- 事業者におけるSDGsへの取組は、環境問題の解決への貢献が期待されることから、SDGsに関する情報提供やセミナーの開催等により、環境マネジメントシステムの普及啓発を図ります。

第5章 計画の推進

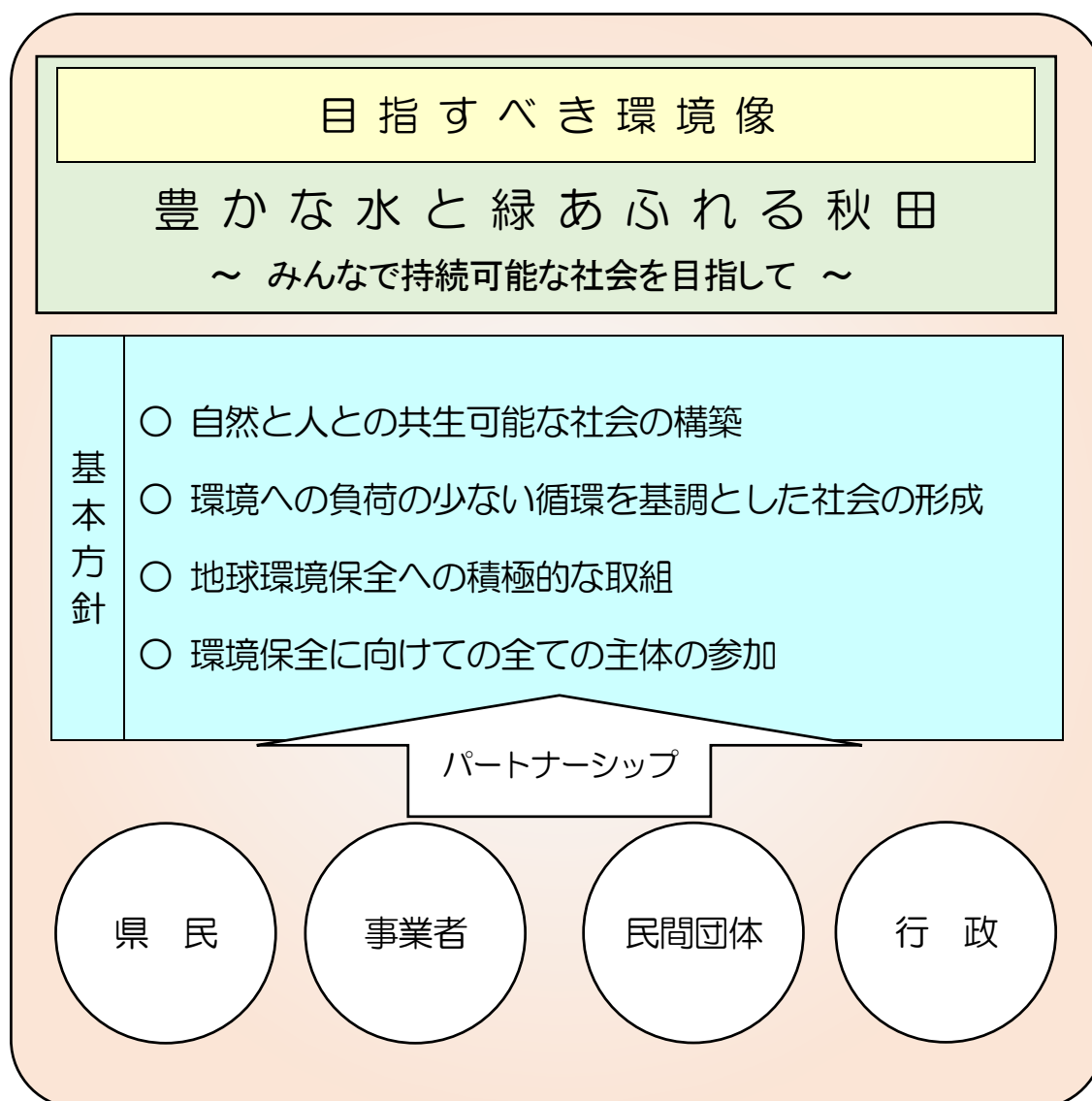
第1節 主体別行動指針

今日の環境問題は、私たちの日常の暮らしや経済活動と密接に関わっており、私たち一人一人がその原因の一端を担っていることを強く意識する必要があります。

本計画の目指すべき秋田の環境像を実現するためには、県だけではなく、県民、事業者、民間団体、行政などの全ての主体がパートナーシップにより、各主体に期待される役割を明確にし、自主的・積極的に環境保全に関する取組を推進する必要があります。

本節では、計画の基本方針に基づき目指すべき環境像を実現するため、各主体が果たすべき具体的な役割、行動指針を示しました。

また、各主体がSDGsを意識して、行動指針に基づく取組を推進することにより、目指すべき環境像の実現にとどまらず、SDGsの実現への貢献も期待されることから、関連するSDGsのゴールを示すこととしました。



1 県民の役割

県民一人一人が、環境問題との関わりについて理解を深め、日常生活に起因する環境負荷の低減に努めるとともに、事業者、民間団体、市町村や県などとのパートナーシップにより、身近な環境をより良いものにしていくための環境配慮行動を自主的・積極的に進めることが期待されます。

●自然と人との共生可能な社会の構築	
自然や野生生物を大切にし、自然を守り育てる活動に参加します。	 
釣りなどで外来魚の放流やリリースを行ないません。また、ペットは適切に飼育・管理します。	 
自然公園や都市公園にでかけて自然とふれあい、自然の豊かさ、大切さの理解を深めます。	
農地、森林、沿岸域の環境保全機能を理解し、これらの維持・保全活動に協力します。	   
●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成	
- ごみの分別を徹底し、3Rの習慣を身につけます。 - 食品ロスを減らすための工夫を心がけます。 - 買い物には繰り返し使えるマイバッグを使用します。 - 詰替え用製品等を選択します。 - 壊れた物は修理して使うなど、大事に使います。	 
- ごみの不法投棄やポイ捨てはしません。 - 高齢者のごみ出しに協力します。	 
- 自転車や公共交通機関を積極的に利用するなど、環境に配慮した生活を心がけます。 - 台所の生ごみの水をよく切る、油や食べ残しを直接台所などの流しに流さないなど、生活排水による水質汚濁や悪臭の防止に努めます。	   
●地球環境保全への積極的な取組	
- 日常生活で出来る環境配慮行動を実践します。 - 次世代自動車やLED照明などの省エネルギー性能の高いものを選択します。また、太陽光、太陽熱などの再生可能エネルギーを家庭に導入します。 - 断熱住宅による省エネルギー化を行います。 - 自転車や公共交通機関を積極的に利用します。 - 自動車の運転は、エコドライブを実践します。	  
- 海洋プラスチックごみの原因となるペットボトル等のポイ捨てをしません。 - エコバッグを活用し、プラスチック製のレジ袋の使用を控えます。	 

※SDGsと役割との関係を示しています。大きなアイコンは特に関連性が強いものを示しています。

●環境保全に向けての全ての主体の参加	
地域の環境美化活動や自然の保全・再生のための活動に積極的に参加します。	 
自然観察会、環境に関するイベントなどの環境を学べる場に積極的に参加し、環境への理解を深めます。	
エコマーク*商品など環境に配慮した商品、地元の食材を地元のお店で買う、無駄な買い物をしないなど、地域の活性化や雇用を含む、人・地域・社会・環境に配慮したエシカル消費を実践します。	  

※SDG s と役割との関係を示しています。大きなアイコンは特に関連性が強いものを示しています。

2 事業者の役割

事業者は、経済活動の大きな部分を占め、その取組は環境負荷低減にとって極めて重要であり、環境に配慮した事業活動の実践・拡大が期待されます。

事業活動においては、経営の中核に環境経営を取り入れ、環境配慮に積極的に取り組み、環境負荷を低減させることで、社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上につなげることが期待されます。また、環境経営は、SDG s と事業の関りを整理し取組を展開することで、「環境」の側面だけでなく、「経済発展」、「社会課題解決」にも貢献することが期待されます。

●自然と人との共生可能な社会の構築	
- 生態系や大気、水環境への影響を最小限に抑えるなど自然環境の保全に十分配慮して事業を計画・実施します。 - 環境に関するC S R *活動を積極的に行うほか、地域社会で行われる自然環境保全活動に協力します。	   
森林の適正な整備・管理を行い森林の持つ環境保全機能の維持・増進に努めます。	 
地域環境に配慮した環境保全型農林業、資源管理型漁業に取り組みます。	  
●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成	
- 廃棄物の適正処理を行うとともに、3 Rを念頭に置いた事業活動を行います。 - 食品産業での食品残さの発生抑制、再生利用、減量化など、ゼロエミッション*に向けた取組を進めます。	  
- 循環型社会ビジネスへの参入などに取り組みます。 - 低質材や食品残さなどの活用を進めます。 - 工業用水の循環再使用など水を有効に活用します。 - ライフ・サイクル・アセスメント*の導入に努めます。	  
- 大気汚染、水質汚濁防止のために必要な措置を講じるなど環境への負荷の低減に努めます。 - 工場、事業所から騒音、悪臭を出さないようにするとともに、化学物質に関する管理体制を強化します。	  

※SDG s と役割との関係を示しています。大きなアイコンは特に関連性が強いものを示しています。

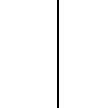
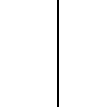
●地球環境保全への積極的な取組	
- 環境マネジメントシステムを利用したエネルギー管理、高効率機器の導入など省エネルギー化を推進します。 - 太陽光発電、太陽熱温水器、ペレットボイラー、風力発電などの再生可能エネルギーの導入に努めます。 - フロン類の適正な管理、回収を行います。	  
使用済みのプラスチック農業資材、漁具は、回収を徹底し、リサイクルするなど、適切に処理・管理することで海洋への流出を防止します。	 
●環境保全に向けての全ての主体の参加	
従業員に対する環境教育を行い、環境保全意識の向上を図ります。	
地域の環境美化活動やリサイクル運動に参加するとともに、従業員の環境保全活動を支援します。	  
「ISO14001」や「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムを導入します。	 

※SDGsと役割との関係を示しています。大きなアイコンは特に関連性が強いものを示しています。

3 民間団体の役割

県民や事業者によって組織され、環境保全に関する活動を行う民間団体は、自律的、組織的に幅広い活動を活発に行うことにより環境保全のための取組に関する基盤を形成するなど、大きな役割を果たしています。

民間団体は、専門的な知識や技術を生かして、県民、事業者、行政等とのパートナーシップを形成し、地域の環境保全の中核となること、また環境保全活動の実践団体としての役割が期待されます。

●自然と人との共生可能な社会の構築	
- 専門的な知識や技術を活かし、県民の自然保護活動のアドバイザー、リーダーとして貢献します。 - 各主体間のパートナーシップの構築に努めます。	   
- 自然保護活動や自然観察会等を開催し、環境教育、環境学習を推進します。 - 地域の自然観光資源、地域特有の文化・歴史を生かしたエコツーリズム事業を実施します。	   
- 森林ボランティア活動を実施し、保全・再生を推進します。 - 地域における里地里山の保全活動へ参加します。 - 農地や農業用水路等の地域資源の保全活動へ参加します。 - 身近な緑の保全や地域の緑化活動などを実施します。	  
●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成	
- 環境保全への取組、循環型社会の形成について事業者や行政に働きかけを行います。 - 食品ロスに関するイベントやフードバンクへの取組などを通して、食品ロス削減を推進します。	 

※SDGsと役割との関係を示しています。大きなアイコンは特に関連性が強いものを示しています。

●地球環境保全への積極的な取組	
地球環境問題に対する民間レベルでの国際協力や情報交流を推進します。	
海洋プラスチックごみ問題に関するイベントや清掃活動を通して、海岸漂着物等の削減を推進します。	 
●環境保全に向けての全ての主体の参加	
- 自然観察会や環境に関するセミナーやイベントの企画・開催など、環境教育、環境学習の場や機会の提供に努めます。 - 県や市町村、事業者が行う環境教育や環境学習の活動に対し、情報提供や専門家の派遣など支援を行います。 - 事業者が行う環境保全活動へのアドバイスと実施に関する支援を行います。	
環境美化活動やリサイクル活動に参加し、地域環境の保全に取り組めます。	 
県や市町村と事業者、県民などを繋ぐパートナーシップの形成を推進します。	

※SDGsと役割との関係を示しています。大きなアイコンは特に関連性が強いものを示しています。

4 行政の役割

(1) 県の役割

県は本計画に基づき、各種施策を実施し、郷土の環境保全を図る責務があります。

各主体の参加により本県の環境保全の取組が総合的に進められるよう、関係部局で緊密な連携を図りつつ、各主体の参加を促進する枠組みを構築し、県民、事業者、民間団体、市町村とのパートナーシップにより、総合的に環境保全対策を推進します。

広域的な取組が必要な環境問題については、国や他の都道府県、市町村との協力体制を整備します。また、環境マネジメントシステムにより、自らが率先して環境への負荷の低減に取り組めます。

(2) 市町村の役割

市町村は地域における行政の主体であり、地域住民に最も身近な自治体です。

地域の環境特性を十分に考慮した施策の展開や、地域の住民、事業者、民間団体等への支援及び活動を促進するとともに、住民や事業者、民間団体等と連携・協力し、地域の自然環境や社会的条件などの特性に応じた環境保全活動を推進する役割が期待されます。また、県と同様に、自らが率先して環境への負荷の低減に取り組むことが期待されます。

●自然と人との共生可能な社会の構築	
- 多様な生物の保全に配慮し、自然と人との共生できる地域づくりを推進します。 - 自然とのふれあいの場を整備します。	  
- 適切な除伐、間伐、伐採跡地の再造林など市町村有林の適正な整備に努めます。 - 地域住民が行う植林や農地保全などの活動を支援します。 - 農地、森林、沿岸域の持つ環境保全機能の維持・向上に努めます。	   
- 野生鳥獣と人との共存に向けて適切な保護管理に努めます。 - 外来種から郷土の生態系を守るため、駆除の実施やリリースの禁止措置などの普及啓発に努めます。	  
●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成	
3Rの推進に関する啓発普及を行います。 - 産業廃棄物の排出抑制、減量化、再利用を推進します。 - 資源ごみの分別促進、雑紙の資源回収、地域ぐるみでの資源ごみ回収などの取組を支援します。 - ごみの不法投棄防止などに対する啓発活動や、環境監視体制の充実・強化を推進します。	 
路線バスや鉄道など公共交通機関の利用を促進します。	  
下水道、農業・漁業集落排水処理施設などを整備します。	  
●地球環境保全への積極的な取組	
- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画を策定、施策を実行します。 - 省エネルギーなど地球温暖化対策の取組に関する普及啓発を行います。 - 次世代自動車やLED等の省エネルギー性能の高い機器・設備等の率先導入やグリーン購入を率先して実行します。 - カーボンオフセットを率先して実施します。 - 地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入、地域での地産地消を推進します。	  
●環境保全に向けての全ての主体の参加	
- 体験型の環境教育・環境学習の総合的推進を図ります。 - 環境教育・環境学習を牽引する人材の育成に努めます。 - 環境保全活動に関する情報を提供し、地域住民や事業者等の各主体の参加を促します。 - 県民、事業者、民間団体に対する環境保全に係るSDGs等の普及啓発及び環境保全活動への協力・支援を行います。	 

※SDGsと役割との関係を示しています。大きなアイコンは特に関連性が強いものを示しています。

第2節 計画の進行管理

本計画が掲げた4つの目指すべき環境像をSDGsや地域循環共生圏の考え方を取入れて、「豊かな水と緑あふれる秋田」を将来へ継承していくため、環境施策を計画的かつ他の施策との連携により推進します。

1 推進体制

(1) 県における推進体制

本計画に基づく環境保全施策を着実に実施するため、庁内関係部局と密接な連携と調整を図り、関連する施策を計画的、総合的に推進します。

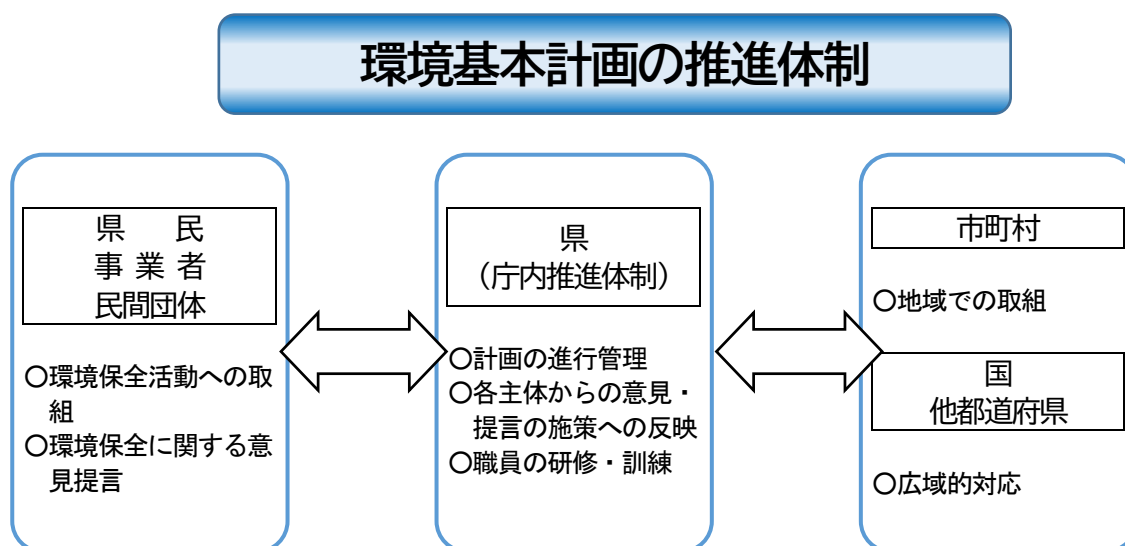
また、計画の推進にあたっては、職員が広範な環境問題に的確に対処していくことが必要であることから、職員研修などの充実を図り、職員の意識啓発、総合的な知識・技術の修得に努めます。

(2) 各主体との連携

本計画をより実効性のあるものとするため、行政だけではなく、県民、事業者、民間団体などのあらゆる主体が自らの役割を認識し、適切な役割分担の下で連携しながら環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

このため、県民、事業者、民間団体に対しては、自主的取組が積極的に行われるよう、情報の提供など必要な支援を行います。

また、各市町村との連携・協力の強化を図るとともに、本県単独で解決できない問題については、国や他の都道府県と連携・調整を図りながら計画を推進します。

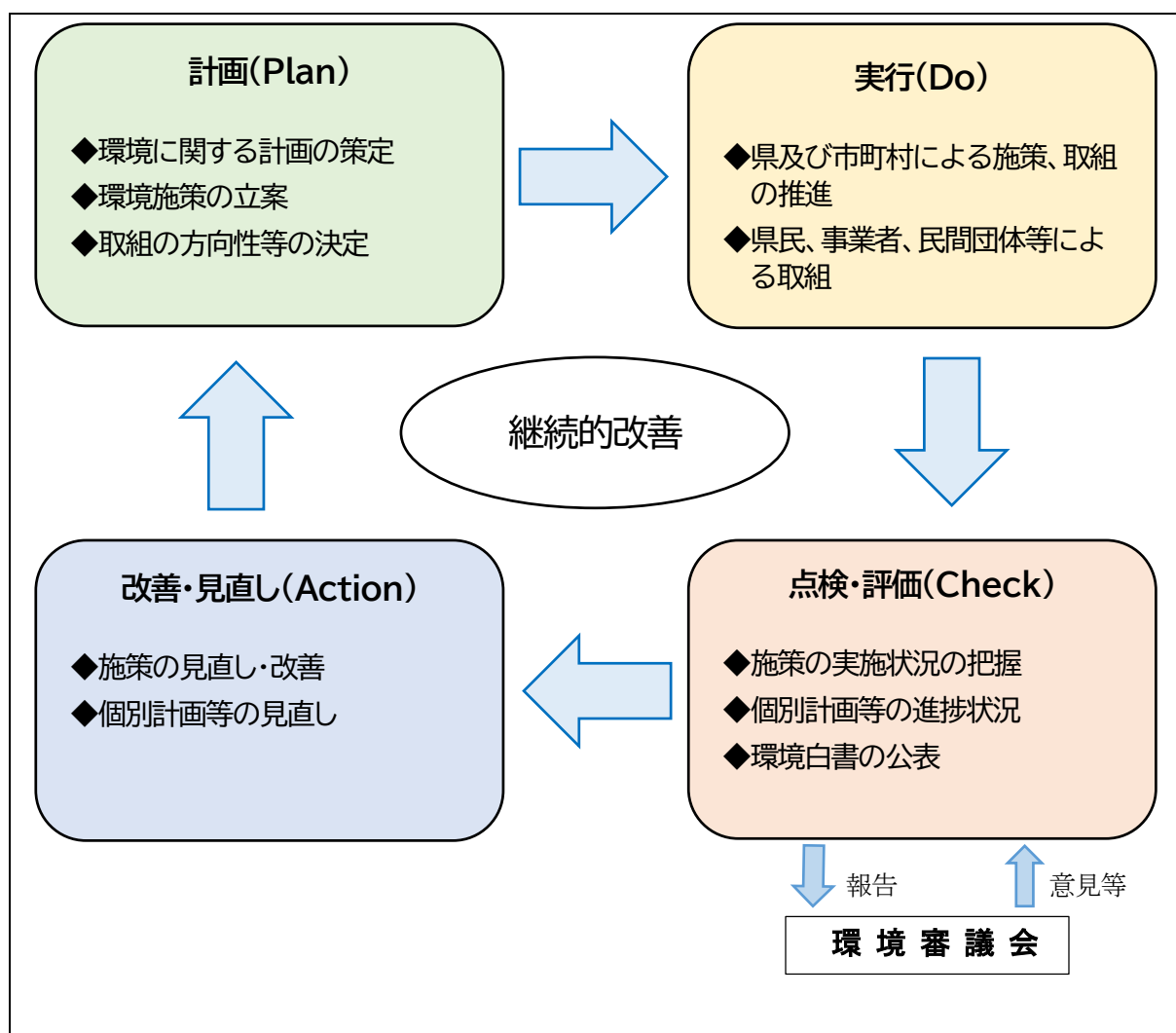


2 進行管理

本計画の実効性を高めるため、環境マネジメントシステムの基本に則り、計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→改善・見直し（Action）の手順を繰り返すことにより進行管理を行い、計画の継続的な改善を図っていきます。

本県の環境の状況、並びに各種施策の実施状況を把握するため、県が実施した環境に関する調査結果及び個別計画の施策の進捗状況などを、年度毎、環境白書にとりまとめます。

また、環境白書については、環境審議会*へ報告するとともに、県のホームページにおいて県民等に公表し、必要に応じて施策の見直しや改善を図り、継続的な改善を行います。



用語解説

あ

ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が制定している環境マネジメントシステム（「環境マネジメントシステム」の項参照）に関する規格の総称です。

この規格によりシステムを構築した組織は、その適合性について外部機関の審査により認証を取得することができます。

IEA（国際エネルギー機関）

IEAとは、「International Energy Agency」（国際エネルギー機関）の略称です。

第1次石油危機後の1974年に、エネルギーセキュリティやエネルギーに関する政策協力を行うためのOECDの枠内における自律的な機関として設立されました。IEAの枠組みにおいては、石油供給途絶時等にメンバー国が協調行動をとることにより、石油の国際的な安定供給を図ることとなっています。さらに、IEAはエネルギー需給に関するデータ分析、省エネルギー政策、クリーンエネルギーの推進政策等を行っており、これらの活動を通じて、各国のエネルギー政策の立案や国際協調に貢献しています。

ICT（情報通信技術）

ICTとは、「（Information and Communication Technology）」（情報通信技術）の略称です。

情報や通信に関連する科学技術の総称で、特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術を指します。コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク及びこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどを総称しています。

IT（情報通信技術）

ITとは、「Information Technology」（情報通信技術）の略称です。

情報を取得、加工、保存、伝送するための科学技術で、特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用したコンピュータなどの機械や器具やその内部で動作するコンピュータプログラム（ソフトウェア）を用いて情報を扱う技術を指します。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

IPCCとは、「Intergovernmental Panel on Climate Change」（気候変動に関する政府間パネル）の略称です。

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。

アオコ

植物プランクトン的一种である藍藻類が大量に発生し、湖や池の表面で青い粉をまいたような状態となったもの、またはその原因となった藍藻群集をアオコ（青粉）といいます。

窒素とりんが豊富（富栄養）な淡水の止水域で見られ、県内では八郎湖などにおいて夏場にみられることがあります。

あきたエコマイスター

「環境あきた県民塾」を修了し、県内各地域において環境保全活動を実践したり、リーダーとして活躍する人材として県に登録された方々のことです。

あきたエコマネジメントシステム

県が独自に構築した環境マネジメントシステム（「環境マネジメントシステム」の項参照）の名称です。

自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、「総合的な環境保全施策の推進」、「事業活動における積極的な環境配慮の実施」、「秋田県庁環境保全率先実行計画の推進」及び「環境関連法規等の順守」の4つの方針に基づき積極的に行動することとしています。

秋田県環境基本計画

環境保全施策を総合的かつ計画的に推進していくため、秋田県環境基本条例第9条の規定に基づき、1998年（平成10年）3月に策定したものです。策定後の社会情勢の変化等を踏まえ、2021年（令和3年3月）に第3次計画を策定しました。

秋田県環境基本条例

秋田県環境審議会の答申を踏まえ1997年（平成9年）12月に制定されました。環境の保全についての基本理念と県、市町村、事業者、県民の役割、また環境の保全に関する施策の基本的な事項を明らかにしています。

秋田県地球温暖化対策推進計画

秋田県地球温暖化対策推進条例に基づき策定される、本県における地球温暖化対策のマスタープランです。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としての位置付けも併せ持ちます。

秋田県水と緑の森づくり税

地球温暖化防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を、将来にわたって健全に守り育て、次世代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解及び協力のもとに創設された県税です。この税収は、森林環境の保全、県民参加の森づくりなどに関する施策に使われています。

秋田城跡

秋田城跡は奈良時代から平安時代にわたって東北地方の日本海側（出羽国）に置かれた大規模な地方官庁の遺跡です。秋田市寺内地区の高台にある緑に囲まれた静かな公園で春には桜が咲くお花見の名所であり、公園には史跡秋田城跡の発掘調査で発見された遺構を現地に復元しています。

い

一般廃棄物

法令で特定されている産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活から排出されるごみや粗大ごみ（家庭系）と、工場、事務所、商店から排出される紙くずなど（事業系）があります。

え

エコアクション21

国際規格のISO14001を参考としつつ、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステム（「環境マネジメントシステム」の項参照）として環境省が策定したものです。

環境省が策定したガイドラインに規定する要求事項に基づきエコアクション21の取組を行い、環境活動レポートを作成・公表した事業者は、エコアクション21審査人による所定の審査を受審し、審査に合格した場合は、環境への取組を積極的に行っている事業者として認証・登録されます。

エコドライブ

自動車を運転するときに、緩やかな発進を心がけたり、無用なアイドリングを止めるなど、燃料の節約に努め、二酸化炭素の排出を減らす、環境に配慮した自動車の使用をいいます。

エコファーマー

持続農業法に基づき、土づくり、減化学肥料、減農薬などで環境に配慮した農業に取り組む農業者を知事が認定する制度で、この認定を受けた農業者のことです。

エコフィード

エコフィードとは、環境の「エコ (eco)」と飼料を意味する「フィード (feed)」を併せた言葉で、食品廃棄物を利用して製造された家畜用飼料のことです。

酒粕・焼酎粕・醤油粕・豆腐粕・果汁粕パン屑等の食品の製造過程で得られる副産物（食品製造副産物）や野菜カット屑等の加工屑や売れ残りのパン・麺・弁当・総菜等の食品として製造された後、利用されなかったもの（余剰食品）、調理に伴い発生する残さ等（調理残さ等）を利用して製造された家畜用飼料を指します。

エコマーク

様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

エシカル消費

「エシカル」(ethical) とは、「倫理的な」という意味を持つ形容詞です。「エシカル消費（倫理的消費）」とは、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動」を指します。

ESCO事業

ESCO (Energy Service Company) 事業とは、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギー効果の保証等により顧客の省エネルギー効果（メリット）の一部を報酬として受け取る新しいビジネスです。

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 国が 2016 年から 2030 年（令和 12 年）の 15 年間で達成するために掲げた国際社会共通の目標です。

SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲット（具体目標）で構成されています。17 のゴール及び 169 のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1 つの行動によって複数の側面における効果を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴があります。SDGs の達成には、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、目指すべき未来を考えて現在すべきことを考えるという「バックキャストिंग」の考え方が重要とされています。さらに、あらゆる主体が参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進が掲げられています。

お

大湯環状列石

秋田県鹿角市十和田大湯にある縄文時代後期の大型の配石遺跡で国の特別史跡に指定されています。中央の一本の石柱を中心に、外径 46m に達する大規模な二重環状列石で、1931 年（昭和 6 年）に発見されました。

大湯環状列石を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、2019 年（令和元年）12 月 20 日の閣議において、大湯環状列石を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推薦書をユネスコへ提出することが正式に決定し、世界文化遺産登録を目指した取組みが進められています。

奥森吉青少年野外活動基地

奥森吉青少年野外活動基地は、奥森吉の恵まれた自然の中で野外活動を行う機会を提供することで、青少年の自然環境に関する意識の向上や、自然環境の保全に関する学習に役立つために設置された施設です。

学習会や研修会が行える青少年野外活動センターをはじめ、サニタリーを備えた親子キャンプ場等があります。また、周辺にはブナや杉の原生林に加え、美しい溪流や変わった形の滝など豊富な自然があり様々な体験を楽しむことができます。

汚濁負荷（量）

環境に排出される汚濁物質のことで、その量を「汚濁負荷量」といい、排出量と濃度の積で表します。工場や事業場等からの排水や排出ガスについては濃度による規制が多く用いられていますが、濃度が小さくても排出量が大きければ環境に与える影響は大きくなるので、通常、環境への影響を推定・評価するには汚濁負荷量が用いられます。

オフセット・クレジット（J-V E R）制度

国内で実施されたプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量を、信頼性の高いオフセット・クレジット（J-V E R）として認証する制度のことです。木質バイオマスボイラーの使用による二酸化炭素排出削減量や森林吸収量などが認証対象となっており、企業によるカーボン・オフセット等の自主的な取組に活用されています。

温室効果ガス

大気中に存在し、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスを温室効果ガスといいます。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の7種類のガスが温室効果ガスとして定められています。その中でも、二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。石炭や石油の消費、セメントの生産などにより大量の二酸化炭素が大気中に放出されます。

か

海岸漂着物

海外からと思われるペットボトルや漁具等の廃プラスチック類や流木、医療系廃棄物、更には私達の生活から出たごみ等が河川等から流出し、海岸域に大量に漂着し、堤防等の海岸保全施設の機能だけではなく、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全に重大な影響を及ぼしています。

国では、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生抑制を図ることを目的とした海岸漂着物処理推進法を定めています。

海洋プラスチックごみ

不適正な管理等により海洋に流出し、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。

また、海洋プラスチックごみの量は極めて膨大で、世界全体で毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しており、このままでは2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が海洋中の魚の重量を超えるとの試算もされています。

外来種

過去あるいは現在の自然分布域以外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含みます。

合併処理浄化槽

「浄化槽」の項参照。

環境あきた県民塾

身の回りの環境問題から地球規模の環境問題まで、様々な環境問題について考える場として、県が実施している講座です。「ごみ問題」、「省エネ」、「地球温暖化」など、様々なテーマの講座を開講しています。

環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発事業を実施しようとする場合に、その事業者が自ら、事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果について地域の人々の意見を聴くことなどによって、環境に配慮して事業を実施しようとするものです。

環境監視員

廃棄物の不法投棄、不適正処理に対する監視体制の強化を図るため、各保健所に配置され、管内のパトロールや事業所への立入検査を行います。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定める行政目標です。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音については「環境基本法」で、ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」で定めています。

環境基本計画

環境政策を体系的、総合的に展開することを目的として作られる行政計画です。地域の環境項目について、住民の環境に対する考え方や地域の社会的、自然的環境特性を踏まえつつ、中長期的に、①環境のあるべき姿を目標として明確化し、②目標の達成のための政策方針を明らかにし、③その方針に基づく個別の施策を体系化するとともに、新たな政策を提示するものです。(本県の基本計画については「秋田県環境基本計画」の項参照)

環境教育、環境学習

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、個人や集団が環境に配慮した責任ある行動をとることを目的として、家庭、地域社会、学校、企業、行政などで行う教育や学習のことです。生涯教育・生涯学習として幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の人々が対象となります。

環境審議会

秋田県環境基本条例第 28 条の規定に基づき、知事が環境基本計画を定めるに当たって意見を聴いたり、知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、環境の保全に関する学識経験者を含む委員で構成する合議制の機関です。

環境大賞

地球温暖化防止や水環境の保全、ごみの減量化・リサイクルなど環境保全全般に関する実践活動が他の規範となる県内の個人又は団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、県民の環境保全に関する自主的な取組を促進することを目的とした知事表彰のことであります。

1998 年度（平成 10 年度）から実施し、毎年 5 件程度を表彰しています。

環境と文化のむら

山の自然とのふれあい、その自然のもたらす恵みにより築かれてきた文化について学ぶ施設です。

この施設にある森林は「野鳥の森」に指定され、バードウォッチングを楽しむことができるほか、秋田県鳥獣保護センターを併設しており、傷ついた鳥や動物を保護しています。

環境保全

大気・水、土壌等の環境の自然的構成要素やそれらによって構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することです。そもそも包括的な概念を指す言葉であり、多様な意味に用いられるほか、考え方は社会の変化等に伴って変わっていく性格を有します。

環境保全型農業

生態系を守るため、地域由来生物等の自然な生息を確保する農地利用や、環境負荷低減のため農業の持つ物質循環機能を活かし、家畜排せつ物等の堆肥化による土作りを通じて化学肥料と化学農薬の使用量を減らす、環境と調和した持続性の高い農業生産を行うことです。

環境保全機能

森林の場合は、環境保全機能と多面的機能は同義ですが、農業の場合は、国土保全・水源のかん養・自然環境の保全などがあります。

環境保全センター

県内の中小企業等から排出される産業廃棄物の処理を補完することを目的として、県が1976年（昭和51年）10月に大仙市協和に設置した、産業廃棄物の埋立処分を主とする最終処分場です。

環境マネジメントシステム

事業活動全般について環境配慮の要素を取り入れ、それを管理しつつ環境への負荷の低減を図るため、組織の最高経営層が環境方針を立て、その実現のために計画（Plan）し、それを実行及び運用（Do）し、さらに点検及び是正（Check）し、それを見直し（Action）し、不都合があれば計画等の変更を行うシステム（PDCA サイクル）を構築し、このサイクルの継続的改善を図るシステムのことです。

環境リスク（評価）

人の活動によって加えられる環境への負荷が、環境中の様々な経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（可能性）を示す概念です。人間にとって好ましくない出来事を「発生の不確かさ」と「影響の大きさ」で評価するのがリスクの基本的な考え方です。例えば、影響が相当大きなものであっても、その発生する確率がほとんどなければ、リスクは小さいと評価されます。

間伐

森林の保育・保護のために行う間引き伐採のことです。病虫害、雪折れ、風倒などの自然災害に対して抵抗力のある健全な森林を育成し、目的に合った木材を生産するためには不可欠です。

き

漁業集落排水処理施設

「農業・漁業集落排水処理施設」の項参照。

気候変動

地球温暖化により、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で起きています。

気候変動の主な原因である地球温暖化には人為的な要因と自然的な要因があります。

人為的な要因としては、地球温暖化を引き起こしている温室効果ガス、その中でも二酸化炭素の増加が大きな要因となっています。

自然的な要因としては、海水と海洋、大気と海水による相互作用や火山の噴火によるエアロゾル（大気中の微粒子）の増加や、太陽活動の変化があります。

気候変動適応法

地球温暖化その他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、気候変動適応を推進することを目的として、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動への適応の推進のために担うべき役割を明確化し、適応策の法的仕組みを定めた法律です。

適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際的展開等が定められ、国は「気候変動適応計画」を策定し、都道府県及び市町村は「地域気候変動適応計画」の策定及び「地域気候変動適応センター」の設置が努力義務とされています。

気候変動適応計画

気候変動適応法第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定されました。気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

く

グリーン購入・グリーン契約

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン契約とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことです。

け

ケミカルリサイクル

ケミカルリサイクル（化学的リサイクル）とは、廃プラスチック類を化学的に分解することで石油原料等を得て製品原料として再利用するリサイクル方法を指します。ガス化、油化、高炉原料などがケミカルリサイクルの代表的なものです。

こ

光化学オキシダント

自動車及び工場から排出された大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの強酸化性物質の総称です。

強い刺激性を有し、大気濃度が0.12ppm以上になると粘膜を刺激し、目、鼻、のどを痛めることがあります。夏の日差しが強く、風の弱い日には、局所的に光化学オキシダントの濃度が高くなり、大気が白っぽく、どんよりと濁った状態になる光化学スモッグが発生しやすくなります。

公共下水道

主として市街地の雨水をすみやかに排除し、また、汚水を処理して河川などに放流するもので、市町村が事業主体となっていく下水処理場です。終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものがあります。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する水路（終末処理場に流入する下水道を除く）をいいます。

光合成

光合成とは、植物や植物プランクトン、藻類などが日光からエネルギーを生成する生化学反応を指します。

太陽光から得られる光エネルギーを使い、水と二酸化炭素からデンプンなどの炭水化物を合成する反応です。この炭水化物は植物の構成成分になるだけでなく、植物が生きていくうえでのエネルギー源となります。植物は動物のエサになったり、ヒトにとっての大切な栄養源であることは言うまでもありませんが、生成物として酸素が生じることからも非常に重要な反応になります。

耕地生態系

人の手によって管理されている水田や畑などの耕作地に成立する生態系です。

コージェネレーション

コージェネレーション（熱電併給）とは、石油やLPガス、LNGなどを燃料として、エンジン、ガスタービン等の内燃機関によって発電を行いながら、発生した廃熱も回収することで、高いエネルギー効率を得ることができるシステムを指します。

燃料費を大幅に削減することができるシステムとして、省エネルギー、環境負荷低減に大きく貢献すると期待されています。

湖沼水質保全計画

湖沼水質保全特別措置法に基づき、指定湖沼の水質保全に関して実施すべき施策について都道府県知事が定めなければならない計画です。計画の期間、水質保全に関する計画、下水道等の整備や水質保全のための事業、規制等について定めるものとされています。

県は、2020 年（令和 2 年）3 月に、2026 年度（令和 8 年度）までの各種対策を盛り込んだ「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第 3 期）」を策定しました。

湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）

湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関する計画を策定し、水質保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制その他の措置を総合的かつ計画的に推進することを目的に、1985 年（昭和 60 年）に施行された法律です。

さ

最終処分場

廃棄物の埋立処分を行う場所又はその設備をいいます。一般廃棄物の最終処分場は 1 種類（管理型）ですが、産業廃棄物の最終処分場は、埋め立てる産業廃棄物の環境に及ぼす影響によって、安定型、管理型、遮断型の 3 種類に分類されます。

○安定型最終処分場

廃棄物の飛散及び流出を防止する構造を持つ処分場です。性状が安定しており生活環境上の支障を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）のみが対象です。

○管理型最終処分場

地下水などの汚染を防止するため、底にシートを張るなどの遮水工を行い、浸み出した水を集め、水質汚濁防止法に基づく排水基準を満たすよう処理して公共用水域に放流する設備を備えた処分場です。遮断型処分場の対象外の産業廃棄物及び一般廃棄物が対象です。

○遮断型最終処分場

周囲をコンクリートで固め、雨水などが入り込まないように覆うなど、有害物質が浸出するのを遮断した処分場です。燃え殻、汚泥、ばいじん及び鉱さいなどの中で、有害物質が基準を超えて溶出するものが対象です。

再生可能エネルギー

風力、太陽、水力、地熱、バイオマスなど地球の自然環境の中で、繰り返し使用することのできるエネルギーのことです。

細密調査

カドミウム汚染米発生を防止する恒久対策等を講ずるための「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく調査のことで、ほ場が特定できる概ね 2.5ha を 1 区画とした水田において穂（立毛玄米）と土壌を採取し、カドミウム濃度を調査します。

里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混合する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など及び輸入された廃棄物をいいます。

酸性河川

河川は陸地への降水が海へ注ぐ地表の水の流れであり、pH は通常中性付近の一定の範囲内にありますが、流域の酸性湧水などの影響を受け、pH がこの範囲を超えて酸性になっているものを酸性河川といいます。県内には、玉川温泉の影響を受けている玉川の上中流や川原毛湧水の影響を受けている高松川など多くの酸性河川があります。

酸性湖沼

湖沼の水のpHは、河川と同様に通常は中性付近の一定の範囲にあります。火山の火口湖などpHがこの範囲を超えて酸性になっているものを酸性湖沼といいます。県内には、規模の小さな酸性湖沼がいくつかあ、田沢湖も元々は酸性湖沼ではありませんでしたが、酸性河川である玉川の水を導入したため酸性湖沼となってしまいました。

酸度

酸性の液体に石灰石などのアルカリを加え、所定のpHまで中和するのに必要なアルカリの量です。石灰石で温泉水を中和している玉川酸性水中和処理施設では、温泉水の酸度が上昇すると使用する石灰石量が増加します。

し

CSR（企業の社会的責任）

CSRとは、「Corporate Social Responsibility」（企業の社会的責任）の略称です。

企業が利益を追求するだけでなく、環境問題や地球温暖化対策への取組など環境に配慮した企業活動で、社会の一員としてふさわしい責任を果たさなければならないという考え方のことです。

GAP（農業生産工程管理）

GAPとは、「Good Agricultural Practice」（農業生産工程管理）の略称です。

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

CLT（直交集成板）

CLTとは、「Cross Laminated Timber」（直交集成板）の略称です。

ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネルをいいます。

欧米を中心にマンションや商業施設などの壁や床として普及しており、我が国においても国産材CLTを活用した中高層建築物等の木造化による新たな木材需要の創出に期待されています。

COD（化学的酸素要求量）

CODとは、「Chemical Oxygen Demand」（化学的酸素要求量）の略称です。

水中の有機物が酸化剤で化学的に分解される際に消費される酸素の量です。水質の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚濁しているといえます。国では、湖沼と海域の水質環境基準の項目の一つとしてCODを定めており、その評価として75%値を用いることとしています。（COD75%値は「75%値」の項参照）

次世代自動車

次世代自動車とは、「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指します。

いずれも環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的にしているので、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっています。燃費性能に優れた車種もあり、経済的なメリットもあります。

自然環境保全基礎調査

一般に「緑の国勢調査」と呼ばれており、「自然環境保全法」に基づき国の自然環境の現況を総合的、科学的に把握するため、概ね5年ごとに国が都道府県などに委託して実施しています。

自然環境保全地域

自然環境保全法や条例に基づく指定地域のことです。環境大臣が指定する「原生自然環境保全地域」、「自然環境保全地域」と、都道府県知事が指定する「都道府県自然環境保全地域」の3種類があります。

自然共生社会

自然共生社会とは、生物多様性や生態系サービスの恩恵を受けつつ、人間と自然が共生できる社会のこと입니다。

この言葉は、2007 年（平成 19 年）に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」で、低炭素社会、循環型社会と並ぶ社会像として初めて定義され、戦略では、それら 3 社会像の統合により持続可能な社会を目指すべきと唱われました。

我が国が、自然共生社会を含む持続可能な社会を目指すことは、現在、環境政策の骨格を示す環境基本計画や、生物多様性国家戦略に明記されています。

自然公園

優れた美しい自然の風景地を保護するとともに、自然とのふれあいや自然を楽しむことができるように、自然公園法や条例に基づいて指定される地域で、国立公園、国定公園及び県立自然公園に分類されます。

国立公園は我が国の風景を代表するとともに、世界的にも誇り得る傑出した自然の風景地で、国定公園は国立公園の景観に準ずる優れた自然の風景地で環境大臣が指定します。また、県立自然公園は県の風景を代表する傑出した自然の風景地で知事が指定します。

本県では、国立公園 1 箇所、国定公園 3 箇所、県立自然公園 8 箇所が指定されています。

自然公園管理員

「秋田県自然公園管理員業務要綱」に基づき知事が配置する職員（非常勤）で、県内の国立公園、国定公園及び県立自然公園区域を巡回し、適正な公園の管理・運営のため監視、指導などを行っています。

持続可能な社会

持続可能な社会とは、「地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを

損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。」を指します。経済発展、技術革新により、私たちの生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方でこの便利な生活は、私たちが豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットでは持続可能な開発目標（SDGs）が全会一致で採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年（令和 12 年）を年限とする 17 の国際目標の達成に向けた取り組みが進められています。

湿地

年中または一時的に表面水で覆われる沼沢地や河川周辺の場所のほか、地下水位が高く土壌水分が飽和状態にある土地をいいます。

指定湖沼

環境基本法による水質環境基準が現に確保されておらず、または確保されない恐れが著しい湖沼であって、特に水質保全の施策を総合的に講ずる必要のあるものについて、湖沼水質保全特別措置法に基づき都道府県知事の申出により環境大臣が指定する湖沼です。

八郎湖は、2007 年（平成 19 年）12 月に、全国 11 番目の指定湖沼に指定されました。

種苗放流

有用魚介類の稚魚（貝）を人為的に生産して放流することによって資源の維持・増大を図るもので、秋田県では、ハタハタのほかマダイ、ヒラメ、アワビ、クルマエビ、ガザミなどの種苗放流を行っています。

循環型社会

「循環」には、生態系の循環やエネルギー循環など、人が健康で生活していく上で大切な様々な循環がありますが、この計画でいう「循環型社会」

とは、廃棄物の排出抑制やリサイクル、エネルギーの効率的利用など、県民がそれぞれの立場で環境に配慮した取組を積極的に行うことにより、日常生活や事業活動からの環境への負荷が軽減され、自然の物質循環が健全な状態で維持される社会をイメージしています。

「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を「廃棄物等の発生抑制やリサイクル、適正処理の徹底により実現される、資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義しています。

浄化槽

浄化槽とは、し尿と併せて雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための施設のことをいいます。浄化槽法では、し尿と厨房排水、洗濯排水、浴室排水などの生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」を「浄化槽」とし、法律改正前に設置されているし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」を「みなし浄化槽」としています。

省エネルギー住宅

省エネルギー住宅とは、冷暖房や給湯、照明といった家庭で使用されるエネルギー量を抑えられるように設計された住宅をいいます。1980年（昭和55年）頃からすでに国によって「省エネ法」が定められ、省エネ基準が設けられています。

植生

ある場所に生育している植物の集団で植被ともいいます。人為的影響を受けているかいないかによって、代償植生と自然植生に区分されます。

食品リサイクルループ

食品リサイクルループとは、食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の取組の一環で、地域で完結する循環型モデルのことをいいます。

食品工場や店舗で排出された食品残さ（惣菜や野菜くずなど）を、再生事業者による非加熱処理

などを通じてリサイクルし、飼料・肥料となって農家に運ばれます。その飼・肥料を使って育てられた農畜産物が工場や店舗に運ばれるという、あらゆる方向で無駄の少ない循環型モデルです。

食品ロス

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品を指します。食品ロスを発生させることは、それを生産・製造するために使用した資源やエネルギーを無駄にしてしまうだけでなく、それを処分するために新たな資源やエネルギーを使用することとなります。

日本は、大量の食料を消費し、食料の多くを輸入に依存しています。その一方で、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在しています。この現実を考え、私たちは食品ロスの削減に取り組んでいく必要があります。

処理基準（廃棄物）

廃棄物の適正な処理を目的に、廃棄物の収集・運搬や処分（中間処理、最終処分）について法令で定めた基準で、一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準などがあります。

収集・運搬に関する基準では廃棄物が飛散・流出しないようにすることなど、処分に関しては野焼きの禁止などが定められており、廃棄物の処理に当たっては、この基準に従う必要があります。

白神山地世界遺産センター（藤里館）

世界遺産地域の普及啓発のため1998年（平成10年）に開館した施設です。

世界遺産条約の解説や白神山地の自然を模型などにより紹介するとともに、各種の自然ふれあい活動を行うための拠点となっています。

新エネルギー

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）の中で定められた石油代替エネルギーを指します。新エネルギーのうち特に

導入を促進すべきとされているもので、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電(1,000kW 以下)、地熱発電(バイナリー方式に限る)、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類が指定されています。

す

水源かん養

森林の公益的機能の1つです。樹木及び地表植生などにより降雨、融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の理水機能(洪水ピークの平準化、渇水の緩和)の維持増進を図り、洪水の防止及び水資源の確保に資する機能を指します。

スカイパトロール

不法投棄等の未然防止や早期発見・早期解決を図るためのヘリコプターによる上空からの監視活動をいいます。不法投棄防止に関する広域連携の一環として、2002年度(平成14年度)から東北6県で連携してスカイパトロールを実施しています。パトロールで発見した箇所については現地調査を実施し、必要により原状回復の指導等を行っています。

スマート農業

スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業を指します。

日本の農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっています。そこで、日本の農業技術に「先端技術」を駆使した「スマート農業」を活用することにより、農作業における省力・軽労化を更に進められる事が出来るとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待されます。

3R

廃棄物対策のキーワードである Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の3つの頭文字をとった言葉です。

せ

生活排水

調理、洗濯、入浴など人間の日常生活に伴い公共用水域に排出されるもので、工場などから排出される産業排水と区別されています。

これらの人の活動に伴い排出される有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入すると、その水域が富栄養化状態になります。県内でも、中小の都市河川や八郎湖など生活排水の影響を強く受けている水域があります。これを防止するためには、下水道の整備、し尿と台所等の雑排水と一緒に処理する合併浄化槽など地域に応じた施設の改善、普及を図る必要があります。

生活排水処理施設

し尿(トイレ汚水)と生活雑排水(炊事、洗濯、入浴等日常生活に伴って排出される排水)を併せて処理する施設の総称です。施設には下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽などがあります。

生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それを取り巻く無機的环境要因(光、温度、水、土壌など)を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたものです。

生態系サービス

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。こうした生態系サービスは、「供給サービス」、「調整サービ

ス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類されます。

生物相

ある一定の地域または環境内に生息・生育する生物の全種類をいいます。

生物多様性

地球上の生物は、約 40 億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。

生物多様性は、生態系のバランスを維持するうえで重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約に基づき、締約国が作成する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国家的な戦略であり、生物多様性基本法において政府による策定を義務づけています。

「生物多様性国家戦略 2010」では、中長期目標として、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものにするを、短期目標として、生物多様性の状況把握・分析、保全活動の拡大、減少させない方法の構築、持続可能な利用、社会への浸透、新たな活動の実践を挙げています。そのために、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、の4つの基本戦略を示しています。

生物多様性データバンク

これまでに集積してきた多様な生物の様々な資料について、パソコンを使って活用できるよう入力、整理し、環境アセスメントなどの各種開発の事前指導などに活用するほか、自然環境情報を県民に提供できるよう集積しています。

生分解性プラスチック

「バイオプラスチック」の項参照。

世界遺産

1972 年（昭和 47 年）のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、世界遺産リスト登録された文化財や自然を指します。

日本では、文化遺産として姫路城・原爆ドーム等が登録されていましたが、2007 年（平成 19 年）に石見銀山遺跡が新たに登録され、文化遺産は 11 件となっています。また、本県と青森県に広がる白神山地は、鹿児島県の屋久島とともに日本初の自然遺産として 1993 年（平成 5 年）に登録されたほか、知床を含め 3 件が登録され、日本における世界遺産登録件数は 14 件となっています。

絶滅危惧種

現在生存している動植物のうち、個体数が減少しており、絶滅の恐れの高い野生生物の種をいいます。日本ではツシマヤマネコ、シマフクロウなどが絶滅危惧種に指定されています。

ゼロエミッション

生産や流通、消費の各段階で生じる廃棄物を、新たに他の分野の原料として活用することなどにより廃棄物をゼロにすることです。

そ

草地生態系

永年性の樹木が存在しない、あるいは散在しているが草本に覆われている植生に成立する生態系です。草地は飼料生産の場であると同時に、生物多様性、温暖化防止、水土保持など多面的な環境保全機能を有しています。

た

ダイオキシン類

有機塩素化合物で、水に溶けにくく、蒸発しに

くいほか、他の物質とも簡単には反応しない性質を持っている化学物質です。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF 135 種類）とポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD 75 種類）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）を合わせて「ダイオキシン類」と定義しています。

ダイオキシン類は、物の燃焼過程などで非意図的に生成され、その中でも最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンについては、人に対する発がん性が確認されています。

脱炭素化社会

脱炭素化社会とは、地球温暖化の原因となっている「温室効果ガスゼロ」を実現する社会のことをいいます。

温室効果ガスはその多くが二酸化炭素であり、それを発生させる行動を減らさなければなりません。エネルギーにおいては、化石燃料を使った発電に頼るのではなく、太陽光発電や風力発電、地熱発電などの再生可能エネルギーの積極的な活用が有効になります。また、私たち一人一人のライフスタイルも、省エネを意識したものに転換していくなど取り組んでいく必要があります。

玉川酸性水中和処理事業

玉川ダム建設事業の一環として、玉川上流部に石灰石による中和処理施設を建設して1991年(平成3年)から強酸性水である玉川温泉水の中和を開始しました。これにより、下流の玉川河川水及び玉川から導水している田沢湖では、pHが回復してきています。

WMO（世界気象機関）

WMOとは、「World Meteorological Organization」（世界気象機関）の略称です。

世界気象機関は、1951年（昭和26年）に国連の専門機関となり、気象、気候、水に関する権威のある科学情報を提供しています。

地球の大気の状態と動き、大陸と海洋の相互作用、気象とそれが作り出す気候、その結果による水資源の分布、こうしたことを観測、監視するための国際協力を調整しています。

WMOの191の加盟国の気象・水文機関が一年を通して毎日気象予報を提供し、高度の影響の強い気象、天候について早期かつ信頼できる警報を発表しています。こうした警報によって数えきれない数の人々の命を救い、財産と環境を保護し、防災計画の策定と政策決定を支援し、気象、気候、水による災害が社会経済開発に及ぼす影響を最小限にすることができます。

ち

地域気候変動適応センター

地域気候変動適応センターとは、地域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点をいいます。

農業や林業、防災など様々な分野でこれまでに起きている気候変動による影響や将来起こりうる気候変動による影響を収集し、情報発信するなど、これらの影響に対する対策・施策（適応策）を研究しています。

地域循環圏

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方です。

廃棄物の適正処理を前提に、温暖化対策や自然との共生などの環境面や、希少性や有用性などの資源面、さらに輸送効率や処理コストなどの経済面の各観点から、循環資源ごとに地域の特性を踏まえて最適な範囲での循環を目指すものです。

例えば一定の地域のみで発生する又は腐敗しやすい等の特徴を持つバイオマス系循環資源はその地域において循環させ、高度な処理技術を要するものはより広域的な地域で循環させるといったことが考えられます。

地域循環共生圏

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域資源を活かし自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合いながら、農山漁村も都市も活かすという地域づくりの考え方で、地域でのSDGsの実践を目指すものです。

地熱、水力、風力などの豊富な再生可能エネルギー資源を、地域内で循環させる「電力の地産地消」を実現させることで地域の活性化を図ることや、農山漁村での自然、文化、人々との交流等を楽しむ農山漁村滞在型余暇活動を推進し、都市部との交流人口拡大を図るなど、各地域の強みを生かした資源や人材などの地域資源を農山漁村と都市で補完し支え合いながら持続可能な地域づくりを目指すものです。

地球温暖化

地球が太陽から暖められると、宇宙に向けて熱（赤外線）を放出して一定の温度に保とうとします。大気中にはこの赤外線を吸収する気体があり、地表から宇宙に逃げる熱を減らして地球を暖める働きをしています。この働きを温室効果といいいます。温室効果ガスが増えすぎると、地球全体の温度が高くなってしまいますが、これを地球の温暖化といいいます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次報告書によれば、このまま温暖化が進むと、今世紀末の世界平均気温変化は0.3～4.8℃の範囲、平均海面水位の上昇は0.26～0.82mの範囲となる可能性が高いとされています。

地産地消

地産地消は、地元で生産された食用の農林水産物を、その生産地域において消費するという取り組みを指します。近年では、エネルギーの地産地消など、地域の特長を活かしたエネルギー資源をその地域内で循環させ、地域の活性化につなげるなどの取り組みも進められています。

窒素

水質汚濁の指標として用いられる場合の「窒素」は、「全窒素」、「T-N」とも表現されます。全窒素とは、有機態窒素と無機態窒素の和をいいます。窒素は、動植物プランクトンの増殖に欠かせないもので、りんとともに栄養塩と呼ばれ、その濃度は湖沼等の富栄養化の目安として使われています。

中間処理

廃棄物の減量化、安定化、有価物の回収などを行うことで、具体的には、ごみや可燃性の産業廃棄物の焼却、粗大・不燃ごみの破碎・圧縮・選別、汚泥の脱水・乾燥、廃アルカリの中和、ばいじんなどのコンクリート固形化などをいいます。

長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備に講じられた優良な住宅を指します。長期優良住宅の建築及び維持保全の計画を作成して所管行政庁に申請することで、基準に適合する場合には認定を受けることができます。

つ

つくり育てる漁業

有用魚介類の種苗生産・放流や魚礁漁場や増殖場の造成などにより、「獲る」ことに重点を置いた漁業から、資源を増やし育てる努力を払いながら、より合理的な漁獲を目指す「つくり育てる漁業」を積極的に推進しています。

て

低コスト林業

低コスト林業とは、施業地の集約化・林内の路網整備・高性能林業機械の導入など、作業の合理化と機械化を図り、搬出にかかる費用を抑えた新しい林業の作業方法で、より効率的な森林整備を目指すことができます。

低周波騒音

人間の耳では聞き取りにくい非常に低い音（100Hz 以下の低周波）や全く聞こえない空気の振動（20Hz 以下の超低周波）による騒音をいいます。

低炭素社会

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のことです。2007 年度（平成 19 年度）の日本の環境・循環型社会白書において提唱されました。

テレワーク

テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を指します。働く場所によって、自宅利用型テレワーク、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の 3 つ分けられます。

天然林施業

植林せずに天然の力によって次の世代の樹林を発生させることにより、森林を造成する施業を指します。

と

東北自然歩道（新奥の細道）

東北 6 県にまたがる長距離自然歩道で、愛称を「新・奥の細道」といいます。この歩道は、1 日で歩ける程度の歩道を 1 つのコースとし、コースとコースの間を公共の交通機関などで結びながら東北を一周するものです。秋田県内には 50 のコース（49 コース 1 支線）があり、各コース 4km から 17km 程度の距離を設定しています。沿線には、豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化もふんだんに盛り込まれています。

特用林産物

きのこ、山菜、クルミ、木炭など、林野から生産または採取されるもので、用材以外の全体を指します。栽培きのこも、この分類で扱います。

都市公園

「都市公園法」に基づく公園又は緑地で、都市における緑とオープンスペースの果たす多様な機能を持った施設を指します。

都市生態系

都市の生活パターン、構造物、都市・生活型公害等、都市の人為的影響下に成立する生態系です。

土壤汚染対策法

汚染土壤による人への健康被害を防止することを目的とした法律で、2003 年（平成 15 年）に施行された法律です。

有害物質を使用する特定施設廃止時の土壤汚染状況調査の実施や、汚染の可能性が高い土地に対する知事の調査命令、汚染地の指定等の制度を定めています。さらに、2010 年（平成 22 年）4 月施行の改正法では、3,000 m²以上の土地の形質変更時の届出や、汚染区域の細分化（「要措置区域」と「要届出区域」）、汚染土壤搬出時の届出義務化、汚染土壤処理業の許可制、汚染土壤処理基準等の追加など、新たな制度が定められております。

トミヨ属雄物型

トゲウオの仲間で湧水地帯に生息しています。湧水の消失により絶滅する危険性が高く、県では絶滅危惧種ⅠA類にランクしています。県内に生息しているのは、「トミヨ属雄物型」と「トミヨ属淡水型」の 2 種で、前者の背中のトゲの部分の膜は黒色、後者は透明です。

十和田湖水質・生態系改善行動指針

十和田湖の水質環境基準が達成できない状態が 1986 年度（昭和 61 年度）以降継続しているこ

とやヒメマスの資源量が激減したことに対処するため、2001年（平成13年）8月に青森県と協働で策定し公表した指針です。

この指針では、汚濁負荷量の削減や水産資源の管理、沿岸域の保全と管理など5つの大項目を掲げ、行政や事業者・周辺住民が取り組むべき具体的な行動を示しています。

な

75%値（BOD、COD）

ある環境基準点における年間の日間平均値の全データ（n個）をその値の小さいものから順に並べた時、 $0.75 \times n$ （整数でない場合は直近上位の整数）番目にくるデータのことをいいます。

河川のBOD（生物化学的酸素要求量）や海域・湖沼のCOD（化学的酸素要求量）の環境基準について、年間を通じて環境基準を達成していたかどうかを判断する場合に、この75%値を使います。

に

二次林

その土地本来の自然植生が、災害や人為によって破壊され、そのおきかえ群落として発達している森林のことを指します。なお、人為の全く及んでいない森林を原生林といい、原生林と二次林をあわせて天然林といいます。

の

農業・漁業集落排水施設

農業・漁業集落における、し尿、生活雑排水、雨水を処理する施設です。農漁村の生活環境改善と生活排水の浄化を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としています。

は

バイオマス

再生可能な生物由来の有機資源（化石資源を除く）で、生物の炭酸同化作用により、太陽光と生物がある限り枯渇しない資源のことをいいます。

廃棄物

一般の通念からすれば、捨てられているものはすべて廃棄物といえますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの」と定義しています。

バイオマスプラスチック

「バイオプラスチック」の項参照。

バイオプラスチック

微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称です。

生分解性プラスチックは、通常のプラスチックと同様の耐久性を持ち、使用後は自然界に存在する微生物の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで完全に分解されるプラスチックと一般的に定義されています。一方のバイオマスプラスチックは、バイオマス（生物資源）から作られた再生可能なバイオマス資源を原料として、化学的または生物学的に合成することにより得られるプラスチックと定義されています。バイオマスには主にトウモロコシ、藻類、小麦などから作られる再生可能な植物が利用されています。

生分解性プラスチックは分解性に係る機能、バイオマスプラスチックは原料に着目しているため、生分解性プラスチックとバイオマスプラスチックは必ずしも一致するとはいえません。バイオマスプラスチックは再生可能資源であるバイオマスを原料としている点に特徴があるため、必ずしも生分解性という機能を有するわけではありません。バイオマス由来の炭素と石油由来の炭素が混ざっているプラスチックもバイオマスプラスチックに含まれています。

ハザードマップ

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に示されています。ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減に非常に効果があります。

パリ協定

パリ協定とは、2015年（平成27年）にフランスのパリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で採択された、2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。

パリ協定では、次のような世界共通の長期目標（世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続する。）を掲げています。



PRTR

環境汚染物質排出・移動登録（Pollutant Release and Transfer Register）のことです。

事業者自らが、対象となる化学物質ごとに工場・事業場からの環境への排出量や廃棄物としての移動量を把握して、その結果を行政に報告し、行政がそれらを公表するシステムを指します。

pH

水溶液中の水素イオン濃度の逆数の対数をとったものです。pH7が中性で、7未満であれば酸性、7より大きければアルカリ性です。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBとは、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCBと呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

その性質は、水に極めて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、科学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCB廃棄物

PCB廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に定める、PCB等（廃PCBを含む絶縁油等）、PCB汚染物（PCBを使用しているトランス等）、PCB処理物（廃PCB等を処分するために処理したもの）の3種類を指します。

2001年（平成13年）7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）が施行され、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進することが定められたほか、PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を自治体に届け出るとともに、2026年度（令和8年度）末までにこれを適正に処分することが義務付けられました。

BOD（生物化学的酸素要求量）

BODとは、「Biochemical Oxygen Demand」（生物化学的酸素要求量）の略称です。

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。水質の汚濁状況を示す代表的な指標で、この数値が大きいは

ど汚濁しているといえます。

国では、河川の水質環境基準の項目の一つとしてBODを定めており、その評価として75%値を用いることとしています(BOD75%値は「75%値」の項参照)。

ビオトープネットワーク

ビオトープとは、植物、昆虫類、両生類、は虫類、鳥類、哺乳類などの野生生物が生息・生育する空間を類型化した概念のことで、私たちの身の回りには池沼、湿地、雑木林など、様々なタイプのビオトープがあります。

野生生物は、種によって生息・生育に必要なビオトープのタイプや規模が異なります。同じタイプのビオトープ中の生物が交流・繁殖するには、双方がネットワークされていることが必要であり、これをビオトープネットワークといいます。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中の浮遊粒子状物質の中で、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子状物質のことをいいます。微小粒子状物質はその粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入り込み、健康に影響があるとされています。2009年（平成21年）9月に、新たに微小粒子状物質に係る環境基準が定められました。

ふ

フードドライブ

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動をいいます。

フードバンク

各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設等へ無償で提供する団体・活動をいいます。

富栄養化

太陽光線を受けると藻類などの植物性プランクトンが増殖し、冬になるとこれらが枯死し腐敗する過程で窒素やリンを水中に放出することになります。このサイクルによって、湖沼などの閉鎖性水域で栄養塩類の濃度が増加していく現象を富栄養化といいます。

本来は数千年かかるこの現象が、近年では生活排水などが流れ込むことによって急激に加速されています。富栄養化状態になると植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生しやすくなります。

複層林施業

人工的に造成した樹林において、森林を構成する林木を部分的に伐採し、そこに植樹するなどして、樹齢や高さの異なった複数の樹冠（樹木の枝や葉の茂っている部分）層を有する森林を育てる方式のことです。

ふるさと秋田元気創造プラン

「ふるさと秋田」の元気創造に向け、県民と一丸となって取組を進めていくための新たな県政運営の指針として2010年（平成22）年3月に策定した計画です。概ね10年後の将来ビジョンを展望したうえで、その実現に向けた具体的な戦略を掲げ、重点的かつ効果的に施策を展開することとしています。また、2018年（平成30）年3月には「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」策定され、6つの重点戦略に密接に関係性を有している他の政策分野を「戦略を支える横断的な取組み」と位置付け推進を図ることとしており、この中に「環境政策の推進」を掲げています。

プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再

生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として策定しています。重点戦略として、「プラスチック資源循環」、「海洋プラスチック対策」、「国際展開」、「基盤整備」について取組を示しています。

フロン(類)

炭化水素の水素原子のいくつかが、塩素原子とフッ素原子とで置き換えられた人工のガスで、「フロン回収破壊法」ではクロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)のうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質を「フロン類」といいます。熱に強く冷媒、溶剤として優れた性能を持っており、エアコンや冷蔵庫のほか、半導体産業での洗浄剤、断熱材の発泡剤としても広く利用されています。しかし、成層圏のオゾン層を破壊し、地表への有害紫外線を増加させたり、温室効果ガスとして地球温暖化の原因となったりするなど、人間や生態系に影響を及ぼす恐れがあるとして国際的に問題となっています。

ほ

保安林

「森林法」に基づき、国又は県が指定する公益的機能を高度に発揮すべき森林のことです。水源かん養保安林など17種類があり、指定目的に沿って伐採方法や更新方法等について制限が課せられています。

弘田柵跡

秋田県大仙市にある国指定史跡です。

弘田柵跡は、平安時代の初めころ(約1,200年前)、律令国家がこの地方の統一を進めるために造った、政治的・軍事的拠点として、また儀式の場としての役割を持っていたと考えられています。

現在、遺跡の復元を含む環境整備を大仙市が、発掘調査については秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所が主体となり実施しています。

ま

マイクロプラスチック

マイクロプラスチックとは、一般的に5mm以下のプラスチック材料の微小片や微粒子を指します。

自然には分解されないプラスチック製のゴミが増加することで、自然環境や動物、人間の健康に被害をもたらす問題となっています。近年、魚などの海の生態系に大きな影響を及ぼしているマイクロプラスチックも問題視されています。

マイクロプラスチックは、それができる過程によって以下の2種類に分類されます。

一次的マイクロプラスチックは、マイクロサイズで製造されたプラスチックで、洗顔料や歯磨き粉などのスクラブ剤等に利用されているマイクロビーズ等があります。排水溝等を通じて自然環境中に流出するため、回収は非常に困難なものです。

二次的マイクロプラスチックは、使用済みのプラスチックがポイ捨て、またはゴミ処理の輸送過程で環境中に出てしまい、雨と一緒に川に流され、やがて海を流れ、その中で波や岩・砂の作用で破碎・細分化され、5mm以下の大きさになったものをいいます。

マイバッグ

消費者が購入した物を入れて持ち帰るために自分で用意するバッグや袋のことです。マイバッグの利用を習慣化することでレジ袋等の消費を抑制することができます。

松くい虫

森林害虫である「マツノマダラカミキリ」により媒介される「マツノザイセンチュウ」が引き起こす急激な松枯れの中で、正式には「マツ材線虫病」と呼ばれています。

マテリアルリサイクル

マテリアルリサイクル(物質還元リサイクル)とは、廃プラスチック類の廃棄物を、破碎溶解などの処理を行った後に同様な用途の原料として再

生利用するリサイクル方法を指します。

プラスチック資材を破砕・加工処理して、リサイクルプラスチックのパレットを生産することや使用済みのペットボトルを破砕・加工処理して繊維化し、衣類を生産するなどがあります。

マルチベネフィット

マルチベネフィットとは、複数の社会課題の同時解決のことであり、SDGs ターゲットに対して統合的なアプローチを行う事で複数ターゲットの同時達成につなげるという意味で注目されています。

み

水循環

水は、大地への降水が土壌に保水され、河川や地下水などと形を変えながら流下し、湖沼や海域に注ぐ過程で大気中に蒸発して再び降水となります。こうした自然の水の循環をいいます。

緑の回廊

野生生物保護のための移動通路（コリドー）や生態系の保全など、生物多様性を確保するための連続した森林のことで、野生生物の繁殖の場や移動経路となる連続した森林の姿から、これを「回廊」に見立てたものです。国有林では全国的に設定を進めており、東北においては八甲田山周辺から蔵王連峰に至る、南北約 400km の「奥羽山脈緑の回廊」が平成 12 年度に設定されています。北東北三県では、この「奥羽山脈緑の回廊」の途切れた部分を補完し、より一体的なものとする民有林「緑の回廊」の設定を推進しています。

も

木質バイオマス

森林・樹木に由来する木質生物資源のことで、主に林業や木材産業などの生産過程や建築物の解体過程で発生する残材（枝条、樹皮、根株を含む）、端材、廃材と称されるものです。

藻場

海中林とも呼び、比較的大型の海藻が海中で密に繁茂し、陸上の森林の様相を呈するものをいいます。藻場は魚介類にとって産卵場、稚魚などの保育・餌場となっており、水産資源の保護・培養の場として重要な役割を果たしています。

ゆ

有害大気汚染物質

継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれのある物質で、大気の汚染の原因となるものをいいます。現在、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として 248 物質がリストアップされており、そのうち、トリクロロエチレン、ダイオキシン類など 23 物質がモニタリングなどの優先的な取組物質となっています。

UNEP（国連環境計画）

1972 年（昭和 47 年）6 月ストックホルムで「かけがえのない地球」をキャッチフレーズに開催された国連人間環境会議の提案を受け、同会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関です。

人の生命と福祉のために環境の質を現在から将来に亘り保護し拡大するための国際協力を進めるため、7 つのサブプログラム（気候変動、災害・紛争、生態系管理、環境ガバナンス、化学物質・廃棄物、資源効率性、環境レビュー）を中心に活動を行っています。

よ

容器包装リサイクル法

日本の経済は、高度成長期以後、今日まで「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって発展してきました。この経済システムによって生み出された廃棄物は増大の一途をたどり、廃棄物を埋め立てる最終処分場が足りなくなる事態も生じてきました。このため、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物をリサイクルすることによって廃棄物

の減量を図ることが重要となり、特に、一般廃棄物のうち容量で約 60.1%、重量で約 20.1%を占める容器包装廃棄物の処理が緊急の課題となってきたのです。

1995 年（平成 7 年）、「容器包装リサイクル法」（正式名称＝容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）が制定されました。また、法施行後約 10 年が経過した 2006 年（平成 18 年）に、改正容器包装リサイクル法が成立し、2007 年（平成 19 年）4 月から施行されています。容器包装リサイクル法の特徴は、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）は再商品化（リサイクル）するという、3 者の役割分担を決め、3 者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたことです。なお、リサイクルを行うだけでなく、容器包装の薄肉化・軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

ら

ライフ・サイクル・アセスメント

産業生産物の生産・製造時、使用時、廃棄時、リサイクル時に費やされるエネルギー投入量と排出物総量を総合的に評価する手法です。環境への負荷物質や温暖化原因物質の総排出量を見積もる手法として注目されています。

り

リサイクル

「RE＝再び」、「CYCLE＝循環する」という意味で、不要になったものをもとの製品原料や別の製品原料として利用することをいいます。一般廃棄物の再資源化の指標となるリサイクル率は（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）で算出することとされています。

りん

水質汚濁の指標として用いられる場合の「りん」は、「全りん」、「T-P」とも表現されます。全りんとは、有機態りんと無機態りんの和をいいます。

りんは、動植物プランクトンの増殖に欠かせないもので、窒素とともに栄養塩と呼ばれ、その濃度は湖沼等の富栄養化の目安として使われています。

れ

レッドデータブック（RDB）

絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、それぞれの絶滅の危険度ランクを記載した本のことです。

レッドリスト

生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したものです。規制等の法律上の効果を持つものではありませんが、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料として広く活用されることを目的とします。

レッドリストに掲載された種について、生息状況等を取りまとめて編さんしたものがレッドデータブックです。

わ

ワンウェイプラスチック

ワンウェイプラスチックとは、一回使用されただけでごみ、または資源として回収されるプラスチック製品を指します。

日本政府は 2018 年（平成 30 年）に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」の策定し、今あるプラスチックごみを減らし、プラスチックの資源循環をさらに推進していくための戦略を掲げ、2030 年（令和 12 年）までにワンウェイプラスチックを累計 25%排出抑制する目標を設定しています。ワンウェイプラスチック削減の具体的な取り組みの一つとして、2020 年（令和 2 年）7 月から全国で始まった「レジ袋の有料化」があります。

第3次秋田県環境基本計画

令和3年3月
秋田県生活環境部環境管理課
